




平成21年度  
第37回 日税連公開研究討論会

# 所得税に係わる諸問題

～給与所得者の課税から考える～



開催日：平成21年10月16日(金)  
会場：千葉市  
幕張メッセ 国際会議場

主催：日本税理士会連合会

共催：関東信越税理士会 [www.kzei.or.jp](http://www.kzei.or.jp)



## 論題選定の趣旨とあらまし

少子高齢化や経済のグローバル化が進み、財政赤字が大きくなる中で、税制の抜本的改革が求められている。年金の問題では、必ず消費税率のアップが論議され、その後予想されるのが所得税法の抜本的改正である。

わが国には、給与所得者が5,377万人おり、そのうち4,139万人について年末調整が行われている（平成19年分民間給与実態統計調査）。給与の支払者には源泉徴収義務があり、年末調整によって所得税の精算が行われるため、多くの給与所得者は、自らの所得税の申告・納税手続きを行うことはない。

関東信越税理士会では、日税連の公開研究討論会にあたり、納税者の圧倒的多数を占める給与所得者の課税の問題に焦点をあてて、あるべき税制について提案を行うことにした。

第1部では、まず、給与所得について、雇用形態の多様化に伴って給与所得の該当性の判断基準を見直す必要があることを論じた。また、給与所得の範囲の問題として、FRINGE・ベネフィットについて検討をした。従来から、概算経費控除としての性質をもつ給与所得控除に関しては、議論が多いところである。本研究では、給与所得控除を見直すために、諸外国の制度の紹介や、実額経費控除の是非、関連テーマとして同族法人のオーナー経営者の給与所得控除について検討を行った。

第2部では、年末調整制度について、今日ではe-Tax等の普及により、給与所得者であっても確定申告を行い易い環境になったことに着目して、年末調整を廃止し、確定申告を基本とする方向性で議論をした。

第3部では、最近の退職金の支給実態を明らかにした上で、どのような課税方式が適合するののかについて検討を行った。また、年金所得については、公的年金等控除額を廃止して、新たに所得制限を設けた税額控除として年金税額控除を創設することを提案した。

第4部では、経済格差が広がる給与所得者に対する処方箋として、諸外国で取り入れられている「給付つき税額控除」に関して検討を行い、わが国への導入の可能性について研究を行った。

なお、この論文集の作成にあたっては、各研究員が個別に研究テーマを選択して、個々にあるべき税制について提案を行う形を採用した。したがって、本研究では、全体として統一した意見形成がなされていない。また、論文集の体裁をとったため、章立ては行わなかった。その代わりに、それぞれの論文には要旨をつけることにより、論文集がわかりやすい構成となるように工夫をした。

最後に、本研究にあたり、貴重なご講義とアドバイスをいただいた横浜国立大学の岩崎政明教授には心より感謝を申し上げたい。

調査研究部長 岸 生子

## 研究討論会の発表方法について

### 1. 目的

この研究討論会は、今回選択したテーマについて各研究員が得た研究成果を発表するもので、討論を通じて一定の結論を得ようとするものではありません。

### 2. 発表方法

この論文集は、各研究員が得た研究成果をまとめたものです。当日会場では、その内、特に関心が高いと思われるテーマを中心に発表いたします。

### 3. 質問及び回答

- (1) この論文集の内容について質問がある参加者は、末尾添付の質問票に質問事項を記入し、9月28日までに到達するよう関東信越税理士会宛にファクス又は郵送にてご提出ください。
- (2) 質問に対する回答は、討論会の中で行います。
- (3) 質問が多く、すべての質問に答えることができない場合は、主催者が取捨選択して質問事項を決定します。
- (4) 当日は、時間の制約上会場からの質問には応じられません。

当日の討論はすべて司会者の指示によって進行します。どうか討論会の円滑な運営にご協力ください。

# 所得税に係わる諸問題 ～給与所得者の課税から考える～

## 目 次

### 第1部 給与所得課税を見直す

- ・所得区分における給与所得の問題点  
一雇用形態の多様化による給与所得の判断基準の考察— ……藤沼 紀彦（栃木支部）… 1
- ・外国との比較から見た給与所得課税の問題点……………水野 学（川越支部）… 15
- ・フリンジ・ベネフィット課税の諸問題……………大武ゆかり（桐生支部）… 37
- ・給与所得における実額経費……………望月 茂（浦和支部）… 53
- ・（関連テーマ）給与所得控除から派生する問題  
一同族法人のオーナー経営者の給与所得控除について— ……石原 毅（伊勢崎支部）… 71

### 第2部 年末調整制度を見直す

- ・給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度  
一その現状と課題— ……逸見 聡（新潟支部）… 83
- ・年末調整の廃止にむけて……………石田 徳士（大宮支部）… 97

### 第3部 退職・年金所得課税を見直す

- ・退職所得の意義と課題……………佐藤 晃（長野支部）…107
- ・退職一時金の実態の変化と課税制度……………宇賀田伸彦（長野支部）…119
- ・年金所得の意義と課題……………塚本由美子（新潟支部）…137

### 第4部 将来に向けて 一経済格差が広がる給与所得者と税制—

- ・給付つき税額控除……………加藤 尚弘（水戸支部）・森野 哲也（水戸支部）…151

運営関係者名簿……………175

質問票

所得区分における給与所得の問題点  
—雇用形態の多様化による給与所得の判断基準の考察—

藤沼 紀彦 (栃木支部)

# 所得区分における給与所得の問題点

## —雇用形態の多様化による給与所得の判断基準の考察—

藤沼紀彦（栃木支部）

### 【要 旨】

わが国は、所得税法における所得を10種類に区分している。所得税法は、各種所得の定義規定は設けている。しかし、給与所得についてみるに、「給与」の意義規定や、給与所得に区分するための具体的な判断基準の規定が存在しない。これを原因に、発生した収入が給与所得であるか否かにつき争いが生じている。

給与所得区分の判断は、最高裁昭和56年4月24日判決の法解釈に委ねられている。本稿では、最高裁判決で示された給与所得区分の手法及び判断基準から、所得区分の要件について検討を加えた。

同最高裁判決によれば、給与所得の判断については、所得税法の趣旨、目的に照らし、その業務ないし労務及び所得の具体的な態様を考察し、決定すべきこととしている。他の裁判例においても、雇用契約又はこれに類する原因をもって、直ちに給与所得とは判断せず、たとえ契約が締結されていたとしても、役務の提供が使用者の指揮命令によるものでなければ、雇用関係が生じているとは認定しない。つまり、役務提供の内容や使用者の指揮命令権の影響、対価の支払方法等の事実を総合的に勘案し判断をする傾向にある。

しかし、実務上、経済取引の全てを各事実に照らし総合的に勘案する判断手法が望ましいとは言い難い。なぜなら、経済取引を総合的に勘案し、社会通念に照らして解釈をしなければ給与所得と判断できないとすれば、その判断は画一的なものとはならない。所得区分に係る根拠法が明確なものであれば、その判断は現状に比して容易となるのではないだろうか。

現在では、パソコンやインターネットの普及によりIT環境が飛躍的に進化している。このような状況を背景に、所得税法の立法当初には想定されていなかった雇用環境が存在している。例えば、テレワークセンターのように、勤務の場所を企業内に限定しないものや在宅勤務形態もその一つである。新たに生じてきた雇用形態が、伝統的な給与所得の性質にすべて該当するとは限らない。

今日の給与所得区分をめぐる問題は、法令における判断基準の不備と言わざるを得ない。給与所得であるか否かの判断の根拠は、法解釈により生じた基準に求めるべきではなく、法令上の明確な規定により判断することが望ましい。給与所得を取り巻く問題は今後も複雑化する可能性がある。経済社会の構造変化や取引形態の変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じさせるなどの弊害を招くことになる。したがって、既得権や既成の制度に影響されることなく、税制を常に時代に適合するものとすべく、その見直しを継続しなければならない。

## I 問題の所在

現行所得税法は、所得をその源泉や性質により10種類に分類している。これは、「所得はその性質や発生の態様に依りて担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に依りて課税方法を定めたためである。」<sup>(1)</sup>

つまり、所得税法において所得区分規定が設けられているのは、担税力に応じた課税を要請する租税公平主義に基づくものと考えられる。

しかし、所得区分については、ストックオプション制度により社員に付与した権利が実現した場合に生ずる権利行使益を、どの所得に区分すべきかといった問題が生じている<sup>(2)</sup>。(ストックオプション制度に関連した問題は、今回の研究対象からは除くが、所得区分の問題点としてしばしば検討されている。)

所得税法は、各種所得の定義規定は設けている。しかし、給与所得についてみるに、「給与」の意義規定や、給与所得に区分するための具体的な判断基準の規定は存在しない。これを原因に、発生した収入が給与所得であるか否かにつき争いが生じている。法令上の基準が不明確であるがゆえに争いが生じているとすれば、これは租税法律主義における課税要件明確主義の観点から問題がある。

実務上、給与所得の判断については、課税の取扱いに大きな影響を及ぼすことになる。特に、事業所得との関係においてはそれが顕著に表れる。つまり、納税者に生じた収入が、事業所得であるならば、納税者は確定申告を行うことになる。また、納税者が消費税の課税事業者であれば、当該収入を課税売上高として処理し、消費税の納税義務を負うことになる。さらに、個人事業税を負担する可能性も生じる。これに対し、生じた収入が給与所得であるならば、確定申告を行う場合を除き、多くの納税者は年末調整により課税関係を完了する。また、消費税等についての問題は生じない。

一方、報酬料金の支払者側にたてば、役務の提供にあたり支給した金員を給与とした場合には、源泉徴収義務を負うことになる。また、消費税については不課税取引の対象とされる。これに対し、報酬(外注費)とした場合には、所得税法204条に該当する場合を除き、源泉徴収義務は生じない。また、消費税については、課税仕入取引に該当した場合には仕入税額控除の対象となる。このように、納税者に生じた収入をどちらの所得に区分するかにより、所得税のみならず消費税又は地方税にも影響を及ぼす。したがって、給与所得と事業所得の区分についての判断は慎重に行う必要がある。

現代では、雇用形態の多様化・複雑化が進んでいる。これらを背景とし、所得区分に係る争いがますます生じることが予想される。そうした点から、「所得区分の中でも特に給与所得の解釈と事実認定の重要性が注目されている。」<sup>(3)</sup>

本研究においては、給与所得の意義及び給与所得の区分について争われた裁判例の中で、昭和56年4月24日最高裁判決<sup>(4)</sup>が示した判断基準を検討する。近年においては、雇用形態・就業環境の変化が生じており、「達成されるべき職務内容に応じて、フレックス・タイム制や裁量労働制、さらには在宅勤務制度などが採用されつつあることを視野に入れる必要がある。」<sup>(5)</sup> こうした雇用形態の変化に対し、これまでの判断基準が妥当であるかについ

て検討を加える。

## II 給与所得について

### 1. 給与所得の意義

給与所得の定義は、所得税法28条1項に規定されている。よって、給与所得の判断基準を考察する前提として、給与所得の意義について理解する必要があると考える。

所得税法28条1項

「給与所得とは、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。」

所得税法28条1項では、給与の種類を列挙しているのみで給与の意義については規定されていない。また、「俸給・給料・賃金・歳費及び賞与」以外を、「これらの性質を有する給与」としており範囲が不明確であると考ええる。

平成元年5月22日神戸地裁判決<sup>(6)</sup>では、給与所得の意義を以下のように解釈している。

「所得税法28条1項は、『給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費、年金、（過去の勤務に基づき使用者であった者から、支給されるものに限る。）、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。』と規定し、この『これらの性質を有する給与』とは、雇用契約又はそれに類する関係（例えば法人の理事、取締役等にみられる委任又は準委任等）に基づき、非独立的に提供される役務の対価として、他人から受ける報酬及び実質的にこれに準ずべき給付（例えば、各種の経済的利益等）をいうと解される。」

また、学説では「雇用関係またはそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含む概念である。非独立的労働ないし従属的労働の対価と観念してもよい。」<sup>(7)</sup>と解される。

裁判例及び学説では、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する関係により、使用者の指揮命令のもとに提供される労務に対し、他人から受ける報酬としている。しかし、所得税法28条1項の規定では、給与所得の意義を理解することができない。また、給与所得に区分する判断基準は判然としない。

### 2. 判例による解釈について

給与所得をめぐる所得区分を争う事例は多数生じている。これは給与所得に区分するための判断基準が、法令上必ずしも明確でないことから生じるものと考ええる。よって、この判断基準については裁判例等の解釈に委ねられている。

ここでは、給与所得と事業所得の区分の基準を示した判例を紹介する。これにより、裁判例等で示されている、給与所得の意義及び判断基準を確認することとする。

給与所得と事業所得の区分については、昭和56年4月24日最高裁判決の判断基準がしばしば用いられる。この事例は、弁護士業務を営む弁護士の報酬が給与所得に該当するか否かにつき争われたものである。

これにつき最高裁では以下のように判断をしている。

「およそ業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得（所得税法27条1項、所得税法施行令63条十二）と給与所得（同法28条1項）のいずれに該当するかを判断するに当たっては、税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、その業務ないし労務及び所得の態様等を考察しなければならないが、したがって、弁護士の報酬についても、これを一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならないが、その場合、判断の一応の基準として、両者を次のように区別するのが相当であり、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいい、なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において、何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。」

上記「事実関係のもとにおいては、本件顧問契約に基づきXが行う業務の態様は、Xが自己の計算と危険において独立して継続的に営む弁護士業務の一態様にすぎないものというべきであり、前記の判断基準に照らせば右業務に基づいて生じた本件顧問料収入は、所得税法上、給与所得ではなく事業所得にあたと認めるのが相当である。」

この最高裁判決では、事業所得と給与所得を区分する判断手法及び基準が示された。

報酬については、「これを一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならない」とし、具体的態様を勘案することで判断することとしている。つまり、給与所得と事業所得の区分は、一義的に決することをせず、業務の性質や内容等に応じ判断を下さなければならないのである。しかし、裏を返せば、法令が判断を下すだけの構成となっていないことから、事実を勘案し給与所得の該当性を検討しなければならないということが言えよう。

区分する基準については、「事業所得と給与所得の概念や区別は、実際には法令解釈に委ねられることになるが、本件最高裁判決は、それぞれの意義を明らかにすることで両者の分類に関する一応の基準を示そうとした。」<sup>(8)</sup>のである。この基準が示されたことについて、「事業所得と給与所得の区分に関する判断基準についての確立した先例として大きな意義を有するものということができる。」<sup>(9)</sup>また、「弁護士顧問料事件最高裁判決が明らかにした給与所得か否か（あるいは事業所得か否かの）判断手法は、ここで最高裁が明言したことに重要な意義があると考えられる。」<sup>(10)</sup>

この判断基準については、当該最高裁判決以後、同様の事例の判断基準とされており、給与所得と他の所得との区分をする際の一定の基準となっている<sup>(11)</sup>。

この判決から、給与所得又は事業所得の区分は、以下のような基準により判断されることになる。

給与所得については、

- ① 雇用契約又はこれに類する原因に基づくこと。
- ② 使用者の指揮命令に服して、継続的ないし断続的に労務をすること。
- ③ 提供した労務の対価として使用者から受ける給付であること。
- ④ 給与支給者との関係において、何らかの空間的、時間的な拘束を受けること。

一方、事業所得については、

- ① 自己の計算と危険において独立的に営まれること。
  - ② 営利性、有償性を有すること。
  - ③ 反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められていること。
- が一般的な基準である<sup>(12)</sup>。

### 3. 給与所得の判断基準についての検討

上記2では、昭和56年4月24日最高裁判決から、①～④の給与所得の判断基準を抽出した。この基準について考察を加える。

#### (1) 雇用契約又はこれに類する原因について

平成16年12月17日東京地裁判決では<sup>(13)</sup>、「所得税法は、給与所得について、『俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。』（同法28条1項）と定めているが、ここにいう『俸給』、『給料』、『賃金』、『歳費』、『賞与』、『これらの性質』及び『給与』については、それがいかなるものをいうかについての定義的な規定は設けられていない。また、『俸給』、『給料』、『賃金』、『歳費』、『賞与』、及び『給与』は、法令においても、しばしば用いられるものであるが、その用語法は、必ずしも一定のものがあるわけではない。したがって、同項におけるこれらの用語の意味は、一般的な用語法を基礎として、同項の趣旨及び目的に沿って理解すべきものであるところ、一般的には、『俸給』、『給料』、『賃金』、『歳費』及び『賞与』は、いずれも雇傭契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務その他の役務（以下、『労務』という。）に対する対価の意味で用いられ、『給与』は、それらすべてを総称する意味で用いられているものであるから、これらに共通する性質を抽出して考えれば、上記の『俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得』とは、『雇傭契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務の対価として受ける給付』をいうものと解するのが相当である。」

所得税法28条1項では、給与を明確に定義していない旨の指摘がある。しかしながら、給与所得と認定するためには、一般的に使用者から受ける給付が「雇傭契約又はこれに類する原因」により生じていなければならないと判示している。

給与所得の区分について、裁判例及び学説の見解は、雇傭契約の有無を基準にしているものが多くある。事業所得と給与所得の差異が、「役務の提供が自己の危険と計算とにおいて独立的に行われるか、自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服してなされるかにあるとすれば、一般的には、雇用関係に基づいて提供する役務の対価は給与所得に、請負関係に基づいて提供される役務の対価は事業所得に、委任契約関係に基づいて提供される役務の対価は事業（雑）所得又は給与所得（例えば、株式会社の役員報酬など）のいずれ

れかに区分されることになる。」<sup>(14)</sup>つまり、給与所得に区分するためには使用者と役務提供者の間に何らかの法律上の契約が必要であると考ええる。

しかし、先の最高裁判決が示す「雇用契約又はこれに類する契約」についての判断を柔軟に解釈した判決がある。

ゴルフ場を経営する会社が、キャディーに支払ったキャディーフィーが給与所得に該当するのか、事業所得に該当するのかにつき争われた事例である。(平成11年6月2日 那覇地裁判決)<sup>(15)</sup>

那覇地裁判決では、「所得税法における給与所得とは、単に雇用関係に基づく労務の対価として支給される報酬というよりは広く、労務の提供が自己の危険と計算によらず、他人の指揮監督ないし組織の支配に服してなされる場合にその対価として支給されるもの…」としている。

「この判決については、まず、給与所得の意義について、雇用関係に基づく労務の対価であることをあまり重視せず、『他人の指揮監督ないし組織の支配に服してなされる場合』の対価をも広く含まれると判示していることが注目される。」<sup>(16)</sup>

確かに、キャディーとX社の間において雇用契約は生じていない。しかしながら、雇用契約が無いことによって事業所得に該当するといった判断はせず、キャディーの採用の仕方、プレーヤーへの割当や日常業務に対する管理のあり方、キャディーの勤務状況の把握及び指導、キャディーの報酬額の決定及びその支給方法等を総合的に勘案した結果給与所得に該当すると判断している。

また、雇用契約の有無自体が、給与所得に該当するか否かの判断基準になり得るのかといった点につき、「給与所得に該当するか否かは、その基礎となる法律関係の性質によって決定されるのではない、ということである。(中略)『雇傭関係またはそれに類する関係』を給与所得発生的前提として考えていることからうかがうことができる。」<sup>(17)</sup>との見解や、「個別具体的場合において、その役務提供関係がこれらのいずれの契約に当たるのかが判断されなければ、問題の解決は得られないのであるが、実際の契約は必ずしも典型契約どおりでないこともあって、その判断はなかなか容易ではない。」<sup>(18)</sup>との見解もある。

こうした意見にたてば、雇用契約又はこれに類する原因の有無は、あくまでも給与所得になり得るための条件ではあるが、雇用契約の存在が、すなわち、給与所得であるか否かの判断基準として影響を与え難いものであると考える。

さらに、「これまでは、①終身雇用、②年功賃金、③企業別労働組合が典型的な雇用形態であった。従来は、給与は、雇用関係にもとづく就労そのものがほとんどであったのに対して、現在では、雇用関係にもとづかないものが増加しつつあるとされる。」<sup>(19)</sup>このような状況下では、「雇用契約又はこれに類する原因」の有無を、所得区分の判断基準とすることには疑問が残る。

## (2) 使用者の指揮命令に服して労務を提供すること

給与所得の解釈につき学説では、給与所得は、「雇用関係またはそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含む概念である。非独立的

労働ないし従属的労働の対価と観念してもよい。」<sup>(20)</sup>とされている。つまり、指揮命令に服して労務を提供した際の対価とは、言い換えれば、「非独立性」ないし「従属性」を有する労働の対価と位置づけることができる<sup>(21)</sup>。

先に示した那覇地裁判決では、給与所得について、「労務の提供が自己の危険と計算によらず、他人の指揮監督ないし組織の支配に服してなされる場合にその対価として支給されるもの」としている。この判決では、給与所得に該当するか否かを、雇用契約の有無といった観点から判断せず、給与所得の判断基準を他人の指揮監督ないし組織の支配に服して労務を提供しなければならない旨の判断がされている。

日フィル事件控訴審判決<sup>(22)</sup>では、控訴人が日本フィルハーモニー交響楽団から受ける報酬が給与所得であるか否かについて、「控訴人がバイオリニストとして高度の技術を有し、かつ、日フィルから受ける報酬が、控訴人主張の如く、雇傭、請負、委任などの要素の混同した楽団参加契約というべき一種の無名契約に基づくものであるとしても、それは、控訴人が楽団に所属し、そのスケジュールに従ってその指揮拘束を受ける従属的立場において提供する役務の報酬として支払われたものであり、控訴人が右楽団を主宰するものでないことはもちろん、そのスケジュールの企画、策定、実行にも直接参画するものでもない…」として、控訴人が日本フィルハーモニー交響楽団から受ける報酬を給与所得と判断している。この判決においても、契約形態に関わらず、控訴人と日フィル楽団との間での従属的な立場であるか否かについて所得区分の判断をしている。

従属性につき学説では、『『従属性』の基準に該当する事実は外形的に判断することが可能であるため、事案によっては非常に明白であり、そのような場合には、そこで享受される金銭が給与所得にかかる収入であると判断される重要な要素となりうる。』<sup>(23)</sup>としている。

たとえば、那覇地裁判決では、キャディーの業務につき、「プレーの進行管理や中断等のプレーに関する業務は、キャディーの判断に一部委ねられている部分はあるものの、コースを巡回している原告の従業員が指示を行った場合には、キャディーはその指示に従うこととなっている。」また、プレーヤーからの指摘については、「原告は、…キャディーの勤務状況についてミーティングを行い、その場で指摘された事項について、キャディーマスターが、個別キャディーに対する指導又はキャディー全員に対する一般的指導という形で、キャディーの業務を監督している」。さらに、「ゴルフ場の基本的なサービスの内容は、プレーの場所（コース）を提供することにあるから、キャディーもまた場所的にゴルフ場に拘束され、その一定の場所を利用し、…勤務時間も原告が配分する時間に拘束される。」とし、原告のキャディーに対する指揮・監督の実態を明らかにしている。

また、日フィル控訴審判決では、「控訴人が楽団に所属し、そのスケジュールに従ってその指揮拘束を受ける従属的立場において提供する役務の報酬として支払われたもの…」というように、楽団と控訴人の従属関係を指摘している。

平成4年4月17日裁決<sup>(24)</sup>（いわゆるマネキンが催事業者から受ける金員が給与所得にあたるか否かについて争われた事例）では、マネキンと催事業者（請求人）との関係について、「マネキンは、請求人との契約期間中は請求人以外の者に役務を提供できないこと」、「マネキンは請求人の指揮命令の下に、本件催事の開催会場において商品の宣伝販売等に

従事するのであって、マネキン紹介所の指揮監督には属さないこと」として、支配従属関係を役務提供の内容から指摘している。

「雇用関係の本質は、雇用者の指揮命令にしたがって自己の役務のみを提供する（つまり、非独立的役務提供関係）ということであるから、役務提供の結果に対しての危険を負担するようなことはなく、また、非独立的に役務のみを提供するということで、役務提供者が役務提供に要する費用を負担したり、原材料を購入したりあるいは他人ないし補助者を雇ったりするようなことは、まず考えられない。」<sup>(25)</sup>

雇用者の指揮命令により役務を提供しなければ、たとえ契約が締結されていたとしても雇用関係にあるとは言い難く、従属性の存在が雇用関係の裏付けになると考える。よって、給与所得の判断にあたっては、使用者の指揮命令の事実認定が重視されている。

### (3) 労務の対価として受ける給付について

報酬の算定及び支給方法については、多くの事例で検討の対象とされている。

昭和43年4月25日東京地裁判決<sup>(26)</sup>（日フィル事件第一審判決）では、日フィルの楽団運営規程に定める契約に基づき、「入団以来毎年契約を更新し、月平均90時間前後日本フィルの演奏および練習に従事し、その間『基準賃金』は逐年増額されて、…そのほかに若干の通勤費と年四回程度の賞与の支給を受けこのうちから毎月健康保険料、厚生年金保険料および源泉所得税等を控除されていた。」と事実認定をしている。

平成4年4月17日裁決では、請求人が、マネキンの役務提供の対価について、日当、時間外基準、2以上の催事に連続して役務を提供する場合、契約期間中のマネキンの交通費、宿泊料及び食事代について指摘している。また、支給方法についても言及している。

労務の提供により使用者から受ける給付については、現金支給であれば問題はないだろう。ここで問題となるのは、経済的利益等の現物支給についての検討が必要である。この点は、FRINGE・ベネフィット課税の問題として別稿に委ねる。

### (4) 何らかの空間的、時間的な拘束について

先の最高裁判決では、給与所得の判断基準として、従業員は「給与支給者との関係において、何らかの空間的、時間的な拘束を受ける」旨の基準が示されている。これにつき、「判決が、空間的、時間的拘束の有無を重視せよということは、要するに、給与該当性の判断においては、当該弁護士が、使用者との関係でその指揮命令に服しながら労務を提供したか否か、という『従属的労務性』の要件を重視せよということであろう。」<sup>(27)</sup>つまり、空間的、時間的な拘束については、先に述べた、使用者の指揮監督に服して労務を提供することに付随するものと考えられる。

給与所得については、先に述べたように、雇用する側とされる側の関係においては、一般的に雇用契約又はこれに類する原因に基づくことが前提とされる。しかし、現代の就労形態には、IT化による社会環境の変化に伴い、「テレワークセンター等の例にみられるように雇用形態であっても、勤務の性質上、勤労の場所が企業内でなされる必要がなく、さらには、自宅でも可能な職種があらわれている。」このテレワークについては、「情報通信

技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方」であると定義されている<sup>(28)</sup>。近年のITの進化により、在宅勤務形態をとる企業も少なくない。

昭和56年4月24日最高裁判決では、「何らかの時間的、空間的な拘束を受ける」ことが給与所得の判断基準とされてきた。しかし、上記のテレワークのように、その就労形態について、場所や時間にとらわれない働き方が存在している。

したがって、現代社会における就労形態が、必ずしも時間的、空間的な拘束を有していないのであれば、この基準は、必ずしも給与所得の判断には必要ではないと考える。

### (5) その他の判断要素について

事例によっては、4つの基準以外の事実について検討を加えるものもある。

例えば、一般的に業務上の材料や道具は使用者側が負担することになる。給与か事業かの判断については費用負担の有無も検討すべき論点であろう。

平成4年4月17日裁決では、「マネキンは、百貨店の呉服売場に従事する際に、請求人から自己の負担で和服を着用するよう求められる場合を除いて、業務上必要な費用を自ら負担することなく、また、商品を破損した場合でも、請求人の社員と同様、弁償義務を負わされることはない。」と、費用負担の状況につき検討を加えている。

実務においては、福利厚生 の程度についても雇用又は請負の区分するうえでは重要である。例えば、事業者は、労働者に対し健康診断を実施しなければならない（労働安全衛生法第66条）。また、新規に雇入れた際にも健康診断を実施しなければならない（労働安全衛生規則第43条）。その他、社会保険・労働保険の加入等についても雇用を原因に発生することが多いのではないだろうか。

企業によっては、就業規則・業務規則に基づいて業務に従事させることも考えられる。この点は、雇用契約又はこれに類する原因の存在と同様に、形式的な判断基準の一つと考える。就業規則・業務規則に則って役務を提供する点に注目すると、使用者の指揮命令に服して役務を提供していることと同様の考え方ができる。

## III 給与所得の判断における今後の課題

### 1. 判断基準についての課題

給与所得の判断については、法令の不明確さを原因にしばしば問題とされてきた。これは、所得税法28条1項の規定が、給与の内容及び範囲を例示しているに過ぎず、具体的に給与所得として認識すべき要件までを包含していないためである。よって、これまでは、ある収入が給与所得に該当するか否かについては、労務の提供に関する状況を総合的に観察し決すべきものとされてきた。例えば、給与所得の区分を雇用契約の有無のみによって判断することはせず、役務提供の内容及び指揮権の影響、対価の支払方法等の事実を総合的に勘案した結果、雇用関係にあると認定することになる。なぜなら、「ある収入が給与所得に該当するか否かはその基礎となる法律関係の私法上の性格によって一義的に割り切れるものではなく、問題となる場面における労務提供の態様や報酬支払の態様を具体的に観察して結論を得るべきだと」<sup>(29)</sup> 考えるためである。

しかし、実務上、経済取引の全てにおいて各事実に照らし総合的に勘案する判断手法が望ましいとは言い難い。なぜなら、経済取引を総合的に勘案し、社会通念に照らして解釈をしなければ給与所得と判断できないとなれば、その判断は画一的なものとはならない。所得区分に係る根拠法が明確なものであれば、その判断は現状に比して容易となるのではないだろうか。これは、給与所得に関する所得区分の問題のみならず、不動産所得や一時所得、雑所得の判断についても同様の問題があると言えよう。

消費税法2条1項12号は、課税仕入れについての規定である。この規定は、課税仕入れについて、「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第28条1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（中略）をいう」としている。つまり、所得税法上の給与所得に該当するか否かの判断を明確にしなければ、他の法令に影響を及ぼすことになる。

給与所得に係る区分の問題については、法令における判断基準の不備と言わざるを得ない。実務において危惧すべき点は、判断の根拠を法解釈により生じた基準に求めるべきではなく、法令上の明確な規定により判断すべきである。このような状況下においては、納税者の判断を著しく困難ならしめる結果となり、申告納税の妨げになると考える。

## 2. 雇用形態の多様化・複雑化における課題

これまでは、終身雇用制が典型的な雇用形態であり、給与は、雇用関係にもとづく就労がそのほとんどであった<sup>(30)</sup>。こうした雇用形態を背景に、給与所得の判断については、雇用契約又はこれに類する契約関係にあり、使用者との間では支配従属関係を有し、何らかの時間的、空間的な拘束を受けることが基準とされてきた。

現在のわが国は、経済不況の渦中にある。これに伴い、企業を取り巻く環境は日々悪化の一途を辿っている。このような環境下、従業員の雇用を縮小し、派遣等の活用に切替える企業が少なくない。つまり、企業経営において人件費は企業業績を圧迫する固定費であるとの認識から、必要に応じた労働力を活用する意味合いで既存社員のリストラや派遣社員等を受け入れることにより、人件費の削減に着手する企業が後を絶たない。

また、パソコンやインターネットの活用によりIT環境の普及は飛躍的に伸びている。このような状況を背景に、テレワークセンター等のように、自宅に居ながらにして勤務先と同様の労務提供ができるといった環境へと変化をしている。このような場合には、雇用契約により労務を提供すること及び使用者の支配のなかで就労することに変わりはないとしても、支配従属関係については希薄化する傾向にあり、時間的、空間的拘束力は失われていくと考える。したがって、時代の変化によって新たに生じてきた雇用形態が、伝統的な給与所得の性質にすべて該当するとは言い難い<sup>(31)</sup>。よって、給与所得を取り巻く問題は今後も増加する可能性がある。

「勤労関係の変化があるにもかかわらず、雇用契約については給与所得、請負契約については事業所得ないし雑所得と、単純に区分してよいのか論議をよぶところである。従来、給与所得と事業所得の区分である、給与所得は従属労働・他人の指揮命令に服すること、これに対して、事業所得は独立労働・自己の危険と計算によるもの、という区別の基

準が、今後、将来も通用するかという大きな問題がある。」<sup>(32)</sup>

わが国の所得税法における所得区分は、昭和25年のシャープ勧告以後、様々な問題を抱えつつも抜本的な区分の見直しはされてこなかった。しかし、「租税法の規定対象である経済取引は時とともに進展していく。そこで、租税法の立法当初に想定し得なかった経済取引が生じることは少なくない。」<sup>(33)</sup> すなわち、「経済社会の構造変化や取引形態の変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じさせるなどの弊害を招くことになる。したがって、既得権や既成の制度に影響されることなく、税制を常に時代に適合するものとすべく、その見直しを継続しなければならない。」<sup>(34)</sup> ののではないだろうか。

<注>

(1) 金子宏『租税法』177-178頁（弘文堂、第14版、2009年）。

(2) 金子・前掲注（1）178頁。

「所得分類の問題は、納税者の利害に密接な関係をもつ。その意味で、各種所得の意義と範囲を検討する必要がある。特に、最近における金融取引の発展と投資の多様化に伴い、その収益の所得分類については立法論上・解釈論上の問題が少なくない。」

(3) 品川芳宣「判批」TKC税研情報9巻4号21頁（2000年）。

(4) 最判昭和56年4月24日民集35巻3号672頁。

(5) 佐藤英明「給与所得の意義—事業所得との区分」税務事例研究56号27頁（2000年）。

(6) 神戸地判平成元年5月22日シュトイエル332号24頁。

(7) 金子・前掲注（1）193頁。

(8) 玉國文敏「判批」租税判例百選52頁（有斐閣、第3版、1992年）。

(9) 園部逸夫「判批」租税判例百選65頁（有斐閣、第2版、1983年）。

(10) 佐藤英明「給与所得の意義と範囲をめぐる諸問題」金子宏編『租税法の基本概念』398頁（有斐閣、2007年）。

(11) 東京地判平成16年12月17日判時1878号69頁、東京高判平成16年10月7日訟月51巻12号3312頁 など多数の判例が存在する。

(12) 消費税法では、消費税法基本通達1-1-1において個人事業者と給与所得者の区分を示している。

消費税法基本通達1-1-1（個人事業者と給与所得者の区分）

「事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、事業に該当しないのであるから留意する。したがって、出来高払の給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払の給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるのであるから留意する。この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

(1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。

(2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。

(3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。

(4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。」

- (13) 東京地判平成16年12月17日判時1878号69頁。
- (14) 武田昌輔監修『DHCコンメンタル所得税法』1,580頁（第一法規、加除式・2009年6月）。
- (15) 那覇地判平成11年6月2日税資243号153頁。
- (16) 品川・前掲注（3）24頁。
- (17) 佐藤・前掲注（4）29頁。
- (18) 武田・前掲注（14）1,580頁。
- (19) 水野忠恒「社会構造の変化にともなう新たな給与・報酬形態の課税問題」日税研論集57号51頁（2006年）。
- (20) 金子・前掲注（1）145頁。
- (21) 佐藤・前掲注（4）31頁。  
「従属性のメルマークは、その労働提供の態様について示すものであると考えることができる。他人の指揮監督の下に労働を提供する、ということと同義とも考えられる。」
- (22) 東京高判昭和47年9月14日訟月19卷3号73頁。
- (23) 佐藤・前掲注（10）401頁。
- (24) 国税不服審判所平成4年4月17日裁決・裁決事例集43集277頁。
- (25) 武田・前掲注（14）1,579頁。
- (26) 東京地判昭和43年4月25日行集19卷4号763頁。
- (27) 田中治「給与所得概念における従属的労務性」税務事例研究83号28頁（2005年）。
- (28) 水野・前掲注（19）52頁。
- (29) 佐藤・前掲注（10）406頁。
- (30) 水野・前掲注（19）51頁。
- (31) 渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税研論集57号124頁（2006年）。
- (32) 水野・前掲注（19）58頁。
- (33) 増田英敏『リーガルマインド租税法』49頁（成文堂、2008年）。
- (34) 日本税理士会連合会「平成22年度・税制改正に関する建議書」。

<注に掲げた以外の参考文献>

- ・林仲宣『所得税法・消費税法の論点一判例・裁決例からみた法解釈の実際』（中央経済社、2005年）。
- ・山本守之＝守之会 著『検証判例・裁決例等からみた消費税における判断基準』（中央経済社、2005年）。
- ・水野忠恒『消費税の制度と理論』（弘文堂、1989年）。
- ・三木義一編『逆転裁決例精選50—課税処分取消事例から探る実務ヒントPart2』（ぎょうせい、2007年）。
- ・注解所得税法研究会編『注解所得税法』（大蔵財務協会、4訂版、2005年）。
- ・浜田明正 編『消費税法取扱通達逐条解説』（大蔵財務協会、1990年）。
- ・田中治「給与所得者の経済的利益に対する課題」税務事例研究59号31頁（2003年）。
- ・牛島 勉「給与所得と労働法上の賃金」税務事例研究76号27頁（2003年）。
- ・高木勝一「給与所得の課税ベースに関する一考察」政経研究（日本大学）39巻4号1793頁（2003年）。

# 外国との比較から見た給与所得課税の問題点

水野 学 (川越支部)

# 外国との比較から見た給与所得課税の問題点

水野 学（川越支部）

## 【要 旨】

所得はその発生事由により勤労性所得、資産性所得及び資産勤労結合所得の3種類に大別される。勤労性所得には給与・退職所得が、資産性所得には利子・配当・不動産・山林・譲渡所得が、そして資産勤労結合所得には事業所得が該当する。中でも、勤労性所得である給与所得がわが国の所得税に占める割合が最も高くなっている。

給与所得に関しては、自民党の平成21年度税制改正大綱において、給与所得控除の上限の調整等の必要性が述べられているほか、日本税理士会連合会の平成21年度税制改正に関する建議書においても次の建議がなされている。

- ・ 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とすること。
- ・ 特定支出控除を拡充し給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。
- ・ 源泉徴収票に勤務費用の概算控除としての給与所得控除額の記載欄を設けること。

以上のことから、給与所得の中でも給与所得控除にテーマを絞り、以下の流れでその諸問題を研究していく。

1. 所得区分、給与の範囲、概算控除、実額経費などの給与所得に係る課税方法について、主要諸外国の制度と比較することによって問題点を抽出し、その趣旨などについて考察する。
2. 併せて、給与所得における実額控除ともいえる、特定支出控除についても紹介する。
3. その後、ケーススタディとして、前提条件を設定したうえで、わが国の所得税法及びアメリカの所得税法を基に実際に所得税額を計算し、給与所得控除についての検証を行う。
4. 最後に、その検証結果を基に今後の給与所得に係る提言をする。

## I はじめに

わが国の所得税は、個人の所得について、担税力の違いを考慮して、その源泉ないしは性質に応じて、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分類している。そして、単年度で生ずる所得、長期間にわたって実現する所得、政策的配慮を有する所得など、その内容の相違に基づいて担税力が考慮され、所得金額が算出される。さらに、所得の大きさによって累進税率により課税される総合課税所得と累進税率緩和の観点に基づく分離課税所得に区分し、所得税額が算出される。

ところで、所得は給与・退職所得が該当する勤労性所得、利子・配当・不動産・山林・譲渡所得が該当する資産性所得及び事業所得が該当する資産勤労結合所得の3種類に大別することができる。このうち、資産性所得が最も担税力が大きく、勤労性所得が最も担税力が小さい<sup>(1)</sup>。そして、勤労性所得である給与所得の歳入割合が、わが国の所得税に占める割合の中で最も高くなっているのである<sup>(2)</sup>。

勤労性所得である給与所得の金額は、下記の算式で算出する<sup>(3)</sup>。

(算式) 給与所得の金額＝その年中の給与等の収入金額－給与所得控除額

また、特定支出控除の特例が設けられており、居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができる<sup>(4)</sup>。算式で示すと、下記のとおりである。なお、特定支出控除については後述することとする。

(算式) 給与所得の金額＝その年中の給与等の収入金額－給与所得控除額

－特定費用の支出額のうち給与所得控除額を超える場合のその超えた額

## II 給与所得及び給与所得控除について

### 1. 給与所得控除についての各税制関係団体等の意見

自民・公明党、政府税制調査会、民主党及び税理士会において、以下の提案がなされている。

- (1) 自民・公明党の平成21年度税制改正大綱において、「最高税率や給与所得控除の上限の調整等により、高所得者の税負担を引き上げるとともに、・・・」とあり<sup>(5)</sup>、給与所得控除の上限の調整を図るよう述べられている。
- (2) 政府税制調査会の抜本的な税制改革に向けた基本的考え方において、「その際、給与所得控除の勤務費用の概算控除の部分については、給与所得者の勤務の実態をより正しく反映する仕組みが望まれる。具体的には、実額に基づく控除の拡大を図る見地から特定支出控除の対象範囲を検討するとともに、給与所得控除について控除額に上限が設けられていない仕組みを見直すことが適当である<sup>(6)</sup>。」とあり、給与所得控除の上限の見直しが述べられている。
- (3) 民主党の平成20年12月24日発表の民主党税制抜本改革アクションプログラムにおいては、「格差是正という観点からは、給与所得控除の見直しも検討の対象とな

る。サラリーマンの経費の概算控除とされる給与所得控除は所得の上限がないが、サラリーマンの必要経費が所得の増加に応じて必ずしも比例的に増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度になっている。担税力に応じた課税を行う観点から、給与所得控除については、一定の上限額を設けることが適当である。」と述べられており<sup>(7)</sup>、給与所得控除の上限の必要性を明らかにしている。

- (4) 日本税理士会連合会の平成21年度・税制改正に関する建議書においては、「高額給与所得者の給与所得控除額については、一定の限度額を定めること。」とされ、その理由として「一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分については、その収入を得るための経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない<sup>(8)</sup>。」と述べている。さらに、平成22年度・税制改正に関する建議書においても同様の記述があり、給与所得控除に上限を設けることを求めている。
- (5) 日本公認会計士協会の平成21年度及び平成22年度税制改正に対する日本公認会計士協会の意見・要望書においては給与所得控除に関する記載はなかった。

## 2. 主要諸外国の所得税の概要

以上のように、多くの税制関係団体等が給与所得控除の見直しを提言していることから、給与所得控除、特に高額給与所得者に対する給与所得控除が適正であるか否かについて検討すべきであることが明らかになった。

そこで、表1において、わが国の所得税の課税制度と、主要諸外国としてアメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの所得税の課税制度を比較してみる。なお、給与所得に関しては、給与所得者の概算控除（給与所得控除）、実額経費（特定支出控除）、源泉徴収制度（年末調整制度を含む）及び給付つき税額控除について比較した。

表1 わが国と主要諸外国との比較表

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位	夫婦合算申告も選択できる。	個人単位	夫婦合算申告も選択できる(二分二乗方式)。	家族単位
所得区分	利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時、雑の10種類に区分し、計算。	所得区分はなく、すべての所得を合計して総所得とする。	不動産関連、一般事業、専門的事业、営業外金融、国外での債権、国外、その他、雇用(給与)、国内受取配当金の区分に応じて計算。	農林業、事業、自由業、給与、金融資産、賃貸、その他の7種類に区分し、計算。	給与、事業、非営利活動から生ずる所得、農業、利子・配当、不動産、譲渡に区分し、計算。
給与の範囲	俸給・給料・賃金・歳費・及び賞与並びにこれらの性質を有する給与。経済的利益を含む。	給料、賞与、通勤手当等の諸手当、経済的利益等の従業員の勤務用役に対するすべての報酬。退職金も含む。	基本給、諸手当、賞与、契約一時金、経済的利益等の労働役務の対価として収受する所得。退職金も含む(所得控除あり)。	給料、賃金、賞与、各種手当、経済的利益等の労働の対価として雇用者等から得られるすべての所得。退職金も含む(所得控除あり)。	賃金、給与、賞与、各種手当、及び経済的利益等の労働の対価として雇用者等から得られるすべての所得。退職金も含む(所得控除あり)。
経済的利益	原則として給与とみなされ課税。ただし、非課税規定あり。	原則として給与とみなされ課税。ただし、非課税規定あり。	原則として給与とみなされ課税。ただし、非課税規定あり。	原則として給与とみなされ課税。ただし、非課税規定あり。	原則として給与とみなされ課税。ただし、非課税規定あり。
給与所得者の概算控除	給与所得控除(給与収入金額に応じ、控除率:40~5%の5段階、最低65万円)が認められる。	なし。 ただし、医療費、住宅ローン利子等を含め調整所得金額から控除できる標準(概算)控除がある。 ・夫婦合算申告 11,400ドル (119.7万円)	なし。	被用者概算控除 920ユーロ (13.9万円) 特別支出概算控除 36ユーロ (0.5万円)	必要経費概算控除 社会保険料控除後の給与収入金額の10% 最低控除 413ユーロ (6.2万円) 特別支出概算控除 13,893ユーロ (209.8万円)
実額経費	通勤費等勤務に直接必要な特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	上記に代え、項目別控除として自己が負担した出張旅費、交際費(50%)、贈答品費(相手1人 25ドル)、組合費、職業団体会費、文房具等、専門雑誌等購読料、勤務関係教育費、自宅内事務所経費等を控除することができる。 ただし、調整所得金額の2%を超える部分に限る。	原則として以下のものについて認められる。 ・適格旅費(通勤費は認められない) ・適格旅費以外の費用のうち、全体として、専ら職務の遂行を目的として支出され、職務の遂行に必要な不可欠なもの。	上記に代えて、一定の実額控除が認められる。	上記に代えて、一定の実額控除が認められる。
源泉徴収制度	あり。 年末調整制度あり。	あり。 年末調整制度はない。	あり。 年末調整はないが、支出の都度、累計所得税について過不足を調整する。	あり。 年末調整制度あり。	なし。
給付つき税額控除	なし。	勤労所得税額控除及び子女税額控除。税額から控除し、控除しきれない額を給付する。	勤労税額控除及び児童税額控除。税額から控除するのではなく、全額給付する。	児童手当。税額から控除するのではなく、全額給付する。	雇用のための手当。税額から控除し、控除しきれない額を給付する。

※2009年1月現在

※邦貨換算レートは、1ドル=105円、1ポンド=190円、1ユーロ=151円(裁定外国為替相場:2008年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)

※財務省ホームページ・各種税金の資料・所得税など(個人所得課税)・国際比較及び政府税制調査会第2回スタディ・グループ(21.5.22)資料を基に作成

## (1) わが国と主要諸外国の所得税の課税制度について

わが国の所得税の制度は、主要諸外国の制度と、個人単位、夫婦合算及び家族単位というように課税単位こそ異にしているものの、給与に対する課税においては、その範囲及び経済的利益（フリンジベネフィット）に対する課税についてはそれほど大きな差は認められない。しかし、下記の点において主要諸外国と異なっている。

- ①わが国における概算控除である給与所得控除は、主要諸外国に比し高額であるうえ、上限が設けられていない。このため、実額控除である特定支出控除を適用することが困難であると思われる。この点については、後述する。
- ②年末調整制度は、ドイツを除く主要諸外国では行われていない。
- ③給付つき税額控除は、内容の相違はあるものの、主要諸外国すべてで行われている。

## (2) 主要諸外国の概算控除及び実額控除

### ①アメリカ

#### ア.概算控除

わが国の給与所得控除に該当する概算控除はない。

ただし、給与に係る勤務活動経費のほか、医療費、固定資産税等の諸税金、住宅ローンの利子、寄付金などを考慮した標準（概算）控除があり、その金額は独身者の場合5,700ドル、夫婦合算申告の場合11,400ドル（119.7万円）となっており、次の項目別控除との選択適用となる。

#### イ.実額控除

標準（概算）控除に代えて項目別控除を選択した場合には、勤務活動経費として会社のために自己が負担した次のような経費を控除することができる。

出張旅費、通勤費以外の交通費、交際費の半額、贈答品費（相手一人につき25ドルまで）、組合費、職業団体会員費、計算機・文房具など、専門雑誌・職業新聞購読料、勤務関係教育費及び自宅内事務所経費

なお、実際に控除できるのは、調整所得金額の2%を超える部分のみである。

### ②イギリス

#### ア.概算控除

概算控除はない。

#### イ.実額控除

原則として、適格旅費など専ら必要にして、かつ、業務遂行のために支払われたものについては、必要経費として控除できる。

なお、通勤費及び交際費は、原則として必要経費とは認められない。ただし、交際費については、法人の事業所得計算上否認されたものについては控除が認められる。

### ③ドイツ

#### ア.概算控除

被用者概算控除として920ユーロ（13.9万円）。その他、税理士費用などに対する特別支出概算控除として36ユーロ（0.5万円）が認められている。

## イ.実額控除

直接業務に関連して支出した費用のうち、雇用主により弁済された部分以外は必要経費として控除できる。

### ④ フランス

#### ア.概算控除

社会保険料及び年金掛金等の社会保障掛金を控除した給与収入金額の10%。なお、下限は413ユーロ（6.2万円）、上限は13,893ユーロ（209.8万円）となっている。

#### イ.実額控除

納税者が、業務に直接関連する自らの必要経費が概算費用控除以上であることを証明できる場合で、その経費が必要経費として正当なものであれば、実際額を控除することができる。

## Ⅲ 現行所得税における給与所得控除の問題点

ここでは、わが国の概算控除である給与所得控除及び実額控除である特定支出控除について考察する。

### 1. 給与所得控除制度の趣旨

#### (1) シャウプ勧告における給与所得控除制度の趣旨

シャウプ勧告においては、給与所得控除の趣旨を「勤労控除」として、下記の4点を挙げている。

- ①勤労控除は、個人の勤労年数の消耗に対する一種の減価償却の承認であること。
- ②勤労控除は、勤労による努力および余暇の犠牲に対する表彰であること。
- ③勤労に伴う経費に対し行政上の理由から特別な控除を認めることは、それが多くの場合普通の生活費とほとんど区別がつかず、勤労控除は、余分にかかる経費に対する概算的な控除であること。
- ④給与所得は、その他の所得に比して相対的により正確な税法の適用を受けるのであるが、勤労控除はそれを相殺する作用を有すること。

また、いずれにせよ、③の理由で控除を要求するにしてもそれは現在の勤労控除より相当少額になるのはまぬがれないであろう、との記述がある<sup>(9)</sup>。

#### (2) 大島訴訟における給与所得控除制度の趣旨

同志社大学商学部教授大島正氏が起こした「所得税決定処分取消請求事件」（大島訴訟）の一番である京都地裁は、給与所得控除制度の趣旨として、下記の4点を挙げている<sup>(10)</sup>。

- ①給与所得には、その給与収入を得るために必要な経費というものがあるためその必要経費を概算的に控除する（必要経費の概算控除）。
- ②給与所得は、利子、配当所得および事業所得等に比べて、一般的に、担税力が乏しいのでこれを概算的に調整する（担税力の調整）。
- ③給与所得の補足率とその他の申告所得の補足率との間にはある程度の格差が存在するので、これを概算的に調整する（補足率の格差の調整）。

④給与所得は、その他の申告所得に比べて平均約五ヶ月程度早期に所得税を納付しているので、この間の金利差を概算的に調整する（金利調整）。

さらに、二審である大阪高裁においては、上記に加え、「同控除制度は単に機械的に所得額を算出するための経費控除制度ではなく、既に算定されている講学上の所得から所得税法上において公平かつ妥当と評価し得る所得額を算出するための極めて政策的な<sup>(11)</sup>控除すなわち給与所得者に特有の「一種の所得控除」に該るものと解される。」と述べられている<sup>(12)</sup>。

### (3) 政府税制調査会における給与所得控除制度の趣旨

平成19年11月の答申において、以下のように述べられている。

給与所得控除は、給与所得者に係る「勤務費用の概算控除」と、それを超えた「他の所得との負担調整のための特別控除」という2つの要素を有するものと整理されてきた<sup>(13)</sup>。

## 2. 給与所得控除の金額

「給与所得控除の金額は、給与収入の金額に応じて決まる仕組みになっている。収入が180万円までの部分は、控除額はその40%である（最低保障額は65万円、給与収入が65万円以下の場合はその全額）。給与収入の増加に伴って給与所得控除額の金額は増加するが、控除率は逡減する。最も低い控除率は、1,000万円超の部分に適用される5%であるが、控除金額に上限はない<sup>(14)</sup>。」区分を表にすれば、表2のとおりとなる。

表2 給与所得控除額の区分表

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合は650,000円
1,800,000円超～3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超～6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超～10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
1,000,000円超	収入金額×5%+1,700,000円

## 3. 特定支出控除

前述の大島訴訟を機に、昭和62年の所得税法の改正により、給与所得控除を補完する制度として特定支出控除制度が導入された。特定支出控除制度は、勤務のための必要経費として、実際に支出した金額を控除できること（実額控除）が特徴である。

必要経費として認められる特定支出額は、通勤費、転勤に伴う転居費、職務のための研修費及び資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費の5項目のみであり、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額からその超える部分の金額を控除することができる<sup>(15)</sup>、とされている。

なお、特定支出控除を受けようとする場合には、給与支払者の証明を受け、確定申告書に添付しなければならない。

#### 4. わが国とアメリカにおける給与所得者の所得税額の試算

実際に、2008年法に基づき、わが国の所得税の税額計算とアメリカの所得税の税額計算を比較してみたい。

なお、前提条件は以下のとおりであり、アメリカの場合は夫婦合算申告による。

また、比較の便宜上、1ドル=100円で換算し、表示する。

納税者 配偶者	給与所得者 パート収入 100万円
扶養家族	大学生1人、高校生1人
大学の授業料	年間 90 万円
医療費	年間 15 万円
固定資産税	年間 14 万円
住宅ローン	年末残高 3,000 万円 利率年2%
寄付金	年間 3 万円
出張費(自己負担)	年間 10 万円
税理士報酬	年間 5 万円
源泉所得税	25 万円

※社会保険料は収入の12%とする。

#### (1) 年間給与収入 500万円<sup>(16)</sup>の場合

<日本>

表3 確定申告書A

収入金額等	給与	5,000,000
所得金額	給与	3,460,000
所得控除額	社会保険料控除	600,000
	配偶者控除	380,000
	扶養控除	1,260,000
	基礎控除	380,000
	医療費控除	50,000
	寄付金控除	25,000
	所得控除額合計	2,695,000
	税額計算	課税所得金額
	所得税額	38,200
	住宅借入金等特別控除	200,000
	差引所得税額	0
	源泉所得税額	250,000
	還付税額	250,000

※給与所得控除額=1,540,000円

<アメリカ>

表4 米国個人所得税申告書

所得税額	給与(500万+100万)	6,000,000
	合計所得金額	6,000,000
調整額	授業料控除	0
調整後総所得		6,000,000
税金と税額控除	標準控除※1	1,090,000
	所得控除後の所得金額	4,910,000
	人的控除※2	1,400,000
	課税所得金額	3,510,000
	税額※3	446,600
	教育税額控除※4	200,000
	子女税額控除※5	100,000
	税額控除合計	300,000
	差引税額	146,600
納付	源泉徴収税額	250,000
	勤労所得税額控除	
	追加子女税額控除	
	納付額合計	
所得税額		103,400
	銀行振込額	100,000
	翌年繰越額	3,400

- ※1 標準控除10,900ドル(109万円)と項目別控除合計(93万円)のいずれか多い額
- ※2 1人につき、3,500ドル(35万円)
- ※3 税額表による
- ※4 最高年2,000ドル(20万円)(家族単位)、授業料控除(最高年4,000ドル:40万円)との選択適用
- ※5 17歳未満の扶養親族1人につき、1,000ドル(10万円)

表5 項目別控除の明細書

医療費控除	医療費	150,000
	調整後総所得×7.5%	450,000
	差引控除額	0
税金控除	地方税	130,000
	固定資産税	140,000
	① 控除額合計	270,000
支払利息控除	② 住宅ローン利息	600,000
慈善寄付金控除	③	30,000
雑控除	ビジネス費用、組合費等	100,000
	申告書作成費	50,000
	合計	150,000
	調整後総所得×2%	120,000
	④ 差引控除額	30,000
項目別控除合計	①+②+③+④	930,000

以上のとおり、日本とアメリカを比較してみると、日本の所得控除額合計 269.5 万円に対し、アメリカの標準控除(109万円)+人的控除(140万円)は 249 万円と、20.5 万円の差いでしかないものの、所得税額については、アメリカは税額控除が教育税額控除(20万円)と子女税額控除(10万円)を合わせて 30 万円あるにもかかわらず、税額が 146,600 円にもなるのに対し、日本は税額が生じない。この理由として日本の場合、154 万円もの給与所得控除額が控除されていることの影響が大きいのは疑いのないところである。

なお、アメリカにおける実額控除は、項目別控除のうち雑控除として計算されることとなる。しかし、実際に控除の対象となるのは、調整後総所得金額の 2% を超える部分の金額のみである。

また、アメリカにおける標準控除は給与に係る実額経費のみならず医療費、地方税等の税金及び住宅ローンの利息並びに寄付金などを合わせた控除であるので、給与所得控除と同列に扱うことは不適當であり、むしろ所得控除というべきである。

(2) 年間給与収入 200 万円の場合

<日本>

表6 確定申告書A

収入金額等	給与	2,000,000
所得金額	給与	1,220,000
所得控除額	社会保険料控除	240,000
	配偶者控除	380,000
	扶養控除	1,260,000
	基礎控除	380,000
	医療費控除	89,000
	寄付金控除	25,000
	所得控除額合計	2,374,000
税額計算	課税所得金額	0
	所得税額	0
	住宅借入金等特別控除	200,000
	差引所得税額	0
	源泉所得税額	250,000
	還付税額	250,000

※給与と所得控除額＝780,000円

<アメリカ>

表7 米国個人所得税申告書

所得金額	給与(200万+100万)	3,000,000
	合計所得金額	3,000,000
調整額	授業料控除※1	400,000
調整後総所得		2,600,000
税金と税額控除	標準控除※2	1,090,000
	所得控除後の所得金額	1,510,000
	人的控除	1,400,000
	課税所得金額	110,000
	税額	11,100
	教育税額控除	0
	子女税額控除	11,100
	税額控除合計	11,100
	差引税額	0
納付	源泉徴収税額	250,000
(給付つき税額控除)	勤労所得税額控除※3	244,700
(給付つき税額控除)	追加子女税額控除※4	88,900
	納付額合計	583,600
還付額		583,600
	銀行振込額	500,000
	翌年繰越額	83,600

- ※1 大学授業料のうち、年間最大4,000ドル(40万円)
- ※2 標準控除10,900ドル(109万円)と項目別控除合計(86.8万円)のいずれか多い額
- ※3 EICテーブルによる
- ※4 1,000ドル(10万円)－111ドル(11,100円)

表8 項目別控除の明細書

医療費控除	医療費	150,000
	調整後総所得×7.5%	195,000
	差引控除額	0
税金控除	地方税	
	固定資産税	140,000
	① 控除額合計	140,000
支払利息控除	② 住宅ローン利息	600,000
慈善寄付金控除	③	30,000
雑控除	ビジネス費用、組合費等	100,000
	申告書作成費	50,000
	合計	150,000
	調整後総所得×2%	52,000
	④ 差引控除額	98,000
項目別控除合計	①+②+③+④	868,000

このケースでは、日本の所得控除額合計 237.4 万円に対し、アメリカの標準控除 (109 万円) + 人的控除 (140 万円) が 249 万円、さらに授業料控除が 40 万円あり、むしろアメリカの方が多くなっている。にもかかわらず、アメリカの課税所得が 110,000 円となるのに対し、日本は課税所得が生じない。やはり、給与所得控除額として 78 万円も控除されてい

ることがその要因であるのは間違いないと考える。

なお、この場合では、勤労所得税額控除及び子女税額控除という、給付つき税額控除の給付を受けることとなっている。

## 5. 今後の給与所得控除額について

給与所得控除制度は、種々の趣旨が混同し、成立してきた。しかし、控除額については、それが適当であるか否かの議論が必要である。今後、給与所得控除額の金額の妥当性、高額給与所得者における給与所得控除額が無制限であることの可否などは検討されて然るべきである。

## IV むすび

以上、見てきたようにわが国の給与所得課税における問題は、概算控除としての給与所得控除にあると考える。

イギリスを除く主要諸外国においても概算控除の制度はあるが、わが国の給与所得控除ほど高額とはなっていない。

わが国の給与所得控除がこれほどまでに高額になってしまった理由は、Ⅲ 1. 給与所得控除制度の趣旨にあるように、単に概算経費としてではなく、そのほかに担税力の調整、補足率の格差の調整及び金利調整といった、調整機能を考慮しているからに他ならない。しかし、これらの調整機能については、それがどの程度のものであるか明らかでないばかりでなく<sup>(17)</sup>、さまざまな議論のあるところである。

いずれにしろ、現行の給与所得控除の水準は、概算経費としてはあまりにも大きすぎる<sup>(18)</sup>ということはいえるであろう。

政府税制調査会の「個人所得課税に関する論点整理」において、経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していくべきである<sup>(19)</sup>と提言されていることから、今後は必要経費の概算控除と割り切り、上限の設定も含め、その金額の見直しをしていく必要があると考える。方向としては縮小ということになるだろうから、ある程度の期間を設け、段階的に引き下げていかなければならないと思われる。その際には、事業所得者の必要経費算入に対しても何らかの手当を講じて、バランスを取るようにならなければならないのは言うまでもない。

なお、給与所得控除を見直すのであれば、実額控除である特定支出控除についても併せて見直しをすべきである。

この控除を受けるための適用要件が厳しく、実際に適用するのは例年多くても10人程度と非常に少ないのが現状である<sup>(20)</sup>。このため、例えば給与等の支払者による証明が必要という要件を、領収書等の提示・提出という要件に変更するなど、条件の緩和が必要であろう。

また、対象となる費用についても検討すべきである。主要諸外国の給与所得者に認められている必要経費と特定支出控除を比較した場合、差異はほとんど存在しない<sup>(21)</sup>ものの、被服費、交際費、図書購入費及び会費、さらには現行の研修費・資格取得費の範囲など、

まだ再考の余地は十分あるだろう。

そして、その適用については、選択適用とすることが望ましいと考える。なぜなら、金額による選択もさることながら、特定支出控除の適用を受けるのであれば、領収書等を保存したうえで確定申告を行う必要が生じるため、そこまでして特定支出控除を行う必要性を感じない納税者もいるはずだからである。しかし、できうる限り給与所得控除額を引き下げ、特定支出控除の適用を勧めていくべきではないだろうか。

また、給与所得者の所得税の課税を、現行のように年末調整で完結させてしまうか、年末調整をせずに確定申告で完結させるか、という問題もある。現行の年末調整制度では、給与所得者は還付額のみに関心を持たない者が多い。そのため、給与所得者の政治や国家財政、歳出に対する意識は低く、その発言力、影響力は概して乏しいと言わざるを得ない。給与所得者は、人数の面でも税収の面でも大きな割合を占めている。給与所得者が確定申告をすることを通じて、自分がいくら納税しているのか、納付した税金がどのように使われているのかなど、税に対する興味を持つことによって納税者意識が高まり、わが国の税務行政の向上に結びつくことは間違いない<sup>(22)</sup>。徴収にかかる手間や費用を考慮すれば、年末調整制度は優れているが、国民参加型の国づくりを目指すのか否かの、選択の問題である。

なお、確定申告を勧めるにあたっては、Ⅲ 4.(2)におけるアメリカで採用されている給付つき税額控除を導入することも有効であると思われる。

<注>

- (1) 金子宏『租税法』178頁（弘文堂、第14版、2009年）。
- (2) 国税庁統計年報（2007年）申告所得税「申告所得種類別表」。
- (3) 所得税法第28条第2項。
- (4) 所得税法第57条の2第1項。
- (5) 自民党「平成21年度税制改正大綱」9頁（2008年）。
- (6) 政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」13頁（2007年）。
- (7) 「民主党税制抜本改革アクションプログラム」民主党  
<<http://www.dpj.or.jp/news/?num=14851>>（2009年7月5日最終アクセス）。
- (8) 日本税理士会連合会「平成21年度・税制改正に関する建議書」4頁（2008年）。
- (9) シェアアップ勧告第4章D節勤労控除（1949年）。
- (10) 京都地判昭和49年5月30日行集25巻5号548頁。
- (11) 単なる必要経費という理由だけでなく政策的な理由も含まれているということは、最大判昭和60年3月27日民集39巻2号260頁において「所詮、立法政策の問題であって」と述べられていることから明らかである。
- (12) 大阪高判昭和54年11月7日行集30巻11号1,827頁。
- (13) 税制調査会・前掲注（6）12頁。
- (14) 長谷川卓「給与所得控除の論点—『個人所得課税に関する論点整理』を手がかりに一—」調査と情報535号1頁（2006年）。
- (15) 所得税法第57条の2第1項。

- (16) 国税庁「民間給与実態統計調査結果」(2007年)によると、平均給与は437万円で、男女別では男性542万円、女性271万円である。
- (17) 最大判昭和60年・前掲注(11)247頁。
- (18) 橋本恭之「経済のグローバル化と所得税」日本租税研究協会ディスカッションペーパー 2頁(1996年)。
- (19) 政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」3頁(2005年)。
- (20) 国税庁への情報公開請求に対する回答によると、2007年分の適用者は7人である。
- (21) 経済産業省「経済活性化のための税制基本問題検討会 最終報告書」16、103、104頁(2001年)。
- (22) 田中秀治「給与所得者に対する所得税をめぐる諸問題について」財団法人世界平和研究所 ポリシーペーパー335J(2008年)の23、24頁においても、同様のことが述べられている。

<注に掲げた以外の参考文献>

- ・ 税理士法人トーマツ編『欧州主要国の税法』(中央経済社、第6版、2008年)。
- ・ 大島襄『日本人・日本企業のためのアメリカ税金ハンドブック(2009年改訂版)』(TKC出版、2009年)。
- ・ 長澤規子『米国個人所得税申告の基礎知識』(清文社、2008年)。
- ・ スティーブ・モリヤマ『拡大欧州の投資・税制ガイド』(中央経済社、2008年)。
- ・ 長岡和範『アメリカの連邦税入門』(税務経理研究会、第2版、2006年)。
- ・ 中里実「アメリカにおける給与課税」日税研論集57号165頁(2006年)。
- ・ 糝光彦「フリッジベネフィット課税の研究—ドイツ、イギリス及びフランスの課税体系との比較を中心として」税務大学校論叢24号223頁(1994年)。
- ・ 政府税制調査会「第2回スタディ・グループ(5月22日)資料(給付付き税額控除)」(2009年)。
- ・ 「ニューズレター(海外情報)」KPMG JAPAN  
<[http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/jp/france/200402\\_2/01.html](http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/jp/france/200402_2/01.html)>(2009年6月18日最終アクセス)
- ・ 「給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要」財務省  
<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/056.htm>>(2009年6月22日最終アクセス)
- ・ 「主要国の給与に係る源泉徴収制度の概要」財務省  
<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/058.htm>>(2009年6月22日最終アクセス)
- ・ 「主要国における退職金課税の概要」財務省  
<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryoku/031.htm>>(2009年6月22日最終アクセス)
- ・ 「ドイツ生活情報満載!ドイツニュースダイジェスト-知ってトクする!ドイツの所得確定申告」ドイツニュースダイジェスト社  
<<http://www.newsdigest.de/newsde/content/view/1958/17/>>(2009年7月5日最終アクセス)

※単位は円

**FORM 1040** Department of the Treasury—Internal Revenue Service **2008** (99) IRS Use Only—Do not write or staple in this space.

OMB No. 1545-0074

For the year Jan. 1–Dec. 31, 2008, or other tax year beginning \_\_\_\_\_, 2008, ending \_\_\_\_\_, 20

**Label** (See instructions on page 14.) Use the IRS label. Otherwise, please print or type.

**LABEL HERE**

Your first name and initial <b>tarou</b>	Last name <b>syotoku</b>	Your social security number
If a joint return, spouse's first name and initial <b>hanako</b>	Last name <b>syotoku</b>	Spouse's social security number
Home address (number and street). If you have a P.O. box, see page 14. <b>1-1 motomachi</b>		▲ You must enter your SSN(s) above. ▲
City, town or post office, state, and ZIP code. If you have a foreign address, see page 14. <b>kawagoeshi saitamaken 350-0062</b>		

Checking a box below will not change your tax or refund.

**Presidential Election Campaign** Check here if you, or your spouse if filing jointly, want \$3 to go to this fund (see page 14)  You  Spouse

**Filing Status** Check only one box.

1  Single  
 2  Married filing jointly (even if only one had income)  
 3  Married filing separately. Enter spouse's SSN above and full name here. ▶  
 4  Head of household (with qualifying person). (See page 15.) If the qualifying person is a child but not your dependent, enter this child's name here. ▶  
 5  Qualifying widow(er) with dependent child (see page 16)

**Exemptions**

6a  Yourself. If someone can claim you as a dependent, do not check box 6a  
 b  Spouse

(1) First name	Last name	(2) Dependent's social security number	(3) Dependent's relationship to you	(4) <input checked="" type="checkbox"/> If qualifying child for child tax credit (see page 17)	No. of children on 6c who:
<b>kazumi</b>	<b>syotoku</b>			<input type="checkbox"/>	2
<b>jirou</b>	<b>syotoku</b>			<input checked="" type="checkbox"/>	2
				<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	

If more than four dependents, see page 17.

Dependents on 6c not entered above

Add numbers on lines above ▶ **4**

d Total number of exemptions claimed

**Income** Attach Form(s) W-2 here. Also attach Forms W-2G and 1099-R if tax was withheld.

7	Wages, salaries, tips, etc. Attach Form(s) W-2	7	6,000,000
8a	Taxable interest. Attach Schedule B if required	8a	
b	Tax-exempt interest. Do not include on line 8a	8b	
9a	Ordinary dividends. Attach Schedule B if required	9a	
b	Qualified dividends (see page 21)	9b	
10	Taxable refunds, credits, or offsets of state and local income taxes (see page 22)	10	
11	Alimony received	11	
12	Business income or (loss). Attach Schedule C or C-EZ	12	
13	Capital gain or (loss). Attach Schedule D if required. If not required, check here ▶ <input type="checkbox"/>	13	
14	Other gains or (losses). Attach Form 4797	14	
15a	IRA distributions	15a	
b	Taxable amount (see page 23)	15b	
16a	Pensions and annuities	16a	
b	Taxable amount (see page 24)	16b	
17	Rental real estate, royalties, partnerships, S corporations, trusts, etc. Attach Schedule E	17	
18	Farm income or (loss). Attach Schedule F	18	
19	Unemployment compensation	19	
20a	Social security benefits	20a	
b	Taxable amount (see page 26)	20b	
21	Other income. List type and amount (see page 28)	21	
22	Add the amounts in the far right column for lines 7 through 21. This is your total income ▶	22	6,000,000

**Adjusted Gross Income**

23	Educator expenses (see page 28)	23	
24	Certain business expenses of reservists, performing artists, and fee-basis government officials. Attach Form 2106 or 2106-EZ	24	
25	Health savings account deduction. Attach Form 8889	25	
26	Moving expenses. Attach Form 3903	26	
27	One-half of self-employment tax. Attach Schedule SE	27	
28	Self-employed SEP, SIMPLE, and qualified plans	28	
29	Self-employed health insurance deduction (see page 29)	29	
30	Penalty on early withdrawal of savings	30	
31a	Alimony paid	31a	
b	Recipient's SSN ▶		
32	IRA deduction (see page 30)	32	
33	Student loan interest deduction (see page 33)	33	
34	Tuition and fees deduction. Attach Form 8917	34	
35	Domestic production activities deduction. Attach Form 8903	35	
36	Add lines 23 through 31a and 32 through 35	36	
37	Subtract line 36 from line 22. This is your adjusted gross income ▶	37	6,000,000

<b>Tax and Credits</b>	<b>38</b>	Amount from line 37 (adjusted gross income)	<b>38</b>	<b>6,000,000</b>
	<b>39a</b>	Check <input type="checkbox"/> You were born before January 2, 1944, <input type="checkbox"/> Blind. <input type="checkbox"/> Spouse was born before January 2, 1944, <input type="checkbox"/> Blind. Total boxes checked ▶ <b>39a</b>		
	<b>b</b>	If your spouse itemizes on a separate return or you were a dual-status alien, see page 34 and check here ▶ <b>39b</b>		
	<b>c</b>	Check if standard deduction includes real estate taxes or disaster loss (see page 34) ▶ <b>39c</b>		
	<b>40</b>	Itemized deductions (from Schedule A) or your standard deduction (see left margin)	<b>40</b>	<b>1,090,000</b>
	<b>41</b>	Subtract line 40 from line 38	<b>41</b>	<b>4,910,000</b>
	<b>42</b>	If line 38 is over \$119,975, or you provided housing to a Midwestern displaced individual, see page 36. Otherwise, multiply \$3,500 by the total number of exemptions claimed on line 6d	<b>42</b>	<b>1,400,000</b>
	<b>43</b>	Taxable income. Subtract line 42 from line 41. If line 42 is more than line 41, enter -0-	<b>43</b>	<b>3,510,000</b>
	<b>44</b>	Tax (see page 36). Check if any tax is from: a <input type="checkbox"/> Form(s) 8814 b <input type="checkbox"/> Form 4972	<b>44</b>	<b>446,600</b>
	<b>45</b>	Alternative minimum tax (see page 39). Attach Form 6251	<b>45</b>	
<b>Standard Deduction for—</b> ● People who checked any box on line 39a, 39b, or 39c or who can be claimed as a dependent, see page 34. ● All others: Single or Married filing separately, \$5,450 Married filing jointly or Qualifying widow(er), \$10,900 Head of household, \$8,000	<b>46</b>	Add lines 44 and 45	<b>46</b>	<b>446,600</b>
	<b>47</b>	Foreign tax credit. Attach Form 1116 if required	<b>47</b>	
	<b>48</b>	Credit for child and dependent care expenses. Attach Form 2441	<b>48</b>	
	<b>49</b>	Credit for the elderly or the disabled. Attach Schedule R	<b>49</b>	
	<b>50</b>	Education credits. Attach Form 8863	<b>50</b>	<b>200,000</b>
	<b>51</b>	Retirement savings contributions credit. Attach Form 8880	<b>51</b>	
	<b>52</b>	Child tax credit (see page 42). Attach Form 8901 if required	<b>52</b>	<b>100,000</b>
	<b>53</b>	Credits from Form: a <input type="checkbox"/> 8396 b <input type="checkbox"/> 8839 c <input type="checkbox"/> 5695	<b>53</b>	
	<b>54</b>	Other credits from Form: a <input type="checkbox"/> 3800 b <input type="checkbox"/> 8801 c <input type="checkbox"/>	<b>54</b>	
	<b>55</b>	Add lines 47 through 54. These are your total credits	<b>55</b>	<b>300,000</b>
<b>Other Taxes</b>	<b>56</b>	Subtract line 55 from line 46. If line 55 is more than line 46, enter -0-	<b>56</b>	<b>146,600</b>
	<b>57</b>	Self-employment tax. Attach Schedule SE	<b>57</b>	
	<b>58</b>	Unreported social security and Medicare tax from Form: a <input type="checkbox"/> 4137 b <input type="checkbox"/> 8919	<b>58</b>	
	<b>59</b>	Additional tax on IRAs, other qualified retirement plans, etc. Attach Form 5329 if required	<b>59</b>	
	<b>60</b>	Additional taxes: a <input type="checkbox"/> AEIC payments b <input type="checkbox"/> Household employment taxes. Attach Schedule H	<b>60</b>	
	<b>61</b>	Add lines 56 through 60. This is your total tax	<b>61</b>	<b>146,600</b>
<b>Payments</b>	<b>62</b>	Federal income tax withheld from Forms W-2 and 1099	<b>62</b>	<b>250,000</b>
	<b>63</b>	2008 estimated tax payments and amount applied from 2007 return	<b>63</b>	
	<b>64a</b>	Earned income credit (EIC)	<b>64a</b>	
	<b>b</b>	Nontaxable combat pay election <b>64b</b>		
	<b>65</b>	Excess social security and tier 1 RRTA tax withheld (see page 61)	<b>65</b>	
	<b>66</b>	Additional child tax credit. Attach Form 8812	<b>66</b>	
	<b>67</b>	Amount paid with request for extension to file (see page 61)	<b>67</b>	
	<b>68</b>	Credits from Form: a <input type="checkbox"/> 2439 b <input type="checkbox"/> 4136 c <input type="checkbox"/> 8801 d <input type="checkbox"/> 8885	<b>68</b>	
	<b>69</b>	First-time homebuyer credit. Attach Form 5405	<b>69</b>	
	<b>70</b>	Recovery rebate credit (see worksheet on pages 62 and 63)	<b>70</b>	
<b>71</b>	Add lines 62 through 70. These are your total payments	<b>71</b>	<b>250,000</b>	
<b>Refund</b> Direct deposit? See page 63 and fill in 73b, 73c, and 73d, or Form 8888.	<b>72</b>	If line 71 is more than line 61, subtract line 61 from line 71. This is the amount you overpaid	<b>72</b>	<b>103,400</b>
	<b>73a</b>	Amount of line 72 you want refunded to you. If Form 8888 is attached, check here ▶ <input type="checkbox"/>	<b>73a</b>	<b>100,000</b>
	<b>b</b>	Routing number <input type="text"/> ▶ c Type: <input type="checkbox"/> Checking <input type="checkbox"/> Savings		
<b>d</b>	Account number <input type="text"/>			
<b>74</b>	Amount of line 72 you want applied to your 2009 estimated tax ▶ <b>74</b>	<b>3,400</b>		
<b>Amount You Owe</b>	<b>75</b>	Amount you owe. Subtract line 71 from line 61. For details on how to pay, see page 65 ▶	<b>75</b>	
	<b>76</b>	Estimated tax penalty (see page 65)	<b>76</b>	

**Third Party Designee** Do you want to allow another person to discuss this return with the IRS (see page 66)?  Yes. Complete the following.  No

Designee's name ▶	Phone no. ▶ ( )	Personal identification number (PIN) ▶
-------------------	-----------------	--

**Sign Here** Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return and accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, they are true, correct, and complete. Declaration of preparer (other than taxpayer) is based on all information of which preparer has any knowledge.

Your signature	Date	Your occupation	Daytime phone number ( )
Spouse's signature. If a joint return, both must sign.	Date	Spouse's occupation	

**Paid Preparer's Use Only**

Preparer's signature ▶	Date	Check if self-employed <input type="checkbox"/>	Preparer's SSN or PTIN
Firm's name (or yours if self-employed), address, and ZIP code ▶	EIN	Phone no. ( )	

**SCHEDULES A&B**  
**(Form 1040)**

**Schedule A—Itemized Deductions**

OMB No. 1545-0074

**2008**

(Schedule B is on back)

Department of the Treasury  
Internal Revenue Service (99)

▶ **Attach to Form 1040.** ▶ **See Instructions for Schedules A&B (Form 1040).**

Attachment  
Sequence No. **07**

Name(s) shown on Form 1040

Your social security number

tarou syotoku

<b>Medical and Dental Expenses</b>	<b>1</b>	<b>Caution.</b> Do not include expenses reimbursed or paid by others. Medical and dental expenses (see page A-1).	<b>150,000</b>		
	<b>2</b>	Enter amount from Form 1040, line 38	<b>6,000,000</b>		
	<b>3</b>	Multiply line 2 by 7.5% (.075)	<b>450,000</b>		
	<b>4</b>	Subtract line 3 from line 1. If line 3 is more than line 1, enter -0-		<b>0</b>	
<b>Taxes You Paid</b> (See page A-2.)	<b>5</b> State and local (check only one box):				
	a	<input checked="" type="checkbox"/> Income taxes, or	<b>130,000</b>		
	b	<input type="checkbox"/> General sales taxes			
	<b>6</b>	Real estate taxes (see page A-5)	<b>140,000</b>		
	<b>7</b>	Personal property taxes			
	<b>8</b>	Other taxes. List type and amount ▶			
	<b>9</b>	Add lines 5 through 8		<b>270,000</b>	
	<b>Interest You Paid</b> (See page A-5.)	<b>10</b>	Home mortgage interest and points reported to you on Form 1098	<b>600,000</b>	
		<b>11</b>	Home mortgage interest not reported to you on Form 1098. If paid to the person from whom you bought the home, see page A-6 and show that person's name, identifying no., and address ▶		
<b>12</b>		Points not reported to you on Form 1098. See page A-6 for special rules.			
<b>13</b>		Qualified mortgage insurance premiums (see page A-6)			
<b>14</b>		Investment interest. Attach Form 4952 if required. (See page A-6.)			
<b>15</b>		Add lines 10 through 14		<b>600,000</b>	
<b>Gifts to Charity</b> If you made a gift and got a benefit for it, see page A-7.	<b>16</b>	Gifts by cash or check. If you made any gift of \$250 or more, see page A-7	<b>30,000</b>		
	<b>17</b>	Other than by cash or check. If any gift of \$250 or more, see page A-8. You <b>must</b> attach Form 8283 if over \$500			
	<b>18</b>	Carryover from prior year			
	<b>19</b>	Add lines 16 through 18		<b>30,000</b>	
<b>Casualty and Theft Losses</b>	<b>20</b>	Casualty or theft loss(es). Attach Form 4684. (See page A-8.)			
<b>Job Expenses and Certain Miscellaneous Deductions</b> (See page A-9.)	<b>21</b>	Unreimbursed employee expenses—job travel, union dues, job education, etc. Attach Form 2106 or 2106-EZ if required. (See page A-9.) ▶ <b>100,000</b>	<b>100,000</b>		
	<b>22</b>	Tax preparation fees	<b>50,000</b>		
	<b>23</b>	Other expenses—investment, safe deposit box, etc. List type and amount ▶			
	<b>24</b>	Add lines 21 through 23	<b>150,000</b>		
	<b>25</b>	Enter amount from Form 1040, line 38	<b>6,000,000</b>		
	<b>26</b>	Multiply line 25 by 2% (.02)	<b>120,000</b>		
	<b>27</b>	Subtract line 26 from line 24. If line 26 is more than line 24, enter -0-		<b>30,000</b>	
<b>Other Miscellaneous Deductions</b>	<b>28</b>	Other—from list on page A-10. List type and amount ▶			
<b>Total Itemized Deductions</b>	<b>29</b>	Is Form 1040, line 38, over \$159,950 (over \$79,975 if married filing separately)? <input checked="" type="checkbox"/> <b>No.</b> Your deduction is not limited. Add the amounts in the far right column for lines 4 through 28. Also, enter this amount on Form 1040, line 40. <input type="checkbox"/> <b>Yes.</b> Your deduction may be limited. See page A-10 for the amount to enter.		<b>930,000</b>	
	<b>30</b>	If you elect to itemize deductions even though they are less than your standard deduction, check here <input type="checkbox"/>			

Form **1040** Department of the Treasury—Internal Revenue Service **2008** (99) IRS Use Only—Do not write or staple in this space.

**Label**  
(See instructions on page 14.)  
**Use the IRS label.**  
Otherwise, please print or type.

L  
A  
B  
E  
L  
H  
E  
R  
E

For the year Jan. 1–Dec. 31, 2008, or other tax year beginning \_\_\_\_\_, 2008, ending \_\_\_\_\_, 20

Your first name and initial: **tarou** Last name: **syotoku**

If a joint return, spouse's first name and initial: **hanako** Last name: **syotoku**

Home address (number and street). If you have a P.O. box, see page 14. Apt. no.: **1-1 motomachi**

City, town or post office, state, and ZIP code. If you have a foreign address, see page 14. **kawagoeshi saitamaken 350-0062**

OMB No. 1545-0074

Your social security number: \_\_\_\_\_

Spouse's social security number: \_\_\_\_\_

▲ You must enter your SSN(s) above. ▲

Checking a box below will not change your tax or refund.

**Presidential Election Campaign** Check here if you, or your spouse if filing jointly, want \$3 to go to this fund (see page 14)  You  Spouse

**Filing Status**

1  Single

2  Married filing jointly (even if only one had income)

3  Married filing separately. Enter spouse's SSN above and full name here. ▶

4  Head of household (with qualifying person). (See page 15.) If the qualifying person is a child but not your dependent, enter this child's name here. ▶

5  Qualifying widow(er) with dependent child (see page 16)

Check only one box.

**Exemptions**

6a  Yourself. If someone can claim you as a dependent, do not check box 6a

b  Spouse

c Dependents:

(1) First name	Last name	(2) Dependent's social security number	(3) Dependent's relationship to you	(4) <input checked="" type="checkbox"/> If qualifying child for child tax credit (see page 17)
kazumi	syotoku			<input type="checkbox"/>
jirou	syotoku			<input checked="" type="checkbox"/>

If more than four dependents, see page 17.

Boxes checked on 8a and 8b: **2**

No. of children on 6c who:  
 • lived with you: **2**  
 • did not live with you due to divorce or separation (see page 18): \_\_\_\_\_

Dependents on 6c not entered above: \_\_\_\_\_

Add numbers on lines above ▶ **4**

d Total number of exemptions claimed

**Income**

7	Wages, salaries, tips, etc. Attach Form(s) W-2	7	3,000,000
8a	Taxable interest. Attach Schedule B if required	8a	
9a	Ordinary dividends. Attach Schedule B if required	9a	
10	Taxable refunds, credits, or offsets of state and local income taxes (see page 22)	10	
11	Alimony received	11	
12	Business income or (loss). Attach Schedule C or C-EZ	12	
13	Capital gain or (loss). Attach Schedule D if required. If not required, check here <input type="checkbox"/>	13	
14	Other gains or (losses). Attach Form 4797	14	
15a	IRA distributions	15a	
15b	Taxable amount (see page 23)	15b	
16a	Pensions and annuities	16a	
16b	Taxable amount (see page 24)	16b	
17	Rental real estate, royalties, partnerships, S corporations, trusts, etc. Attach Schedule E	17	
18	Farm income or (loss). Attach Schedule F	18	
19	Unemployment compensation	19	
20a	Social security benefits	20a	
20b	Taxable amount (see page 26)	20b	
21	Other income. List type and amount (see page 28)	21	
22	Add the amounts in the far right column for lines 7 through 21. This is your total income ▶	22	3,000,000

**Adjusted Gross Income**

23	Educator expenses (see page 28)	23	
24	Certain business expenses of reservists, performing artists, and fee-basis government officials. Attach Form 2106 or 2106-EZ	24	
25	Health savings account deduction. Attach Form 8889	25	
26	Moving expenses. Attach Form 3903	26	
27	One-half of self-employment tax. Attach Schedule SE	27	
28	Self-employed SEP, SIMPLE, and qualified plans	28	
29	Self-employed health insurance deduction (see page 29)	29	
30	Penalty on early withdrawal of savings	30	
31a	Alimony paid	31a	
31b	Recipient's SSN ▶	31b	
32	IRA deduction (see page 30)	32	
33	Student loan interest deduction (see page 33)	33	
34	Tuition and fees deduction. Attach Form 8917	34	400,000
35	Domestic production activities deduction. Attach Form 8903	35	
36	Add lines 23 through 31a and 32 through 35	36	
37	Subtract line 36 from line 22. This is your adjusted gross income ▶	37	2,600,000

**Tax and Credits**

**Standard Deduction for—**

- People who checked any box on line 39a, 39b, or 39c or who can be claimed as a dependent, see page 34.
- All others:
- Single or Married filing separately, \$5,450
- Married filing jointly or Qualifying widow(er), \$10,900
- Head of household, \$8,000

<b>38</b>	Amount from line 37 (adjusted gross income)	<b>38</b>	<b>2,600,000</b>
<b>39a</b>	Check <input type="checkbox"/> You were born before January 2, 1944, <input type="checkbox"/> Blind. <input type="checkbox"/> Spouse was born before January 2, 1944, <input type="checkbox"/> Blind. Total boxes checked ▶ <b>39a</b>		
	<b>b</b> If your spouse itemizes on a separate return or you were a dual-status alien, see page 34 and check here ▶ <b>39b</b> <input type="checkbox"/>		
	<b>c</b> Check if standard deduction includes real estate taxes or disaster loss (see page 34) ▶ <b>39c</b> <input type="checkbox"/>		
<b>40</b>	Itemized deductions (from Schedule A) or your standard deduction (see left margin)	<b>40</b>	<b>1,090,000</b>
<b>41</b>	Subtract line 40 from line 38	<b>41</b>	<b>1,510,000</b>
<b>42</b>	If line 38 is over \$119,975, or you provided housing to a Midwestern displaced individual, see page 36. Otherwise, multiply \$3,500 by the total number of exemptions claimed on line 6d	<b>42</b>	<b>1,400,000</b>
<b>43</b>	<b>Taxable income.</b> Subtract line 42 from line 41. If line 42 is more than line 41, enter -0-	<b>43</b>	<b>110,000</b>
<b>44</b>	<b>Tax</b> (see page 36). Check if any tax is from: <b>a</b> <input type="checkbox"/> Form(s) 8814 <b>b</b> <input type="checkbox"/> Form 4972	<b>44</b>	<b>11,100</b>
<b>45</b>	<b>Alternative minimum tax</b> (see page 39). Attach Form 6251	<b>45</b>	
<b>46</b>	Add lines 44 and 45	<b>46</b>	<b>11,100</b>
<b>47</b>	Foreign tax credit. Attach Form 1116 if required	<b>47</b>	
<b>48</b>	Credit for child and dependent care expenses. Attach Form 2441	<b>48</b>	
<b>49</b>	Credit for the elderly or the disabled. Attach Schedule R	<b>49</b>	
<b>50</b>	Education credits. Attach Form 8863	<b>50</b>	
<b>51</b>	Retirement savings contributions credit. Attach Form 8880	<b>51</b>	
<b>52</b>	Child tax credit (see page 42). Attach Form 8901 if required	<b>52</b>	<b>11,100</b>
<b>53</b>	Credits from Form: <b>a</b> <input type="checkbox"/> 8396 <b>b</b> <input type="checkbox"/> 8839 <b>c</b> <input type="checkbox"/> 5695	<b>53</b>	
<b>54</b>	Other credits from Form: <b>a</b> <input type="checkbox"/> 3800 <b>b</b> <input type="checkbox"/> 8801 <b>c</b> <input type="checkbox"/>	<b>54</b>	
<b>55</b>	Add lines 47 through 54. These are your total credits	<b>55</b>	<b>11,100</b>
<b>56</b>	Subtract line 55 from line 46. If line 55 is more than line 46, enter -0-	<b>56</b>	<b>0</b>

**Other Taxes**

<b>57</b>	Self-employment tax. Attach Schedule SE	<b>57</b>	
<b>58</b>	Unreported social security and Medicare tax from Form: <b>a</b> <input type="checkbox"/> 4137 <b>b</b> <input type="checkbox"/> 8919	<b>58</b>	
<b>59</b>	Additional tax on IRAs, other qualified retirement plans, etc. Attach Form 5329 if required	<b>59</b>	
<b>60</b>	Additional taxes: <b>a</b> <input type="checkbox"/> AEIC payments <b>b</b> <input type="checkbox"/> Household employment taxes. Attach Schedule H	<b>60</b>	
<b>61</b>	Add lines 56 through 60. This is your total tax	<b>61</b>	<b>0</b>

**Payments**

If you have a qualifying child, attach Schedule EIC.

<b>62</b>	Federal income tax withheld from Forms W-2 and 1099	<b>62</b>	<b>250,000</b>
<b>63</b>	2008 estimated tax payments and amount applied from 2007 return	<b>63</b>	
<b>64a</b>	<b>Earned income credit (EIC)</b>	<b>64a</b>	<b>244,700</b>
	<b>b</b> Nontaxable combat pay election <b>64b</b>		
<b>65</b>	Excess social security and tier 1 RRTA tax withheld (see page 61)	<b>65</b>	
<b>66</b>	Additional child tax credit. Attach Form 8812	<b>66</b>	<b>88,900</b>
<b>67</b>	Amount paid with request for extension to file (see page 61)	<b>67</b>	
<b>68</b>	Credits from Form: <b>a</b> <input type="checkbox"/> 2439 <b>b</b> <input type="checkbox"/> 4136 <b>c</b> <input type="checkbox"/> 8801 <b>d</b> <input type="checkbox"/> 8885	<b>68</b>	
<b>69</b>	First-time homebuyer credit. Attach Form 5405	<b>69</b>	
<b>70</b>	Recovery rebate credit (see worksheet on pages 62 and 63)	<b>70</b>	
<b>71</b>	Add lines 62 through 70. These are your total payments	<b>71</b>	<b>583,600</b>

**Refund**

Direct deposit? See page 63 and fill in 73b, 73c, and 73d, or Form 8888.

<b>72</b>	If line 71 is more than line 61, subtract line 61 from line 71. This is the amount you overpaid	<b>72</b>	<b>583,600</b>
<b>73a</b>	Amount of line 72 you want refunded to you. If Form 8888 is attached, check here ▶ <input type="checkbox"/>	<b>73a</b>	<b>500,000</b>
	▶ <b>b</b> Routing number <input type="text"/> ▶ <b>c</b> Type: <input type="checkbox"/> Checking <input type="checkbox"/> Savings		
	▶ <b>d</b> Account number <input type="text"/>		
<b>74</b>	Amount of line 72 you want applied to your 2009 estimated tax ▶	<b>74</b>	<b>83,600</b>

**Amount You Owe**

<b>75</b>	Amount you owe. Subtract line 71 from line 61. For details on how to pay, see page 65 ▶	<b>75</b>	
<b>76</b>	Estimated tax penalty (see page 65)	<b>76</b>	

**Third Party Designee**

Do you want to allow another person to discuss this return with the IRS (see page 66)?  Yes. Complete the following.  No

Designee's name ▶	Phone no. ▶ ( )	Personal Identification number (PIN) ▶ <input type="text"/>
-------------------	-----------------	---

**Sign Here**

Joint return? See page 15. Keep a copy for your records.

Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return and accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, they are true, correct, and complete. Declaration of preparer (other than taxpayer) is based on all information of which preparer has any knowledge.

Your signature	Date	Your occupation	Daytime phone number ( )
Spouse's signature. If a joint return, both must sign.	Date	Spouse's occupation	

**Paid Preparer's Use Only**

Preparer's signature ▶	Date	Check if self-employed <input type="checkbox"/>	Preparer's SSN or PTIN
Firm's name (or yours if self-employed), address, and ZIP code ▶	EIN	Phone no. ( )	

**SCHEDULES A&B**  
**(Form 1040)**

**Schedule A—Itemized Deductions**

OMB No. 1545-0074

**2008**

Attachment  
Sequence No. **07**

Department of the Treasury  
Internal Revenue Service (99)

(Schedule B is on back)

▶ **Attach to Form 1040.** ▶ **See instructions for Schedules A&B (Form 1040).**

Name(s) shown on Form 1040

Your social security number

tarou syotoku

<b>Medical and Dental Expenses</b>		<b>Caution.</b> Do not include expenses reimbursed or paid by others.			
1	Medical and dental expenses (see page A-1).	150,000			
2	Enter amount from Form 1040, line 38	2,600,000			
3	Multiply line 2 by 7.5% (.075)	195,000			
4	Subtract line 3 from line 1. If line 3 is more than line 1, enter -0-			4	0
<b>Taxes You Paid</b>		<b>State and local (check only one box):</b>			
(See page A-2.)		a <input type="checkbox"/> Income taxes, or		5	
		b <input type="checkbox"/> General sales taxes		6	140,000
6	Real estate taxes (see page A-5)			7	
7	Personal property taxes			8	
8	Other taxes. List type and amount ▶				
9	Add lines 5 through 8			9	140,000
<b>Interest You Paid</b>		<b>Home mortgage interest and points reported to you on Form 1098</b>		10	600,000
(See page A-5.)		<b>Home mortgage interest not reported to you on Form 1098. If paid to the person from whom you bought the home, see page A-6 and show that person's name, identifying no., and address ▶</b>		11	
<b>Note.</b> Personal interest is not deductible.		<b>Points not reported to you on Form 1098. See page A-6 for special rules.</b>		12	
		<b>Qualified mortgage insurance premiums (see page A-6)</b>		13	
		<b>Investment interest. Attach Form 4952 if required. (See page A-6.)</b>		14	
		<b>Add lines 10 through 14</b>		15	600,000
<b>Gifts to Charity</b>		<b>Gifts by cash or check. If you made any gift of \$250 or more, see page A-7</b>		16	30,000
(If you made a gift and got a benefit for it, see page A-7.)		<b>Other than by cash or check. If any gift of \$250 or more, see page A-8. You must attach Form 8283 if over \$500</b>		17	
		<b>Carryover from prior year</b>		18	
		<b>Add lines 16 through 18</b>		19	30,000
<b>Casualty and Theft Losses</b>		<b>Casualty or theft loss(es). Attach Form 4684. (See page A-8.)</b>		20	
<b>Job Expenses and Certain Miscellaneous Deductions</b>		<b>Unreimbursed employee expenses—job travel, union dues, job education, etc. Attach Form 2106 or 2106-EZ if required. (See page A-9.) ▶</b>		21	100,000
(See page A-9.)		<b>Tax preparation fees</b>		22	50,000
		<b>Other expenses—investment, safe deposit box, etc. List type and amount ▶</b>		23	
		<b>Add lines 21 through 23</b>		24	150,000
		<b>Enter amount from Form 1040, line 38</b>		25	2,600,000
		<b>Multiply line 25 by 2% (.02)</b>		26	52,000
		<b>Subtract line 26 from line 24. If line 26 is more than line 24, enter -0-</b>		27	98,000
<b>Other Miscellaneous Deductions</b>		<b>Other—from list on page A-10. List type and amount ▶</b>		28	
<b>Total Itemized Deductions</b>		<b>Is Form 1040, line 38, over \$159,950 (over \$79,975 if married filing separately)?</b>		29	868,000
		<input checked="" type="checkbox"/> <b>No.</b> Your deduction is not limited. Add the amounts in the far right column for lines 4 through 28. Also, enter this amount on Form 1040, line 40.			
		<input type="checkbox"/> <b>Yes.</b> Your deduction may be limited. See page A-10 for the amount to enter.			
		<b>If you elect to itemize deductions even though they are less than your standard deduction, check here</b>			

For Paperwork Reduction Act Notice, see Form 1040 instructions.

Cat. No. 11330X

Schedule A (Form 1040) 2008



# FRINGE BENEFIT TAXATION ISSUES

大武ゆかり (桐生支部)

# FRINGE・ベネフィット課税の諸問題

大武ゆかり（桐生支部）

## 【要 旨】

FRINGE・ベネフィット（fringe benefits）は、「追加的給付」等と和訳され、我が国の所得課税上では「経済的利益」「現物給与」等と称し、一般的に給与所得者が本来の金銭による賃金・給与の他に、給与所得者の立場において受ける経済的利益をいう。

経済的利益については、所得税法36条1項が、「収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）」と規定しているため、原則として課税対象となる。しかし、それらは実際には、所得税法9条や所得税基本通達等により課税されないケースが多い。

他方、統計によると、労働費用総額に占める現金給与以外の労働費用（すなわちFRINGE・ベネフィット）の割合は、19.0%となっており、給与所得課税において無視できない数値となっている。

そこで本稿では、まずⅡにおいて、今日のFRINGE・ベネフィットの実態について検討を行った。FRINGE・ベネフィットには、従来から議論の多い「社員旅行」「社宅」等をはじめとし、最近では「カフェテリアプラン」等多種多様なものがある。また、中小企業の従業員と大企業の従業員、一般従業員と役員、正規雇用者と非正規雇用者との間で享受できるFRINGE・ベネフィットの量に格差がみられる。より多くのFRINGE・ベネフィットを得ている者について、適正な課税が行われない場合には垂直的公平の問題が生じる。

次にⅢにおいて、FRINGE・ベネフィットに関して、①課税理論上の考え方、②所得税法上の取り扱いの変遷、③課税のための評価方法、④法人課税との関係、について検討を行った。FRINGE・ベネフィットは、所得税法上課税されるべきものであるが、①業務遂行上、または使用者の便宜のため供与されるものがあるため、それを享受する者にとっては換金性や選択性に乏しい、②経済的利益の額を正確に評価することが困難、等の理由から課税しないものとして取り扱われているケースが多数ある。FRINGE・ベネフィットが事実上非課税であれば、金銭による給付を受けた者と、それと同等のFRINGE・ベネフィットを享受した者との間で、税負担について水平的公平の問題が生じる。

FRINGE・ベネフィットは、多種多様であり、多額になっている。我が国の所得税法では、FRINGE・ベネフィットに対して原則として課税する方針であるため、これらのうち、非課税とすべき性質のものについては個別に法令によって定める必要がある。

## I はじめに

FRINGE BENEFITS (fringe benefits) は、「追加的給付」等と和訳され、我が国の所得課税上では「経済的利益」「現物給与」等と称し、一般的に給与所得者が本来の金銭による賃金・給与の他に、給与所得者の立場において受ける経済的利益をいう。

統計によると、労働費用総額に占める現金給与以外の労働費用（すなわちFRINGE BENEFITS）の割合は、19.0%<sup>(1)</sup>となっており「給与」について考える上で無視できない数値である。

所得税法 36 条 1 項は、「各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と定めている。この条文の括弧書きによれば、FRINGE BENEFITS は所得税法上課税されるべきものであることは疑いの余地がない。しかし、それらは実際には、所得税法 9 条や所得税基本通達等により課税されないこととなっているものが多いのが現状である。

そこで本稿では、まずⅡにおいて、FRINGE BENEFITS とは具体的にどのようなものなのかを明らかにする。次にⅢにおいて、FRINGE BENEFITS に関して、①課税理論上の考え方、②所得税法上の取り扱いの変遷、③課税のための評価方法、④法人課税との関係、について検討をする。最後にⅣでは、FRINGE BENEFITS は、法令により非課税とするもの以外は、原則どおり課税をすべきという見地から結論を述べる。

## Ⅱ FRINGE BENEFITS の実態

### 1. FRINGE BENEFITS の種類

FRINGE BENEFITS には、多種多様なものが掲げられる。

一般的には、法定福利費や、社員旅行等のレクリエーション費用、法人会員として入会しているゴルフクラブやレジャークラブの年会費、商品等の値引販売、会社が提供する食事代、金銭の無利息貸付、保険契約に基づく保険料、通勤手当等がFRINGE BENEFITS に該当する。これらの多くは所得税基本通達等によって課税しないものとされていて、所得税法で非課税とされるのは、通勤手当等限られたもののみである。

一般的なもののほか、石島弘教授は、結婚祝金や見舞金等について、「法的には贈与と解され一時所得になると思われるが、企業（法人）はその資産を無償で譲渡（贈与）しえない存在と解し、従業員が企業から受ける経済的利益をすべて社用関係で捉えるのであれば、福利厚生又は労務の対価（給与）としての給付と解され<sup>(2)</sup>て「給与」に該当するという考え方があることを紹介している。これらのうち、「相当の見舞金」については、法令により課税されないこととなっているが、祝金等についてはなんら法令の規定はない。

さらに、FRINGE BENEFITS の範囲には、労働環境等の労働条件や社会的信用等による心理的満足も含まれる<sup>(3)</sup>、との捉え方もある。これらには例えば、エアコン付きのオフィスとエアコンの無いオフィスの違い等の外的環境や、労働内容や給与等が全く同じである場合の企業の知名度等により得られる満足度が該当する。

このように、FRINGE・ベネフィットには、一般的に考えられているものの他、さまざまなものが挙げられる。

## 2. FRINGE・ベネフィットの企業間格差等

図表1によれば、企業規模によって労働費用の総額に多寡があり、その内訳となる現金給与以外の労働費用の格差は、現金給与の格差と同様に大きいことが明らかである。

さらに、図表2によれば、現金給与以外の労働費用の内、法定福利費に比べて他の項目の格差が大きくなっている。法定外福利費には、図表3のような各項目が含まれており、中でも「住宅に関する費用」の格差が大きいことが注目される。

FRINGE・ベネフィットは、法定福利費・福利厚生費・退職給付費用・教育訓練費などの勘定科目で処理される金額によって、その量を捉えることができると考えられている。しかし、交際費（個人が飲食等から受けるFRINGE・ベネフィットの側面は見過ごされやすい）や、中小の同族会社の役員や幹部従業員を中心に、勤務先会社の車を私的目的に使用する場合の利益もFRINGE・ベネフィットに該当する。したがって、同一の会社に勤めている者であっても、その役職・地位等により、FRINGE・ベネフィットが得られる量に差がある。

また、正社員と非正社員の間でも受け取ることができるFRINGE・ベネフィットの量に格差が生じているのは、図表4を見ても明らかである。

上記のような格差は、より多額のFRINGE・ベネフィットを享受している者について、適切な課税が行われない場合は、垂直的公平の面で問題が生じる結果となる。

図表1 常勤労働者1人1か月平均労働費用

	労働費用総額		現金給与額		現金給与以外の労働費用	
	円	%	円	%	円	%
1,000人以上	544,071	100.0	427,514	78.6	116,657	21.4
300~999人	477,744	100.0	390,662	81.8	87,081	18.2
100~299人	382,702	100.0	319,650	83.5	63,052	16.5
30~99人	375,777	100.0	316,336	84.2	59,440	15.8
計	462,329	100.0	374,594	81.0	87,738	19.0

(出典) 厚生労働省「平成18年就労条件総合調査」から作成

図表2 常勤労働者1人1か月平均現金給与以外の労働費用

	計	法定福利費	法定外福利費	現物給与	退職給付費用	教育訓練費	その他(注1)
	円	円	円	円	円	円	円
1,000人以上	116,557	52,813	13,670	1,197	44,685	2,259	1,933
300～999人	87,081	47,601	8,745	1,243	25,655	1,635	2,202
100～299人	63,052	39,114	6,496	727	14,306	991	1,418
30～99人	59,440	40,917	5,707	634	10,524	668	991
計	87,738	46,456	9,555	989	27,517	1,541	1,679

(出典) 厚生労働省「平成18年就労条件総合調査」から作成

(注1) 「その他」は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服(業務上着用を義務づけられているものを除く。)等をいう。

図表3 法定外福利費(常勤1人1ヵ月平均)

費用項目	企業規模		計		1,000人以上		300～999人		100～299人		30～99人	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
計	9,555	100.00%	13,670	143.07%	8,745	91.52%	6,496	67.99%	5,707	59.73%		
住宅に関する費用	4,766	100.00%	7,816	163.99%	4,742	99.50%	2,542	53.34%	1,344	28.20%		
医療保健に関する費用	641	100.00%	1,137	177.37%	402	62.71%	321	50.08%	260	40.56%		
食事に関する費用	871	100.00%	1,116	128.13%	828	95.06%	626	71.87%	699	80.25%		
文化・体育・娯楽に関する費用	574	100.00%	794	138.33%	456	79.44%	388	67.60%	461	80.31%		
私的保険制度への拠出金	999	100.00%	449	44.94%	999	100.00%	1,408	140.94%	1,611	161.26%		
労災付加給付の費用	216	100.00%	158	73.15%	153	70.83%	221	102.31%	377	174.54%		
慶弔見舞等の費用	306	100.00%	391	127.78%	249	81.37%	240	78.43%	266	86.93%		
財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	238	100.00%	344	144.54%	220	92.44%	197	82.77%	96	40.34%		
その他の法定外費用(注1)	944	100.00%	1,465	155.19%	696	73.73%	555	58.79%	593	62.82%		

(出典) 厚生労働省「平成18年就労条件総合調査」から作成

(注1) 「その他の法定外費用」とは、従業員の送迎費用、持株会援助、共済会拠出金、保育施設費等をいう。

図表4 産業・企業規模、<sup>注1)</sup>「正社員」以外も利用できる福利厚生制度の種類別企業数割合

単位：%

産業・企業規模		計	1,000人以上	100～999人	300～999人	100～299人	30～99人
全企業		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅関連	住宅手当、家賃補助	5.5	8.1	6.4	7.6	6.0	5.0
	社宅・独身寮	9.2	18.4	13.4	18.8	11.7	7.1
	持家補助	0.8	2.3	0.6	1.0	0.5	0.8
健康・医療関連	健康診断（がん検診等法定への上積み）	50.2	66.3	57.3	61.2	56.0	46.9
	メンタルヘルステア	12.8	46.8	19.0	29.0	15.8	9.2
育児・介護支援関連	育児休業（法定への上積み）	17.0	38.2	23.7	30.3	21.6	13.6
	託児施設	0.3	1.3	0.6	1.1	0.5	0.2
	育児補助（ベビーシッター補助含む）	0.5	8.0	0.9	1.9	0.5	0.1
	介護休業・看護休暇（法定への上積み）	13.7	37.2	21.5	28.5	19.2	9.8
慶弔・災害関連	慶弔・災害見舞金	55.5	65.5	56.1	61.1	54.5	54.9
	遺族年金、遺児年金、遺児育英年金	4.3	12.0	5.2	7.0	4.7	3.6
文化・体育・レクリエーション関連	余暇施設（運動施設・保養所）	20.2	58.5	29.5	44.1	24.8	15.2
	文化・体育・レクリエーション活動支援	23.2	45.4	32.9	39.4	30.8	18.5
自己啓発・能力開発関連	公的資格取得・自己啓発（通信教育等）支援	19.9	38.6	24.4	28.3	23.2	17.4
	リフレッシュ休暇	2.3	9.3	3.6	5.6	2.9	1.6
財産形成関連	財形貯蓄制度	21.2	28.3	27.2	32.1	25.6	18.5
	社内預金、持株会	5.9	20.6	8.8	11.7	7.8	4.2
	個人年金など（従業員拠出）への補助	1.3	3.2	1.7	1.7	1.8	1.0
その他	社員食堂・食事手当	27.3	52.7	34.1	41.1	31.8	23.8
	その他	2.3	3.1	2.6	2.3	2.7	2.1

（出典）厚生労働省「平成19年就労条件総合調査」から作成

（注1）「正社員」とは、企業において正社員としている労働者であって、呼称は問わない。

### 3. フリンジ・ベネフィットの新たな傾向

我が国の福利厚生制度については、伝統的な住宅関連の制度から、昨年、法定義務化された特定検診の他、健康づくりや生活習慣病に対する検診、人間ドック、メンタルヘルス対策に移行する傾向にある。

法定の健康診断の他、生活習慣病に対する検診や人間ドック補助を実施している企業は多く、メンタルヘルス対策については、従業員1,000人以上の大企業では8割もの企業がカウンセリングやメンタルヘルス教育等を実施している。また、何らかのメンタルヘルス対策をしている上場企業等の大企業は98.9%にのぼる<sup>(4)</sup>。

さらに、近年カフェテリアプランも大企業を中心に浸透し始めている。カフェテリアプランについては、2006年時点で従業員5,000人以上の企業については、導入率が32.46%にのぼる。一方、500人未満の企業では1.3%に過ぎない<sup>(5)</sup>。

カフェテリアプランの課税については、ポイントの付与時ではなく、その利用時にサービスメニューの内容に応じ、課税・非課税を判断し課税が行われることとなるが、役員・従業員の職務上の地位や報酬額に比例してポイントが付与されるものは、サービスメニューの内容いかんにかかわらず、そのすべてを課税対象としている<sup>(6)</sup>。

これは、企業の福利厚生費として「課税されない経済的利益」は、均等でなければならないと考えられているからである。カフェテリアプランについては、このような取り扱いがあるにもかかわらず、カフェテリアプラン以外のフリンジ・ベネフィットについては、均等でなくても課税が行われないケースがあるのは不合理である。

また、社有社宅は、老朽化や管理コスト等の面から縮小傾向にあるものの、独身寮については借上方式により寮数の拡充傾向がみられるのも事実である<sup>(7)</sup>。住宅関連のような従来から存在するフリンジ・ベネフィットに関しては、所得税基本通達等があるが、健康・医療については、通達等が整備されていない状況がある。

### Ⅲ フリンジ・ベネフィットに対する課税

#### 1. フリンジ・ベネフィット課税の理論上の考え方

租税法におけるフリンジ・ベネフィット課税の問題は、主に所得課税の問題であり、「給与」に関する問題とされている。

所得税法28条1項は、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」と規定しており、また、最高裁判決においては「雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう」<sup>(8)</sup>としている。

フリンジ・ベネフィットについての解釈は様々あり、企業が給付する金銭を含む経済的利益（企業が負担する経費の支出）がすべて「労務の対価」としての「給与」を構成するわけではない<sup>(9)</sup>との考え方のほか、「フリンジ・ベネフィットが人的役務の対価にあたるか否かといった点は必ずしも重要ではなく、フリンジ・ベネフィットにより現在あるいは将来の消費が増えれば、それは理論的に所得にあたる。」<sup>(10)</sup>という考えもある。

ただ、現在の所得税が、「納税者の担税力を増加させる利得は原則としてすべて所得として課税の対象とする」という考え方である包括的所得概念を採用している以上、企業がどのような費用として支出したものであっても、それを受け取った側で、経済的利益が消費されるか、資産の増加となれば従業員の所得となるのは問題ないであろう。

通勤手当の性格について最高裁判決では、「勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受ける給付は、すべて（中略）給与所得を構成する収入」<sup>(11)</sup>であるとしている。また、労務の提供に直接関係しない住宅手当・扶養手当等の金銭手当についても給与所得として課税されていることを併せて考えると、福利厚生費として支出される経済的利益も給与として取り扱うのが妥当であると考えられる。

なお、フリンジ・ベネフィットは、原則として所得税法上課税されるべきものであるが、換金性や選択性の問題、福利厚生的な要素が強いものについては、実際上は課税対象にはなっていない。

課税対象としない主な理由を整理すると下記のとおりとなる。

①業務の遂行上必要であるものとして非課税とされているもの

所得税法9条1項6号によって「その職務の性質上欠くことのできないもの」、すなわち業務遂行上必要な経費に充てるために支給される給付は、課税の対象とされていない。

②実務上、課税するのが困難であるため課税していないもの

使用者が寄宿舎等の電気料を負担している場合等、その経済的利益の額を評価するのが困難な場合がこれに該当する。

③少額不追求という考え方により課税していないもの

少額なものであっても、給与所得者の収入であることは間違いがないが、課税庁側に「少額不追求」という考え方が存在していた。

④政策上課税されていないもの

租税特別措置法により定められていて、担税力等はあるが、何らかの政策目的で課税対象とされていないものがこれに該当する。

## 2. フリンジ・ベネフィット課税の変遷

ところで、日本においては、いつ頃からフリンジ・ベネフィットに対する課税が問題となっていたのであろうか。

明治20年に所得税が導入されて以来、現在の給与にあたる所得について課税がされてきた。しかし、その当時において、フリンジ・ベネフィットに関して直接触れた文献は見いだされないようである<sup>(12)</sup>。

大正10年に、「俸給、給料、歳費ハ公私ノ職業ニ對スル報酬ニシテ年金、恩給、退隠料ハ勤功アルモノ、又ハ一定ノ年限官公職ヲ奉ジタル者ニ對スル給與ナリ。『此等ノ性質ヲ有スル給與』トハ其ノ名稱ノ如何ニ拘ラズ、以上列記ノ給與タル性質ヲ有スルモノノ一切ヲ包含スルモノナリ」<sup>(13)</sup>（税法14条1号）として名称の如何にかかわらず、住宅費や交際費も給与として課税することとなった。また、現物給与について「海員其他ノ雇人ニシテ食料ノ現品支給ヲ受ケ、又ハ賄ヲ受タル者ニ對シテハ、強テ其ノ現品又ハ賄ヲ換價シテ所得ニ計算セザルヲ穩當トス。」並びに「實費辨償ニ對シテハ課税スベキモノニ非ズ、但シ法令ヲ以テ支給スベキコトヲ定メタルモノニアラズシテ、年額又ハ月額ヲ以テ支給セラルモノハ、之ヲ俸給、給与ノ性質ヲ有スルモノト認メテ課税スベキモノトス。」<sup>(14)</sup>との記述がある。

昭和15年の所得税の改正において、「俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給（一時金タル恩給ヲ除ク）及賞與竝ニ此等ノ性質ヲ有スル給與」（所得税法10条4）を勤勞所得と規定している。この時代においては、費用弁償についても給与であると規定されていることが注目される。所得課税上は、すべての勤勞所得を課税の対象とするが、限定列举で非課税所得を掲げ「旅費、學資金及法定扶養料」（所得税法11条3）を非課税としている。

昭和17年の文献には、現物給与について、「法律の規定に依る非課税給与でなく、いはば取扱上課税しないことになってゐるに過ぎないものである。」<sup>(15)</sup>「特に現物給与の如きものは少くとも勤労の対価として受ける金銭的価値のある給与ならば課税するのが寧ろ當然であるかも知れない。然しながら之に對して課税することとしても、其の現物を金銭に換價しなければならぬ關係上、先づ技術的に少からぬ困難を伴ふのである。」<sup>(16)</sup>と記述され、現物給与については、課税されるべきであるが、その評価が困難である等の理由で、当分の間課税しないこととしている所得に過ぎない旨が述べられている。

また、同書は、「生活必需品の現物支給について、特別の弊害が認められないならば課税するにおよばない」とし、「住宅を無償または低額で借りた場合等も同様であり、賄いについても同様である」<sup>(17)</sup>と述べている。なお、住宅手当、家族手当等は勤労所得とされ<sup>(18)</sup>、重役等が受ける交際費は原則課税すべきである<sup>(19)</sup>とされている。これは、社宅を低額で借りた場合は課税されないが、手当として支給された場合は勤労所得として課税される、という現在の社宅等に対する課税の原点となっている。

なお、「事業主が負担する健康保険法等の規定による保険料は「給与」と考えられないでもないが、その性質上給与とはしない。」<sup>(20)</sup>としている。これは、法定福利費について「給与」であるが、社会政策上、「給与」としないとしているにすぎないのである。

その他、「会社が負担する生命保険料はその保険料相当額を給与として課税する。」<sup>(21)</sup>など、保険料についても、現在の課税制度のもととなる考え方が示されている。そして、官庁等の制服等の支給による現物給与については、少額のものが多いのでこれを課税の対象外としてもさして問題がないとしている。

その後、昭和22年、昭和40年の改正を経て現在の所得税法となっている。昭和38年12月の税制調査会の『所得税法および法人税法の整備に関する答申』で、現物給与について、現金給与の代替ないし付加的給与と考えられるものの範囲であれば課税所得に含まれるとした。しかし、個々については、この範囲に入るかどうか、評価額はどうかという点で「常識的に無理のない程度で判断する必要がある」というあいまいな状態が今日まで続いている。

### 3. フリンジ・ベネフィット課税における評価方法

フリンジ・ベネフィット課税における大きな問題として、課税のための評価の問題がある。フリンジ・ベネフィットを過大評価すれば、納税者は租税制度に対し不信感を抱くであろうし、過少に評価すれば課税されないケースが増えて、同等の金銭による給付を受けた者との水平的公平が保たれないこととなる。

我が国の所得税は時価課税を建前としているが、「時価」評価が困難であるため、フリンジ・ベネフィットに対する適切な課税にあたっては、とりわけ問題が生ずるのである。

フリンジ・ベネフィットの評価は、①市場価格(時価)により評価する方法のほか、②受益者が受けた価値により評価する方法、③事業主の負担した費用により評価する方法、④行政規則等により基準価格で評価する方法等があり、実際問題としては、これらの方法を組み合わせて使用しており、納税者による評価方法の選択が認められている。

給与等として課税される経済的利益の評価については、所得税基本通達36-36から36-50に示されているとおりである。以下では、上記④の基準価格による評価の代表的な例として、使用者が住宅等をその役員・使用人に貸与した場合の経済的利益の評価について検討してみる。

所得税基本通達36-40から36-48によって算定される、いわゆる社宅に係る「通常の賃借料」は実際の賃料とは異なり極めて低い額<sup>(22)</sup>である。さらに、使用人に貸し付けた場合には、使用人は、その「通常の賃借料」の50%以上の賃借料を支払っていれば所得税の課税は行われない。

例えば、借上げ社宅とその入居者から徴収している社宅使用料については、図表5のような統計がある。所得税基本通達による「通常の賃借料」の評価が著しく低いため、実際には、図表5程度の使用料を徴収していれば課税上は問題が生じないと思われる。

図表5 借上社宅の使用料と家主への借上家賃（鉄筋集合住宅）

単位：円

		1DK		2DK		2LDK		3DK		3LDK	
		使用料	借上家賃	使用料	借上家賃	使用料	借上家賃	使用料	借上家賃	使用料	借上家賃
東京	全規模	12,717	83,711	27,183	96,347	31,002	104,150	26,140	113,714	47,953	152,400
	100名未満	7,500	85,000	22,700	76,000	32,666	95,000	-	-	117,500	235,000
	100～299名	10,500	73,333	29,650	91,222	36,188	109,125	38,600	118,000	8,500	107,000
	300～499名	6,800	77,000	17,725	94,667	-	-	8,000	120,000	48,000	160,000
	500～1000名	23,110	95,467	40,260	132,100	25,400	102,000	22,750	101,000	17,810	130,000
名古屋	全規模	9,333	54,250	20,443	75,552	32,554	91,000	16,633	96,200	45,500	112,000
	100名未満	-	-	32,200	60,520	36,525	108,000	-	-	-	-
	100～299名	5,000	50,000	19,167	75,000	45,900	100,000	33,900	101,500	-	-
	300～499名	6,000	50,000	16,480	76,667	-	-	8,000	105,000	45,500	130,000
	500～1000名	17,000	58,500	-	90,000	22,333	82,250	8,000	68,000	-	94,000
大阪	全規模	8,759	68,500	24,300	79,836	31,567	95,286	21,550	103,667	23,770	108,250
	100名未満	-	-	36,900	69,000	-	-	-	-	-	-
	100～299名	10,500	65,000	25,700	83,200	45,250	108,500	37,200	112,000	8,000	80,000
	300～499名	5,278	76,000	14,500	75,000	-	-	8,000	110,000	45,500	130,000
	500～1000名	-	68,000	-	85,000	24,725	90,000	20,500	89,000	17,810	111,500

(出典) 政経研究所「福利厚生実態調査」(政経研究所、2007年)から作成

あくまでも仮定の話ではあるが、上記図表5の使用料と借上家賃との差額に対し、課税が行われていないとすると、この差額は「少額なもの」あるいは「社会通念上問題とされない金額」であると判断されていることとなる。しかし、この差額は「少額なもの」とは言い難いし、「社会通念上」と考えることにも無理がある。

また、社有社宅については、上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業(資本金5億

円以上かつ従業員 500 人以上) の保有割合は 36.3 % であり、1,000 人以上の従業員の企業については、55.8 % が保有しているとする統計<sup>(23)</sup>がある。

この調査によると、地域や築年数等不明であるが、2LDK～4Kの部屋の使用料は平均で 20,715 円であり、低額なものでは 4,000 円の使用料である。この使用料も通達に規定する「通常の使用料」に該当する範囲に収まっているものと思われる。

この現実の賃料とかけ離れた基準価格による「通常の賃借料」は、「住宅手当」の現金支給と、社宅を貸与した場合との課税上の不均衡を拡大させることとなる。少なくとも、このような現実の賃料とかけ離れた「通常の賃借料」を算定する基準価格で評価する方法は見直されるべきである。

#### 4. フリンジ・ベネフィット課税と法人課税

フリンジ・ベネフィットについて課税する方法論として、「経済的利益を享受する者(給与受給者)に課税する」方法のほか、「経済的利益を提供する者(企業等)に課税する」方法が考えられる。

給与受給者に課税する方法は、フリンジ・ベネフィットを給与として評価し、給与所得として所得税を課税する方法である。

これに対し、企業等に課税する方法は、経費を否認する方法(損金不算入)により企業が支払った費用を課税標準として、法人税を課税する方法である。この方法は、諸外国においても採用されており、簡便性と効率的に優れている。しかし、企業が、フリンジ・ベネフィットの供与や福利厚生施設等の充実に消極的になるデメリットもある。また、フリンジ・ベネフィットを提供する者が公共団体等や、法人税等の非課税事業者である場合には、この方法は機能しない。

企業等に対して課税する方法は、我が国の交際費課税の方法と類似している。

我が国において、企業が支出した福利厚生費について、交際費として認定された裁判例も少なくない。交際費と認定されれば、当然であるが法人税が課税される。

法人税法上、福利厚生費の明確な規定はなく、交際費については、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらの行為をするために支出するものをいう」(租税特別措置法 61 条の 4 三)と規定され、同条 3 号 1 項で交際費の除外規定が設けられている。これが、福利厚生費に該当するものだと考えられている。

フリンジ・ベネフィットは、企業側からすれば、企業会計上は費用(法人税法上の損金か損金不算入かの問題は別として)であることは間違いない。その費用が、法人税法上ではどのような取り扱いであっても、それを享受した個人にとっては「経済的利益」を受けていることは明らかである。

交際費に係るフリンジ・ベネフィットを給与として課税することは、法人税と所得税の二重課税になるという指摘がある。しかし、交際費課税については、本来、所得税を課税すべきものを、代替的に法人税で課税したものにすぎないともいえる。

## IV おわりに

FRINGE・ベネフィットは、昭和15年から原則として所得税法上課税すべきものとされている。しかし、経済的価値の評価が困難等の理由により、課税は後回しにされてきた。

所得税法9条は、非課税とするFRINGE・ベネフィットを掲げているが、昭和40年以降所得税法の大きな改正が行われていないため、当時考えられていたFRINGE・ベネフィットと現在のものとは異なっていることに対して、上手く対応ができていない。また、企業が負担する法定福利費などは、「給与」としての性質があるが所得税の課税対象としないことを明文化しないまま、慣習で給与として課税されていないもの等も多くある。

現在FRINGE・ベネフィットとして考えられるすべてのものに課税をするのは極めて困難であり、事実上不可能である。しかし、課税をするものと非課税とするものをきちんと整理をする必要がある。

課税・非課税の範囲を所得税法上明確にしたうえで、各FRINGE・ベネフィットの経済的価値の評価方法については、その種類ごとに、より詳しく規定をする。さらに、Ⅲで検討した住宅等の貸与に関する所得税基本通達のように現在課税対象となっているものでも、評価基準が甘く現実離れしたものについては、実態に合わせて見直しを行うべきである。

時代とともに変化するFRINGE・ベネフィットの実態に即し、非課税範囲を明確に規定することにより、課税の公平を図ることができる。

### <注>

(1) 「平成18年就労条件総合調査結果の概況」厚生労働省

<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/06/index.html>> (2009年7月7日最終アクセス)。なお、「第51回福利厚生費調査結果(2006年度)の概況」(社)日本経済団体連合会

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/>> (2009年7月7日最終アクセス)に関して、厚生労働省と同じベースで筆者が再計算したところ、労働費用総額に占める現金給与以外の労働費用の割合は23.5%になった。

(2) 石島弘「FRINGE・ベネフィット課税について」山田二郎先生古稀記念論文集『税法の課題と超克』38頁(信山社、2000年)。

(3) 中里実「所得の構成要素としての消費—市場価格の把握できない消費と課税の中立性」金子宏編『所得課税の研究』40—41頁(有斐閣、1991年)。

(4) 労務行政研究所「最新調査—メンタルヘルス対策」労政時報3725号2頁(2008年)。

(5) 西久保浩二『福利厚生制度の現状と課題』8頁(成城大学経済研究所、2008年)。

(6) 「(質疑応答事例) カフェテリアプランによるポイントの付与を受けた場合」国税庁

<<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gensen/03/36.htm>> (2009年7月7日最終アクセス)。

(7) 労務行政研究所「社宅管理の最新実態」労政時報3724号105頁(2008年)。

(8) 最判昭和56年4月24日民集35卷3号672頁。

(9) 石島・前掲注(2) 33頁。

(10) 中里・前掲注(3) 38頁。

(11) 最判昭和37年8月10日民集16卷8号1749頁。

- (12) 碓井光明「FRINGE・ベネフィットの課税問題」金子宏編『所得課税の研究』170頁（有斐閣、1991年）。
- (13) 渡邊善藏『所得税法講義』204頁（1921年）。
- (14) 渡邊・前掲注（13）205頁。
- (15) 小林長谷雄ほか『源泉課税と其の實務』73頁（大東書館、1942年）。
- (16) 小林ほか・前掲注（15）73頁。
- (17) 小林ほか・前掲注（15）74頁。
- (18) 小林長谷雄＝岩本巖『実務本位所得税法詳解』195頁（経済図書、1943年）。
- (19) 小林＝岩本・前掲注（18）196頁。
- (20) 小林ほか・前掲注（15）45頁。
- (21) 小林長谷雄＝岩本巖『実務本位所得税法詳解（追録）』443頁（経済図書、1943年）。
- (22) 例えば、筆者のクライアントが所有する集合住宅について、「通常の賃借料」を試算して、「実際の賃料」と比較すると下記のとおりである。

下記のケースは、所得税基本通達36-41に規定する小規模住宅等に該当するため、家屋の固定資産税課税標準額については戸数で按分、敷地の固定資産税課税標準額については、駐車場として各戸1台家賃に含めて貸し付けているものとして計算した。

①H16年築 2LDK61.48m<sup>2</sup>の「通常の賃借料」 8,381円

「実際の賃料」家賃月額 駐車場1台含め 74,000円から75,000円

②H8年築 2DK 39.74m<sup>2</sup>の「通常の賃借料」 3,334円

「実際の賃料」家賃月額 駐車場1台含め 53,000円から55,000円

隣接敷地内に貸している未舗装の駐車料金1台月額 4,000円

- (23) 労務行政研究所・前掲注（7）72頁。

#### <注に掲げた以外の参考文献>

- ・ 田中秀治『給与所得者に対する所得税をめぐる諸問題について』（世界平和研究所、2008年）。
- ・ 西久保浩二『進化する福利厚生—新しい使命とは何か』（労務研究所、2008年）。
- ・ 政経研究所『福利厚生実態調査』（政経研究所、2007年）。
- ・ 右山秀一＝平川茂編『企業経営に活かす最新税務・法務戦略』（財経詳報社、2003年）。
- ・ 生命保険文化センター『平成14年度企業の福利厚生制度に関する調査』（生命保険文化センター、2003年）。
- ・ 井上喜文『税制再建—成熟経済下における政策税制のあり方』（清文社、2002年）。
- ・ 金子宏編『所得税の理論と課題』（税務経理協会、2訂版、2001年）。
- ・ 日本総合研究所編『図解企業税制の論点—21世紀の企業税制はこうなる』（日刊工業新聞社、1999年）。
- ・ 山口義夫「FRINGE・ベネフィット課税の實務」税経通信64巻1号121頁（2009年）。
- ・ 発地敏彦「報酬・賞与・退職金を巡るFRINGE・ベネフィットの税務」税経通信64巻1号129頁（2009年）。
- ・ 増子豊彦「FRINGE・ベネフィットと交際費」税経通信64巻1号139頁（2009年）。
- ・ 飯田昭雄「旅費・交通費を巡るFRINGE・ベネフィットの税務」税経通信64巻1号147頁（2009年）。
- ・ 小畑孝雄「住宅・社宅を巡るFRINGE・ベネフィットの税務」税経通信64巻1号153頁（2009年）。
- ・ 丹菊博仁「国際源泉におけるFRINGE・ベネフィットの税務」税経通信64巻1号159頁（2009年）。
- ・ 労務行政研究所「最新調査—企業の健康管理対策」労政時報3727号52頁（2008年）。
- ・ 西久保浩二「福利厚生の現状と今後の方向性」日本労働研究雑誌49巻7号4頁（2007年）。
- ・ 柳屋孝安「福利厚生と労働法上の諸問題」日本労働研究雑誌49巻7号32頁（2007年）。

- ・太田聰一「企業内福利厚生への経済学的アプローチ」日本労働研究雑誌49巻7号20頁（2007年）。
- ・吉田幸司「FRINGE・ベネフィット課税に関する一考察—法人企業が支出した福利厚生費、給与等及び交際費等の分析を中心に」白鷗大学大学院法学研究年報3号127頁（2007年）。
- ・川又新一郎「租税原則—公平性と効率性（1）」政治・経済・法律研究（拓殖大学）8巻1=2号1頁（2006年）。
- ・村越未和「FRINGE・ベネフィット課税の強化に関する一考察」会計検査研究29号203頁（2004年）。
- ・日本税理士会連合会・税制審議会「給与所得課税のあり方について—平成13年度諮問に対する答申」（2002年）。
- ・鈴木雅博「役員に対するFRINGE・ベネフィット課税の問題点」月刊税務事例33巻5号34頁（2001年）。
- ・坂部達夫「役員社宅に対する問題点の全般—日銀事件を素材に」月刊税務事例33巻5号36頁（2001年）。
- ・山元俊一「豪華社員社宅に関する課税問題」月刊税務事例33巻5号38頁（2001年）。
- ・木本聡子「FRINGE・ベネフィット課税の研究—米国の課税体系との比較を中心として」税務大学校論叢27号1頁（1996年）。
- ・西久保浩二「転換期を迎える日本型福利厚生」日本労働研究雑誌37巻12号14頁（1995年）。
- ・山内直人「FRINGE・ベネフィット課税の経済分析」日本労働研究雑誌37巻12号26頁（1995年）。
- ・糀光彦「FRINGE・ベネフィット課税の研究—ドイツ、イギリス及びフランスの課税体系との比較を中心として」税務大学校論叢24号223頁（1994年）。



# 給与所得における実額経費

望月 茂 (浦和支部)

# 給与所得における実額経費

望月 茂（浦和支部）

## 【要 旨】

数次にわたる所得税法の改正により、所得税の財源調達機能と所得再分配機能が脆弱になったといわれる。税制調査会の答申においても、財源調達機能と所得再分配機能を取り戻そうとする抜本的な税制改革の必要性が説かれ、給与所得控除額や人的控除の見直しが述べられている。

給与所得控除は、マクロベースで給与収入金額に対して約30%と非常に高い水準にある。給与所得控除の根拠として、①金利の調整、②所得捕捉率の格差調整、③担税力の調整、④必要経費の概算控除の4項目がある。このうち給与所得控除の主な論拠は、勤労所得が資産性所得に対して担税力が弱いことを税法上考慮したものであって、必要経費の概算控除であるとされている。

給与所得者には、従来から実額経費控除が制度として認められないことに対する不公平感があり、大島訴訟を契機に、実額経費控除としての特定支出控除制度が創設された。しかし、特定支出控除は限定列举されたものであり、給与所得控除額が給与収入に対して高水準であるため、実際の適用はほとんどないといわれる。

反対に、事業所得者からは、給与所得控除に対する不公平感がある。

このような現状を背景に、経済実態が類似している個人については公平な課税をすべきであるという考え方から、給与所得者にも実額経費控除制度の導入ができるかどうかの可否について検討した。その結果、給与所得者にも必要経費を認め、概算経費と実額経費の選択制度を導入すべきだと考える。また、中小の事業所得者にも、給与所得者と同様に概算経費の選択制度を導入すべきではないか。

給与所得控除を実額経費との選択とする制度を導入する際には、給与所得控除額を実態の支出額ベースに近い金額まで引き下げる（給与所得収入ベースで約10%程度）が予想される。その結果、税負担が著しく増大することとなる。

そこで、この様な改正に際しては、基礎控除を憲法25条でいう健康で文化的な最低限度の生活実現のために必要な金額レベルまで引き上げるべきだと考える。具体的には、生活保護費程度まで引き上げるべきだろう。

この二つの改正を同時に行なうことで、給与所得、事業所得の区別なく、勤務、業務活動の実態を反映した課税所得金額の計算が可能となる。あわせて基礎控除を引き上げることにより、経済活動の実態に合った公平な課税が実現できるのではないだろうか。

## I はじめに

租税には、担税力の指標となる所得や財産などに直接課税する直接税と、消費や取引など担税力を間接的に推定させる事実で課税する間接税がある。今日、多くの税法のうち、日本を含め多くの国の租税制度において、所得税が中心としての地位を占めている<sup>(1)</sup>。その理由は次による。第一に国家側からの理由として、現代国家が福祉国家として多くの資金を必要としており、その資金の供給源として大きな税収を得ることができるからである(財源調達機能)。第二に租税を納付することとなる納税者の立場としては、人の総合的な担税力の標識として最も優れており、人的控除及び累進税率と結びつくことによって、担税力に応じた公平な税負担の配分(所得再分配機能)が可能となることにより、不公平感が少ないからであるといわれる<sup>(2)</sup>。

しかし、現状は、所得の格差を示す指標としてのジニ係数の改善度の経年変化によると、下表の通り租税による改善度が減少傾向にあり、所得再分配機能を失いつつある実情が見えてくる。これは、量的に社会保障費が増大したため、比率が相対的に減少していることであろうが、質的には、各種の控除項目及び分離課税制度の導入による減税政策のため、課税最低限の水準が上がっていることも否めない。これは同時に財源調達機能の喪失も意味する。

ジニ係数の改善度	平成 8 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年
社会保障による改善度	13.7%	15.3%	19.9%	22.8%
租税による改善度	4.7%	3.7%	4.3%	4.1%

(厚生労働省 平成17年所得再分配調査から)

このような背景から、税制調査会基礎問題小委員会が発表した「個人所得課税に関する論点整理」(平成 17 年 6 月 21 日)では、財源調達機能の回復を主目的<sup>(3)</sup>とした個人所得課税の改革の方向性が示され、各種控除の見直しをすべきことが答申されている。

そこで今回、来るべき改正の時のために、給与所得控除に焦点を絞って、その内容及び実額控除制度の導入の可否について検討することにした。

## II 給与所得控除

### 1. 給与所得控除の現状

給与所得の計算上、収入金額から給与所得控除額を控除する。その控除額は概算経費であり、マクロベースで見ると、その金額は給与の収入金額対比で 30% 近くもあり<sup>(4)</sup>、しかも証明の必要もなく控除が認められている。

### 2. 給与所得控除の性格

給与所得控除には次の 4 つの性格があるといわれる<sup>(5)</sup>。

#### (1) 金利の調整

給与の支払いごとに源泉所得税が徴収されていることに着目した、年末調整(又は確定申告)までの金利相当であるという説明である。この説明については、金額が僅少である

こと、例えば銀行普通預金利率は0.03%（平成21年5月26日現在）であり、給与から徴収される源泉所得税の金額を考え併せれば数十円程度となり、調整を積極的にすべき金額でもない。また、事業所得者についても予定納税制度があり、給与所得のみに考慮すべき項目とはいえない。

## （2）所得捕捉率の格差調整

源泉徴収制度により、所得税が給与所得から適正に徴収されていることに着目した説明である。しかし、この説明を認めることは、申告納税方式の執行が不完全であること及び税務行政の不作為を認めることとなりかねず、積極的に採用できない<sup>(6)</sup>。この問題の解消は、シャープ使節団日本税制報告書（「シャープ勧告」）においても税務行政の改善によって行うべきとして強く否定されており、納税環境の整備、納税モラルの向上、税務教育の促進そして一層の税務行政の改革<sup>(7)</sup>によって行うべきであろう。

## （3）担税力の調整

現在の一般的な説明である。勤労の持つ性質から導き出される説明であり、他の所得との負担調整としていわゆる「特別控除」と説明されるものである。以下では、この説明について「税制調査会第二特別部会 給与所得控除等に関する専門小委員会報告<sup>(8)</sup>」を基に検証する。

イ 「一般に、使用者の拘束の下に提供する役務の対価である給与所得は、その役務を提供する本人の死亡、傷病等により絶えることになるのみならず、勤務先の倒産その他の事由による失業のおそれがあり、被用者として不安定な立場にあることから、その担税力は他の所得に比して弱いと考えられるのではないか。」との記述があり、給与所得控除が導入されたときと同趣の論拠である。給与所得は、資産性所得と比べて①定年退職があり、有期間的な所得であること、②勤労をしていない期間については収入が絶たれるなど不連続的な所得であること等から、一般的に資産性所得に比べて担税力が乏しいとして、他の所得との負担調整を認めた説明である。この理由に対しては、「もとより、給与所得者については、かつてとは異なり、失業保険や医療・年金制度が充実しその地位が安定してきたこと<sup>(9)</sup>、自ら直接に事業倒産といったリスクを負うわけではないこと等から、事業所得者よりむしろ恵まれ、安定しているのではないかとする見方がないわけではない。」との指摘がある。この指摘の通り、各種社会保障制度が給与所得者を保護していることが担税力を補完している面はあるが、事業所得者なども社会保障制度を享受できるわけであり、著しく担税力の差が狭まることはなかろう。また、事業倒産のリスクについては、経営者のみならず、勤務している給与所得者も失職するという意味で、少なからず負っていよう。

ロ 「いわゆるサラリーマンということになると、もっぱら身一つで、かつ、使用者の命令に服して役務提供を行う立場にあり、しかもその対価としてその役務の提供による成果のいかんにかかわらず予め定められた定額の給与の支給を受けるに止まることから、失業等の不安定性のほかに、空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限等、他の所得には見られない有形、無形の負担を余儀なくされていることは否定できず、税制上、これに対しなんらかのしん酌を加えることは妥当なことと考える。」との記述がある。給与所得者は、その立場上、例えば転勤などの業務命令に対して基本的に拒否できないなどの制約があり、

その制約に対しての考慮だとしている。

以上この論点について内容を分解してみると、二つの観点があるように思える。

第一は給与所得者が被用者の立場であることから、程度の差はあれ、本質的に時間的・空間的に拘束され、また、様々な制約を課されていることに対する税制上の配慮であるという、給与所得者独自の観点である。

第二はまさしく、勤労から生ずる所得は資産性所得に対して担税力が少ないという観点である。この観点は、日本の社会が勤労に価値観を持つことを背景に、公平な課税の実現のためには、給与所得は他の所得との間で税負担の調整を図るべきだという考えが出てきた結果だろう。この考え方を突き詰めれば、給与所得以外の所得、例えば事業所得においても勤労に基づく控除を認めるという考えに行きつく。

以上が給与所得控除の主要な根拠であるが、これらの金額の客観的な算出は不可能であり、最終的には法律の作成過程において、様々な意見を統合して概算額として金額を決めていかざるを得ないと思われる。極端な場合、課税最低限と合わせた論議（「Ⅲ．給与所得控除と課税最低限」参照）の中で、ゼロという選択もあり得よう。

なお、これらの金額の形態については、定額、定率又は給与の額が増えるにつれて逓減するようなブランク方式、最低限度額や最高限度額の設定など、さまざまなパターンがあり得る。

#### （４）必要経費の概算控除

現在の一般的な説明<sup>(10)</sup>である。給与所得控除の歴史からみても、日本政府もシャープ税制使節団に対して、給与所得控除は概算経費であることを説明していること<sup>(11)</sup>から、給与所得に必要な経費があることを認識していたといえる。また、大島訴訟最高裁判決（最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁）においても、給与所得控除が必要経費の性質を持っていることを「観念<sup>(12)</sup>」できるとして、抽象的ながらその存在を認めている<sup>(13)</sup>。

給与所得における必要経費に関する論点として2つがある。

イ 第一の論点が、給与所得において必要経費の概念がありながら、なぜ実額控除が制度として認められていないかである。この論点に対する回答として、大島訴訟最高裁判決がある。

大島訴訟最高裁判決では、①必要経費と家事費とを明瞭に区分することが困難、②給与所得者はその数が膨大であるため、実額控除を行うと技術的及び量的に相当の困難を招来し、租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上少なからざる混乱を生ずることが懸念されること、③主観的事情や立証技術の巧拙によって、かえって租税負担の不公平をもたらすおそれがあるなどの理由を挙げ、実額控除制度を実施した場合にはその弊害が多いことを主な理由として、給与所得控除額制度の合憲性を認定している<sup>(14)</sup>。

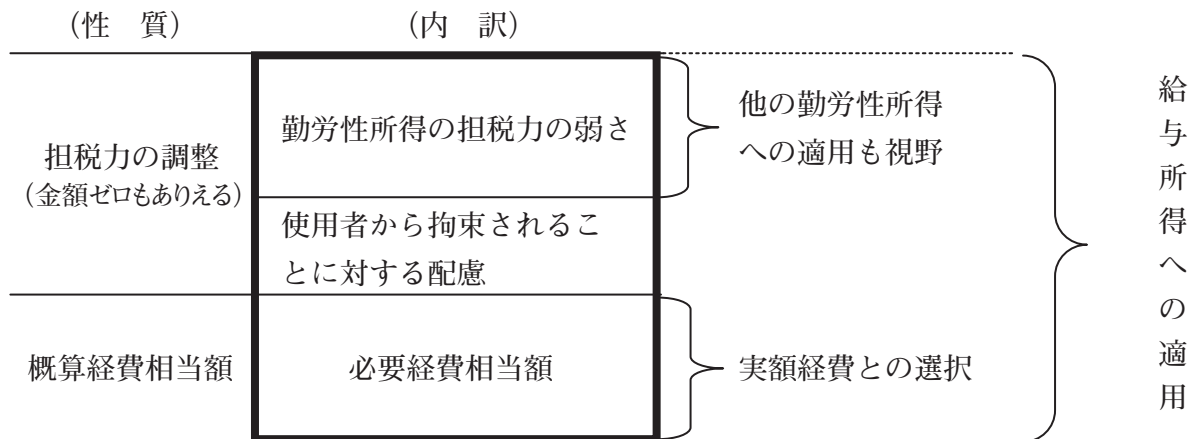
この弊害論に対しては、理由①③については事業所得者においても該当することであり、まさしくそのような不公平が生じないようにするために税理士制度があること、理由②の執行面についても、当時とは異なり、今日では電子申告制度などが導入され、普及も着実に進んでいること<sup>(15)</sup>などから、その弊害の程度も小さくなりつつあると考えられる。従って現在では、弊害論を中心とした合憲性の論拠は薄くなっていると思われる。

ロ 第二の論点が、給与所得に認められる実額の必要経費の範囲である。この論点の一つの回答として、現行法において所得税法第57条の2（特定支出控除）の規定がある。

しかし、この特定支出項目は5項目に限定されていること、給与所得者が支出しても使用者が支弁してしまうことが多いこと、控除が認められるのは給与所得控除額を超える部分であり、給与所得控除額の給与収入に対する割合がマクロベースで約30%にもなる現状では、特定支出額が給与所得控除額を超えることもほとんどないことから、利用実績は年間で十数件ほどしかない。

しかも、特定支出項目の中には必要経費とはいえないような費用も含まれており、またこれら5項目以外に、必要経費として認めても良い項目の存在も考えられることから、特定支出項目の範囲の再検討が必要と考える。この論点については、以下「3. 必要経費の概算控除としての給与所得控除」にて検証する。

最後に、給与所得控除についてまとめると、下図のように給与所得の金額の計算上、控除する金額は三階層となり、必要経費相当額についてのみ実額経費との選択を認めるべきである。



### 3. 必要経費の概算控除としての給与所得控除

給与所得に、特定支出控除項目以外の必要経費を導入することの可否を検討するに当たって、必要経費の概念及び家事費、家事関連費の概念について検討する。

#### (1) 必要経費の概念

##### ① 所得税における必要経費の把握の困難性

収入を得るための活動を資金の流れで見ると、当初の手元資金が、様々な経済財に形を変えながら、最終的に「収入」と結びつくサイクルをたどっている。そして、最終的に得た収入金額から、その収入を得るために投入した手元資金を差し引いた超過部分、つまり純所得金額を、所得金額として課税の対象とする。この計算上、差し引かれる部分が必要経費である。収入金額から必要経費を差し引くということは、必要経費相当額は課税しないことを意味し、原資を維持しつつ拡大再生産を図るといふ、資本主義経済の要請に添うものである<sup>(16)</sup>。

このように考えると、所得税法は、個人が行う事業や、その保有する資産を対象とする

税法であるため、「事業所得者が支出した手元資金について、収入金額と結びつく支出と消費者として消費活動に関する支出（いわゆる家事費、家事関連費）との、合理的な境界をどこに引くのか」という問題を本質的に内包している。この問題は、いいかえれば支出した手元資金と収入金額との間にある関係の濃淡をどこまで認めるのか、必要経費の「必要」とはどのような範囲、意味を指しているのかをはっきりさせるという命題に置き換えることができる。

### ②必要経費に関する所得税法上の規定

所得税法第37条は、必要経費について具体例な例示を避け、「必要経費は、総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年におけるこれらの所得を生ずべき業務について生じた費用」というように、包括的に必要経費を示しているだけであって、直接的にその内容を規定しておらず、個別事案的に所得税法の規定に従って判断するように指向している。

これは、適正な会計慣行による把握を前提とし、税法独自の観点から、費用が必要経費に該当するか否かを総収入金額への貢献度の濃さ（因果関係の範囲）により確定していこうという体系を採用しているといえよう<sup>(17)</sup>。

この因果関係については、所得税法第37条制定の基となった、昭和38年税制調査会『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』に基本的な考え方が示されている。

その答申においては、所得の基因となる事業等に関係はあるが、所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いについて「純資産増加説的な考え方に立って、できるだけ広くこの種の経費又は損失を所得計算上考慮すべしとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方がある。所得税の建前としては、事業上の経費と家事費とを峻別する後者の考え方も当然無視することができないが、事業経費又は事業損失の計算については、できる限り前者の考え方を採り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考える。」とし、判断基準については、当初から支出と収入の因果関係を広くとらえるべきことを示唆している。また、家事費についても、形式的な基準を策定することは合理的ではなく、その判断は、社会の変化に合わせた判断事案の蓄積に任せるべきとしている。

### ③必要経費に関する判例

次に司法の判断を確認していく。

イ 名古屋高判昭和42年9月14日高民集20巻4号369頁

事業用店舗の購入に際して売買契約が取り消されたことにより没収された手付金の必要経費性について争われた事件について、必要経費の範囲を「当該収入を得るために必要な費用であるかぎり、」「それはあくまでも直接間接の費用に限定されるのであって費用にあたらぬものは包含されない趣旨と解しなければならぬ。」と示し、必要経費は、事業所得を得るために必要な費用のうち、直接間接の費用に限定して解釈している。

ロ 東京地判昭和53年4月24日判タ369号443頁

「事業所得における必要経費とは、当該事業について生じた費用即ち業務との関連性が

要求されると共に、かつ業務の遂行上必要であること即ち必要性が要件となり、必要性の判断は通常かつ必要なものとして客観的に必要経費として認識できるものでなければならない。』<sup>(18)</sup>と具体的に判示している。

以上から、司法における必要経費概念は、(a) 会計上の費用の概念を前提としつつ、(b) 不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得という所得を得るための費用であること、(c) 基本的に法人税の損金の金額と同じ範囲であるが、所得税が個人を対象とした税法であることから、その特殊性に合わせた取扱いがあり得ること、(d) 総収入金額との関係において、これらの所得を得るための業務遂行上支出した費用（業務に関連した費用）が第一義的な範囲であり、そのうち業務遂行上直接間接に必要性のある費用に限定されたものであり、直接間接の必要性の判断は、支出した費用の種類、事業者の営む業務の業態によって、社会通念上相当と認められる程度に客観性があるか否かによって行われているようである<sup>(19)</sup>。そして、この判断においては、法人の場合の税額計算と異なり、家事費の混入を警戒して厳密に捉えようとしている<sup>(20) (21)</sup>。

## (2) 家事費、家事関連費の概念

個人は、法人とは異なり、生産活動の主体であると同時に消費者でもあり、その支出には所得稼得に関連した「必要経費」の性質を持つものがある一方で、消費者としての消費支出（家事上の支出）がある。そのため、法人税法では法人の所得計算方法として、「益金」から「損金」を控除して計算される旨を定めれば足りるのに対して、所得税法では個人の所得の計算について「収入金額」から「必要経費」を控除する一方で、その必要経費には「家事費」及び「家事関連費」は算入しない旨を明らかにする必要があった<sup>(22)</sup>とされる。

### ①家事費

所得税法では、「家事費」について具体的な例示を示しつつ、必要経費に算入しないとの取扱いを規定するのみで、所得税法第37条と併せてみると、個人の支出のうち、必要経費に算入できない支出が家事費であり、家事費にならないものが必要経費であるとしか読めない<sup>(23)</sup>。

### ②家事関連費

家事費は所得の処分として必要経費に算入されないが、「必要経費」の要素と「家事費」の要素が混在している支出として、「家事関連費」がある。

家事関連費については、必要経費または家事費のいずれかになるかの具体的判断基準は通達に任せられており、所得税基本通達 45-1 及び 45-2 では、家事関連費のうち主たる部分を実体の状況により業務遂行上 50% 以上であるか否かを判断すべきこととしている。

### ③給与所得への適用

家事関連費規定がその支出の一部のみを必要経費に算入することを内容とするため、給与所得への規定の適用は認められていない。しかし、給与所得に実額経費が認められるようになれば、当然に給与所得の計算上適用は認められるべきである。給与所得者の数を考えると、その按分率が適正かどうかを一人一人調査することは不可能に近いが、給与所得者の支出の種類はあまり多くないので、典型的な家事関連費については、低めの概算率<sup>(24)</sup>

や按分基準を事前に公表し、適用させればよい。また、個別的な項目については、確定申告の際に厳格性の高い方法により立証させれば対処できるのではないだろうか。税理士が関与した場合には、書面添付も利用できよう。

この考え方に対しては、「現状の概算経費である給与所得控除と変わらない」という批判もあろうが、全体の収入金額に対する概算ではなく、個々別々の支出に関する算定基準であるから、各自の状況に応じた税額計算が可能となり、現状よりも公平な課税が可能となるのではないかと思われる。そしてこの考え方は、給与所得者のみならず、事業所得者についても導入しても良い<sup>(25)</sup>と思う。

### (3) 給与所得における必要経費

必要経費は、上記(1)の検証により、業務遂行上関連する費用であり、かつ、業務に必要な費用であるという基準を満たしているものである。この基準は、所得計算において家事費及び家事関連費の混入を防ぐためのものであった。この「関連性」「必要性」については、その範囲を狭く解釈<sup>(26)</sup>し、収入金額の増減に直接関係するか否かの判断を行うべきという考えがある<sup>(27)</sup>。この判断を適用すると、給与所得には必要経費がほぼ認められなくなる。しかし、個人事業者であっても、投入した資源が全て将来の収入に結びつくものではないし、将来の収入に結びつかないような支出をすることさえ考えられる。また、例えば事業所得者が立退きに際して立退料を収受した場合、立退きのための移転雑費は、収入を得るために必要ではないが、立退料収入に関する所得計算の際に、当然に控除している<sup>(28)</sup>。このように事業所得でさえ、収入との直接的な結びつきが薄いような支出であっても、必要経費として取り扱われているものが存在している。

一方、給与所得者については、基本的に給与などが給与規程などで決まっているため、努力(支出)の成果がそのまま結果として収入に反映されるものでもない。しかし、職務上の業績を上げるために様々な支出をしてきたことにより、最終的により多くの収入を得ることができるかもしれない。

以上から、事業所得における必要経費の概念を、そのままの形で給与所得に持ち込む必要はなく、職務(業務)に関して余儀なく生ずる費用であれば、必要経費として認めてもよいのではないかと思われる<sup>(29)</sup>。

この場合の職務(業務)に対する必要性の判断であるが、基本的には、「but for(なかりせば)<sup>(30)</sup>」基準を適用して費用と収入との関係を判断していきたい。この基準の適用については、無限に関係が繋がり、本来の家事費さえも関連づける説明が可能となる。そこで、制約条件として、給与所得者になったとしてもならなくとも、支出する費用は家事費とし、給与所得者になったことにより新たに支出する必要が生じたもの及び給与所得者でないときにも支出していたが、給与所得者となって支出がより増えた場合の、その増えた部分を必要経費として認識するという因果関係を広くとらえる考え方<sup>(31)</sup>を用いて、以下「4. 給与所得における必要経費の個別的範囲」において、個別的項目について検証することとしたい。

### (4) 実額経費導入にあたっての形式的要件

給与所得に実額経費の導入を否定する理由として、概念的には必要経費になるが、私的

目的と勤務目的の区分の証明が困難であり、執行面から必要経費から除外せざるを得ないという考え方<sup>(32)</sup>がある。しかし、これは給与所得者だけの問題とはいえ、事業所得者にも同様に存在する立証の問題である。従って、給与所得者が実額経費控除を主張するのであれば、事業所得者と同様に自らがその立証を行う義務を課せば足りる。具体的には、個人事業者同様、給与所得者に帳簿の備え付け、記録、保存をさせることとなろう。

#### 4. 給与所得における必要経費の個別的範囲

特定支出控除として、通勤交通費、転勤に伴う転居費用、職務遂行上必要な技能を身につけるための研修費、職務に直接必要な資格取得のための費用、単身赴任者の帰郷費用が実額経費として認められている。この中には、単身赴任者の帰郷費用のように、本来必要経費ではないような支出も含まれている。

個人の支出を見てみると、食費、住居費、衣服費・履物代、育児・教育費、水道光熱費、家具・家事用品、保険医療費、通信費・交通費、教養費・娯楽費、社会保険料等がある。そして、これらの中で給与所得者が必要経費だと感じているものとして、背広、ワイシャツ、ネクタイ等の衣服費、靴代、慶弔・交際費、図書購入代などが挙げられる。

これらの支出について、「but for」テストをしたならば、全てを勤務（業務）と結びつける説明ができてしまう。しかし、ここでは前述の通り「勤務に従事したことにより新たに生じた支出か否か」、「従来あった支出だが、勤務に従事したことによりその支出額が増加したか否か」という観点から検証していく。

##### ①通勤交通費、出張旅費

日本の場合、使用者が負担している場合がほとんどであるため、問題とはなりにくい項目である。通勤交通費については、給与所得者が自己負担した場合には、すでに特定支出として控除が認められている。

自家用車による通勤の場合には、自動車の燃料費や減価償却費などについても、走行距離などにより合理的な按分計算が必要となるが、必要経費として認めてもよいと思われる。

また、出張旅費については、旅費・宿泊費の自己負担額は必要経費となろう。このとき問題となるのが出張中の食事代である。食事は出張の有無にかかわらず、日常的に必要なものであるため、必要経費<sup>(33)</sup>とすべきではないと思われる。

##### ②研修費

職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出は、すでに特定支出として控除が認められている。

##### ③教育費、資格取得費

この支出として、給与所得者本人の教養・教育費がある。

具体的には、勤務したことにより生ずることとなった支出か否かということから判断する。まず、一般教養的な興味を満たす教育（何がそれかは、一般的社会通念から勤務との関係から判断するしかなかろう）、義務教育などについては、勤務とは関係ないので必要経費とはならない。次に、現在の勤務に関する技能を維持または改良するための教育は、

その勤務に従事したからこそ生じたものであるので必要経費として認識できよう。新しい仕事に就くため、または新たな資格取得のための教育の場合は、従事している現在の勤務から生じた支出ではないので、支出年の必要経費にならないと判断される。ただし、この支出は将来の収入と結びつくとも考えることもできるので、このことを突き詰めると、一時点または一定期間の教育費支出が将来の収入に対応するものとして、繰延資産として取り扱うことができるという主張と結びつく<sup>(34)</sup>。つまり、費用収益対応の考え方から、この支出は将来の収入を高めるための人的支出として繰延資産の償却期間にわたって償却することが合理的と考えられる<sup>(35)</sup>。

#### ④交際費

飲食代、贈答品代である。飲食についていえば、今日の労働の疲れを癒し、明日の労働のために減耗した肉体を癒すということを理由に必要経費となるという主張があるが、勤務をしてはじめて飲食の事実が生じたわけではないので、そのような飲食代は必要経費にはならないと考える。なお、相撲の力士やプロレスラーなど肉体を使う特殊なスポーツ選手の場合、太るために飲食をするのが常であるから、そのような職業に従事している場合には、普通の大人の平均的なカロリー摂取量を超える部分は必要経費として認めることに一応の合理性があるという主張がある<sup>(36)</sup>。

以上と同様の考え方を使って、交際費についても同様のアプローチをとってみる。その勤務に関係する人を飲食に接待したとき、その接待はその勤務についてはじめて生じたものであるから、必要経費となり得る。しかし、食事はもともと自分一人でも行うものであり、接待による食事については自分自身も効用を得ているはずである。接待により高級な飲食店に行ったとすれば、日常的に利用している飲食店における支出額を超えた部分が必要経費といえよう。

なお、アメリカ合衆国においては、いわゆる交際費の支出については50%相当額を経費として認める制度を採用している。このように家事費との按分が難しい支出については、按分率を法定化する方法もあり得る。

また、冠婚葬祭費用についても、勤務と関係が深いものであれば必要経費になると思われる。

#### ⑤被服費

おそらく給与所得者が、最も必要経費であると感じている項目であり、また、多くの論者が触れているところである。被服費については、所得税のイロハのイの字で、家事費であり必要経費にはならないという論もある<sup>(37)</sup>が、改めて考えてみるのも意味があると思う。

さて、被服費のうち、制服や作業着で日常使用できない被服（いわゆるユニフォーム）は、そのユニフォームを着る勤務に直接結びつくものであるから必要経費となる。反対に、下着や部屋着など日常生活に着るものは、どのような職業に就いても、または職業に就いていなくとも必要なものであるから必要経費にはならない。

アメリカ合衆国においても、裁判を通じて、ユニフォームについては必要経費性を認める（ユニフォームのクリーニング代も必要経費として認められている）が、勤務中に着用する

被服であっても日常生活において着ることができる被服費は必要経費として認めていない<sup>(38)</sup>。

しかし、背広に関しては、その給与所得者が会社において勤務を行うからこそ支出したものであること、また、使用者側において背広の着用を暗黙に求めていること、背広を購入する動機は通常就職しようとするまたはしているところにあり、背広は会社員という身分の記号（ユニフォーム）であるという認識が形成されていることなどを理由として、100%必要経費性を否定せずに、家事関連費として按分できるのではないかと考える。

なお、この考え方は事業所得者にも同様に適用すべきであり、また、金額によっては減価償却の対象にもなろう。

#### ⑥通信費、インターネット関連費

勤務の関連として自己所有の電子機器を利用することもある。この場合、ハードウェア・ソフトウェアともに必要経費の対象となろう。ただし、通常は家事費部分が混在していると考えられるため、利用時間などにより合理的に按分する必要がある。

#### ⑦必要経費否認の理由

以上、具体的項目についてみてきたが、給与所得者には必要経費が認められていないのは、その支出が性質上必要経費に該当しないのではなく、家事費と勤務関連部分の区分が難しいという執行上の理由だと思われる。この区分については、事業所得者にとっても同様であり、給与所得者のみの問題ではない。区分が難しいものについては、アメリカ合衆国における交際費の取扱いのように按分率を50%にするなどと法定化するのも一つの解決方法だと思われる。

### III 給与所得控除と課税最低限

給与所得控除は、給与収入からの控除項目であることから、所得控除と同列的に取り扱われ、税制調査会の答申などにおいて課税最低限に含めて説明されている<sup>(39)</sup>。

給与所得控除が所得を計算する上での控除項目であるにもかかわらず、所得の処分項目に混ぜられて論じられることがないようにするためにも、給与所得控除について、所得の処分となるような要素を排除し、手元資金の回収部分に該当する項目のみを抽出する作業が必要となる。

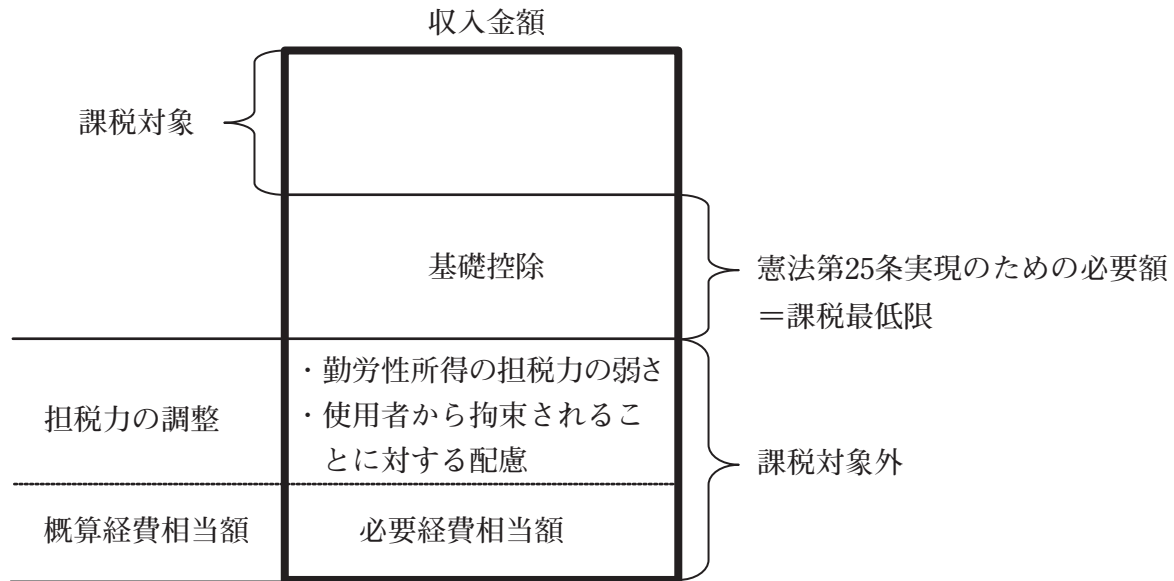
以上の考え方に対しては、給与所得控除の論拠として通説的にある4項目全てについて説明にそもそも無理があり、給与所得控除は、「給与所得に対する所得税法独特の特別な課税上の恩恵であり、人的控除に近いものとして課税最低限に含めて考えられる」という主張も<sup>(40)</sup>ある。

しかし、給与所得控除を「給与所得について特別に認められた基礎控除の一種である」と捉えるのではなく、積極的に必要経費という性格を認めていくべきだと思う。

この給与所得控除を実態に合わせる方向で見直しを行うのであれば、同時に、所得の処分に対する課税最低限についても実態に合わせる方向で改正するよう論議すべきである。

ここでいう課税最低限とは「基礎控除」を指し、下図の様に、所得を「個人の生存のために必要な支出」である家事費（基礎控除）と課税対象金額のいずれに優先的に配賦するのかという問題と結びつく。現代国家の存在目的が、憲法第13条（幸福追求権）の実現

であり、その前提として憲法第25条（生存権）「国民の文化的で最低限度の生活の実現の保障」があると考えれば、まず生活費としての所得の処分に配賦し、残額が生じたときにはじめて国家が課税できることとなろう<sup>(41)</sup>。具体的には、憲法第25条（生存権）でいう人間として「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために必要な支出とされている、生活保護の金額程度に基礎控除を引き上げるべきだという意見があり、個人的にこの意見に賛同したい。



#### IV 最後に

給与所得について実額経費導入の可能性を検証してきた。給与所得控除額の性質は、単純な必要経費の概算経費のみではなく、様々な要素が混在している。総務省の家計調査などによって算出した必要経費相当額は約10%超といわれていることなどから、「実額控除と概算経費の選択制になった場合には、ほとんどの給与所得者は概算経費を選択するだろう」という意見も多い<sup>(42)</sup>。しかし、給与所得控除の概算経費部分について、給与所得者が申告をすることにより権利を主張することができることになれば、給与所得者が持っている不満感を多少でも減らし、納税意識の形成に貢献できるのではないかと<sup>(43)</sup>と思う。

また、近時消費税の仕入税額控除との関係から、雇用契約を請負契約に変更する事案について論じられるが、反対に、専門的な技能を持つ個人を同業他社に流出しないように、年俸制の雇用契約を結び、その個人に業務に関する支出を負担させているような形態もある。そのような場合、給与所得控除額以上の業務上の支出がその個人に生ずるケースもある。そのような個人にとっては実額経費制度の利用価値は大きいと思われる。そのような個人が存在する以上、大島訴訟最高裁判決の補足意見<sup>(44)</sup>にあったように、その個人の権利を主張できる方法は設けておくべきだろう。

労働形態の変化が今以上に進むことによって、実額経費が有利な個人もより多くなっていくことも予想される。

最後に、税制調査会の答申にいう給与所得控除についての見直し論議は、給与所得控除額を実情の支出額に近づけようとするものであろうから、縮減の方向は避けられないだろう。そのときのためにも、給与所得控除を各構成要素に分解して理解しておくことで、安易で単純な縮減論議を避けることもできるのではないかと思う。

<注>

- (1) 金子宏『租税法』161頁（弘文堂、第14版、2009年）。
- (2) 金子・前掲注(1)161頁。
- (3) 税制調査会昭和61年10月『税制の抜本的見直しについての答申』17頁では、社会保障制度の充実によって租税における所得の再分配機能を重視する必要性は従来よりも減少している一方、税負担の水平的公平の確保や公共サービス提供のための所要財源を円滑かつ適正に調達することの重要性が高まってきたとしている。
- (4) 税制調査会昭和61年10月『税制の抜本的見直しについての答申』30頁ほか。
- (5) シャープ勧告では、①肉体に関する一種の減価償却、②余暇の犠牲に対する表彰、③概算的必要経費、④他の所得との捕捉率格差の相殺を挙げており、③を給与所得控除額の本質と分析している。また、昭和31年12月臨時税制調査会答申では、①概算的必要経費、②給与所得は担税力が乏しいこと、③他の所得との捕捉率格差の相殺、④早期納税となる金利調整の4項目が考えられるとして挙げており、以後の税制調査会答申においてはこの内容を基にして分析を加えている。
- (6) 給与所得控除には、その歴史的経緯を見ると補足率の格差は正という要素があることを認めざるを得ないという指摘がある。この点については、富田尚敬「給与所得控除の再検討」國學院大學経済研究35号77頁（2003年）参照。
- (7) この説明に対しては、申告納税制度は、そもそも納税者が自ら自主的に適正に申告することを前提とする制度であり、税務当局の把握率という執行の次元で論ずるのはおかしいという意見がある。木下和夫「税制抜本的見直しの答申（上）」税経通信47巻6号28頁（1992年）。
- (8) 昭和61年報告。
- (9) 金子宏ほか「サラリーマン税制と最高裁判決」ジュリスト837号15頁〔金子宏発言〕（1985年）。
- (10) 金子宏名誉教授は「①給与所得については必要経費の個別的認定が困難であるため概算経費控除を認める必要のあること」その他3つの理由を挙げた上で、「このうち最も重要なのは第1の理由である。」と説明している。金子・前掲注（1）197頁～198頁参照。
- (11) もともと、当時のアメリカには日本の様な勤労所得控除制度がなく（1943年廃止）、シャープ税制使節団が給与所得控除の廃止を示唆したため、日本政府が、個人の勤労年数の消耗に対する減価償却、余暇の犠牲の認知、経費の概算控除、捕捉率の4つを挙げ勤労所得控除の存続を求めるために説明したという経緯がある。この点については、金子宏ほか・前掲注（9）16頁〔宮崎直見発言〕、泉美之松「給与所得控除の沿革」税務弘報33巻6号284頁（1985年）など参照。
- (12) 最高裁大法廷判決が必要経費の存在を認めたか否かについては、「本判決が必要経費を認めたという意味は、そのような観念的な概念として必要経費を認めたということであって、最終的にはそれが給与所得控除で概算で控除することの合憲性を認めているし、多数意見によると、それを著しくオーバーしない限りは、それを多少超えたからといって、ただちに法律上の問題は生じないという結論から考えますと、法律的な意味のある概念として必要経費を認めたとは言えないのではないかという感じがします。」という意見がある（金子宏ほか・前掲注（9）10頁〔宮崎直見発言〕）。

- (13) 大島訴訟大阪高裁判決（大阪高判昭和54年11月7日判時947号23頁）では、必要経費とは収入との間に経済的因果関係ないし代償関係を有する支出をいい、サラリーマンは給与を收受するにつき、労働を給付する以外に何らの不利益も強いられないから、給与収入についてそのための必要経費を考慮する余地はないと判示している。
- (14) 碓井光明「大島訴訟大法廷判決の意義と問題点」ジュリスト837号26頁（1985年）。
- (15) 「平成19事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」について。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成された申告書の提出件数

（単位：千件）

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
提出件数 （所得税・個人事業者の 消費税・贈与税）	集計実績無	外 集計実績無 695	外 602 1,323	外 1,664 1,705	外 増加 増加	外 2,827 2,050

（出所）課税部個人課税課・資産課税課調

（注1）外書は、確定申告期における相談会場にパソコン（平成16事務年度より配備）で作成された申告書の提出件数を示す。

（注2）平成18事務年度以後の数値には、贈与税申告書の提出件数を含む。

（注3）平成19事務年度の数値は、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書データをe-Taxにより送信した件数を含む。

- (16) 金子・前掲注（1）237頁。
- (17) 吉良実「課税所得計算における必要経費」シュトイエル100号27頁（1970年）。
- (18) 他に「ある支出が必要経費として控除されうるためには、客観的にみて、それが業務と直接の関係をもち、かつ業務の遂行上必要な支出でなければならない。」（東京高判昭和62年6月30日税資158号793頁）や「支出金額が必要経費として控除されうるためには、その者の事業活動のために直接の関連性を有し、事業遂行上必要な支出内容であるとともに、その金額が社会通念上相当と認められる範囲内のものでなければならない。」（青森地判昭和61年4月15日税資152号41頁）などがある。
- (19) 吉良・前掲注（17）17頁。
- (20) 碓井光明「必要経費の意義と範囲」日税研論集31号24頁（1995年）。
- (21) 東京地判昭和45年5月25日行集21巻5号827頁は、「所得税については、所得税法が所得の種類によってその所得金額の計算方法を異にし、しかも、家事関連費は所得金額の計算上必要経費に算入しないこととしているために、取得した固定資産が事業所得以外の所得の基因たる資産とならず、また、当該固定資産の種類、形状、性質等からみて、家事の用に使用し若しくは転用できないことが明らかであり、かつ、各所得計算期間を通じて継続的な会計記録が存在していて期間損益の算出が可能である場合を除き、一般には、妥当せず、負債利子の原価外経理の否認は許されるものというべきである。」と判示し、業務用自動車の購入手数料の必要経費算入を否認している。
- (22) 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』3554頁（第一法規出版、加除式・2009年4月）。
- (23) 植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」一橋論叢80巻5号587頁（1978年）。
- (24) 例えば、アメリカにおいて、事業に関連する交際費については支出額の50%を控除するとしている。なお、被雇用者にもこの規定は適用される。これらの点に関しては、アメリカ財務省ホームページ〈<http://www.irs.gov/publications/p463/index.html>〉（2009年7月8日最終アクセス）を参照。
- (25) 木下和夫＝大島隆夫「税制改革の方向（その1）」税経通信40巻11号56頁〔大島隆夫発言〕（1985年）。

- (26) 税制調査会昭和61年10月『税制の抜本的見直しについての答申』31頁は、『勤務又は職務の遂行のために支出した費用のうち、その者の職務に照らして通常必要であると認められるもので、その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるもの』ということができよう」と指摘して、家事費部分がある支出は排除してその範囲を考えているようである。
- (27) 和田正明「給与所得者の必要経費—実額控除の可否」税経通信39巻6号10頁（1984年）など。
- (28) 植松守雄「最近の『サラリーマン減税』をめぐる論議について」ジュリスト419号25頁（1969年）。
- (29) 清水敬次「サラリーマンの必要経費について」税理28巻3号17頁（1985年）。
- (30) 碓井光明「米国連邦所得税における必要経費控除の研究（一）」法学協会雑誌93巻4号544頁（1976年）。
- (31) 小池和彰『給与所得者の必要経費』12頁（税務経理協会、2005年）。
- (32) 野口悠紀雄「給与所得控除と実額控除」税経通信41巻9号58～59頁（1986年）など。
- (33) 「もしも家事費である食費につき、必要経費性を認めるとすれば、家庭を離れたことに伴い割高となる部分についてであろう」との意見がある（村井正「サラリーマン税制と事業所得税制」法律のひろば38巻6号36頁（1985年））。
- (34) Richard Goode（塩崎潤訳）『個人所得税』94頁（日本租税研究協会、1966年）。
- (35) 小池・前掲注（31）84頁～92頁。
- (36) 武田昌輔「給与所得者の必要経費について」ジュリスト419号35頁（1969年）。
- (37) 木下和夫＝大島隆夫「税制改革の方向（その1）」税経通信40巻11号55頁〔大島隆夫発言〕（1985年）。
- (38) 小池・前掲注（31）64頁～70頁。
- (39) 大島訴訟大阪高裁判決においても、給与所得が他の所得に比して担税力が弱いことへの調整など考慮して、他の所得者との負担の公平を確保するために給与所得控除の制度が設けられているものとし、給与所得に特有の極めて政策的な一種の所得控除であるとしている。
- (40) 小池和彰「給与所得控除の性格（2）」税経通信63巻14号47頁～49頁（2008年）。
- (41) 北野弘久「応能負担原則」『税法学原論』156頁～163頁（青林書院、第6版、2007年）、吉村典久「判批」ジュリスト983号129頁（1991年）など。
- (42) 北野弘久『サラリーマン税金訴訟』127頁（税務経理協会、1986年）、野口・前掲注（32）58頁など。
- (43) 税制調査会昭和61年10月『税制の抜本的見直しについての答申』。なお、この答申については、実額控除を認めることによる徴税費の増加は、納税制度の原則である最小徴税費に反するものである。したがって、実額控除についても控除すべき具体的項目についてのコンセンサスをしっかりと確定した上で実施しないといけないという意見がある（和田正明「所得税における給与所得控除概念の再検討」税理30巻2号5頁（1987年））。
- (44) サラリーマンの実際の経費が給与所得控除を超えた場合、その制度で課税するのは合理性を欠き違憲とする伊藤正己裁判官の補足意見など。

<注に掲げた以外の参考文献>

- ・ 畠山武道「教育・研修費課税をめぐる問題」金子宏編『所得課税の研究』263頁（有斐閣、1991年）。
- ・ 注解所得税法研究会編『注解所得税法』（大蔵財務協会、四訂版、2004年）。
- ・ 「特集『個人所得課税に関する論点整理』を整理する」税研140号（2008年）。
- ・ 三木義一『よくわかる税法入門—税理士・春香のゼミナール』（有斐閣、第4版、2008年）。
- ・ 上野清貴編著『会計利益計算の構造と論理』（創成社、2006年）。



# (関連テーマ) 給与所得控除から派生する問題

—同族法人のオーナー経営者の給与所得控除について—

石原 毅 (伊勢崎支部)

# (関連テーマ) 給与所得控除から派生する問題 —同族法人のオーナー経営者の給与所得控除について—

石原 毅 (伊勢崎支部)

## 【要 旨】

個人事業者と経済的実態が同様である同族法人とを比較すると、課税所得の算定において個人事業者は実額経費を控除できるのみである。これに対し、同族法人は、オーナー経営者に役員給与を支給することにより、これを損金に算入する一方で、所得税においては概算経費控除の意味合いの強い給与所得控除を控除することができる。そのため給与所得控除が二重となり、法人税においても所得税においても課税対象にならないという「経費の二重控除」の問題が発生する。

この問題は、1956年（昭和31年）の臨時税制調査会答申の時点からすでに議論がされていた。同答申は、給与所得控除を二重に受けられる点を、個人事業者と同族法人との税負担の差異の一つとして掲げた。そして、両者の税負担の公平をはかるための方策として、①法人企業を個人事業者的に課税する方法と、②個人事業者を法人企業的に課税する方法、の2案を示した。1973年から1993年の間に実施された、みなし法人課税選択制度は、上記の内、個人事業者を法人企業的に課税する制度の一つとして位置付けることができる。

2006年5月1日に会社法が施行され、最低資本金制度が廃止された。この改正により、法人の設立要件が大幅に緩和されることとなって、節税を目的とした個人事業者の法人成りが増加することが予想された。そのため今度は、法人企業を個人事業者的に課税する方法の一つともいえる、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度が2006年度税制改正により施行された（法人税法35条）。

立法当局者はこの制度について、「経費の二重控除」の解消を目指したものと説明している。「経費の二重控除」の問題は、そもそも給与所得控除が概算経費控除の性質が強いことに起因する。給与所得控除が実額経費控除のみであれば、オーナー経営者は、自らの給与所得を得るための必要経費に相当するものを同族法人から支出させる傾向が強いので、実額経費はゼロに等しい金額になるだろう。すなわち、オーナー経営者の役員給与について適用される給与所得控除が、一般の給与所得者と同じ概算経費控除であることが「経費の二重控除」を生じさせる主たる要因といえる。したがって、オーナー経営者の役員給与に関しては、所得税の計算において、概算経費控除を廃止して、実額経費控除のみとすることを検討すべきである。これにより、所得税法上の問題である給与所得控除に起因する「経費の二重控除」は解消される部分が大いと思われる。そうすると、法人税法35条は、実質的に存在意義がなくなるといえる。

## I はじめに

2008年12月19日の衆議院の答弁書によると、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度の適用1年目の該当社数は11.7万社、適用2年目は5.6万社と半減した<sup>(1)</sup>。適用2年目では法改正による適用基準の緩和により該当社数が半減したものの、国内の全法人社数の内、約2.3%の法人に対して適用されたということでその影響は決して少なくはないといえる。

同制度の導入の背景には、いわゆる「経費の二重控除」の問題があった。個人事業者と経済的実態が同様である同族法人とを比較すると、課税所得の算定において個人事業者は実額経費を控除できるのみである。これに対し、同族法人は、オーナー経営者に役員給与を支給することにより、これを損金に算入する一方で、所得税においては概算経費控除の意味合いの強い給与所得控除を控除することができる。そのため給与所得控除が二重となり、法人税においても所得税においても課税対象にならないというのが「経費の二重控除」の問題である。

本稿では、所得税法の問題である給与所得控除に起因する「経費の二重控除」を解消することにより、法人税法において特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度を規定する必要はないのではないか、という視点から論じることとする。

## II 個人事業者と同族法人の税負担の公平性

### 1. 1956年（昭和31年）の臨時税制調査会答申の考え方

個人事業者と経済的実態が同様であるのに、法人形態をとるだけで税負担が大きく異なるということは、納税者間の税負担の公平性に欠けるのではないかという議論が以前からある。また、税制が納税者の事業形態の選択に影響を及ぼすことも問題となる。

このような問題は日本だけでなく、アメリカでも指摘されてきた。ただしそこでは所得税と法人税との限界税率の差が重要視され、所得移動による節税が行われているということに過ぎない。したがって、近年アメリカでは富裕階層が限界税率の低い法人形態を選択することで節税をはかっている。一方、1986年の減税により所得税の最高税率が法人税率よりも引下げられた際には逆に、個人所得へと所得移動が行われた。

日本では事業形態の選択における要素として、所得税と法人税の限界税率の差だけではなく、個人形態から法人形態をとることで給与所得控除を適用し、節税をはかるという要素がある。個人事業者が事業形態を法人化することによって、役員給与を損金に算入する一方で、所得税において概算経費控除の意味合いの強い給与所得控除により所得税の節税をはかることができる。

特に1974年の給与所得控除の引上げ（控除額の上限撤廃等）により法人成りが進んだことが指摘されている<sup>(2)</sup>。その後も、①1987年の税制改正によるみなし法人課税選択制度における事業主報酬の損金算入額の制限強化、②1989年の消費税の導入にあたり個人事業の時期の課税売上高が法人の基準期間の課税売上高に含まれないこと、③法人税率の順次引下げ、等により個人事業者の法人成りが一層進展したと考えられる。

所得税は租税の中でも所得の再分配効果が高いことから、税体系の中で中心的な地位を

占めており、それだけに税負担の公平性に関する要請も強く求められてきた。1956年（昭和31年）の臨時税制調査会の答申（以下「三一年答申」という。）は、同族法人が急増した理由について主に下記の点を指摘している<sup>(3)</sup>。

①事業税による差異

法人成りにより、事業所得の一部を法人から支給する給与所得へと転化することで当該部分が事業税の課税対象とならない。

②給与所得控除による差異

法人成りにより、給与所得へ転化した所得について給与所得控除を適用し税負担を軽減することができる。

③所得分割による差異

法人形態をとることで、事業主と家族に所得を分割することができる。所得分割により、個人所得に対する累進税率の適用上、税負担において有利になる。

④限界税率の差異

所得税率と法人税率を比較すると、所得税の税負担のほうが大きい。

上記のように、三一年答申は、個人形態と法人形態によって税負担の差異が生じることを問題視しており、そのうえで同答申は、両者の税負担の公平性を保つ課税方法として、以下の2つの方法を提示している。

①法人企業を個人事業者的に課税する方法

②個人事業者を法人企業的に課税する方法

①の方法では、(i)同族の役員及び同族の従業員に支給する給与は損金に算入しない、(ii)同族の役員及び同族の従業員の給与には給与所得控除を認めない、(iii)同族会社のオーナー経営者である個人の給与所得、配当所得と、家族の給与所得を所得課税上合算する、が具体的な方策となる。②の方法では、(i)個人事業税の基礎控除額の大幅な拡大、(ii)一定範囲の事業主給与を認め、その部分について給与所得として扱う、(iii)家族従業員の給与の支給について特に制限を設けない、が具体的な方策となる。

この三一年答申の時点ですでに、みなし法人課税選択制度と同様の事業主給与を認めるという考え方が述べられているが、結局具体的な税制改正については示唆しておらず、その後も依然として法人成り現象が続いたのである。

## 2. みなし法人課税選択制度の創設と廃止

三一年答申の中で「個人事業者を法人企業的に課税する」案が提示されたが、これが税制として実現したのは、1973年から1993年の間に租税特別措置法により実施された、みなし法人課税選択制度においてである。

この制度は、個人の事業所得者または不動産所得者を対象として、事業所得または不動産所得から、あらかじめ税務署長に届出た事業主報酬の額（これを給与所得とし、給与所得控除を適用できる）を控除するというものである。事業所得または不動産所得から、事業主報酬の額を控除した「みなし法人所得額」に税率を乗じた額を「法人税及び法人住民税相当額」として、これを控除した残額が事業主に対する利益の配当（配当所得の収入金

額)とみなされる。最終的に給与所得の金額とこの配当所得の収入金額を他の所得金額と合算の上、総合課税により税額を算出するのである。

したがって、個人形態のまま、法人成りした場合と類似した課税上の取り扱いを受けられるため、事業主報酬の設定によっては税負担を軽減するメリットがあった<sup>(4)</sup>。みなし法人課税選択制度創設の趣旨は、「個人企業に事業主報酬の支払を認めることは、これにより法人組織の場合と同様に『企業』と『家計』の経理区分を明確にする事を可能にするものであり、これを通じて企業経営の近代化、合理化を推進することに資する」<sup>(5)</sup>ためというものである。この制度は、経済的実態が法人と同様である個人事業者に対し、個人形態のまま法人の場合とほぼ同様の課税を受けられるようにして、個人形態の企業と法人形態の企業の税負担の格差を縮小させるために導入されたと考えられる。

この制度は創設された当時から、国会や税制調査会において、「①制度が複雑難解であること、②事業主報酬の額を年の中途で変更できないこと、③過大報酬額否認の問題があること、④留保の制度が設けられていないこと、⑤税理士等の自由職業者の場合、所得税法204条と同法183条により、“二重”に源泉徴収されること、⑥事業税には適用がないこと、⑦いったん取りやめると再選択できないこと」<sup>(6)</sup>、等の批判または問題点の指摘がなされた。

また、相原安夫氏は、みなし法人課税選択制度と所得税法体系との関係について、「所得税法上の給与所得とする指標は、その地位が従属的、非独立的であることと、その勤労が自己の危険と計算に基づかないことの、2点に求められていることが認められる。この点からすれば、事業所得者の所得の一部を給与所得とみなすことは、所得税法体系の中において相いれない要素を有することは明白であろう。」<sup>(7)</sup>と述べている。

さらに、相原氏は、事実上事業所得の大部分が給与所得に転換することに伴って、給与所得控除が適用されることについては、給与所得控除の性格を、①給与所得獲得のための必要経費の概算控除、②給与所得を資本所得や事業所得と比べた場合の担税力の弱さの調整、③所得区分間の捕捉率格差の調整、④給与所得に係る源泉徴収について、申告納税と比べた場合の早期納税に関する金利調整、の4要素にまず整理している。その上で、①の必要経費の概算控除における「勤務に伴う経費については、『みなし法人制度』選択者の場合は、既に事業所得等の計算においてすべて控除されており、更にここで考慮するときには二重控除となるから適用の余地がない」<sup>(8)</sup>とし、給与所得控除を適用する根拠は乏しいという見解を述べている。

みなし法人課税選択制度は、課税の適正・公平性の観点から1992年度税制改正において廃止となった。同制度は、個人事業者を法人企業的に課税するという方策の中で、給与所得控除に係る「経費の二重控除」という問題を解消することはできず、それどころか、実質的には助長する効果を有していたことが注目できる。

### Ⅲ 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度

#### 1. 制度の概要

この制度は2006年度税制改正により特殊支配同族会社<sup>(9)</sup>の業務主宰役員給与<sup>(10)</sup>のうち、

「給与所得控除相当額」を損金の額に算入しないというもので法人税法35条に規定された。この制度の適用除外要件は、下記のとおりである。

①基準所得金額<sup>(11)</sup>が800万円以下

②基準所得金額が800万円超3,000万円以下であり、かつ、基準所得金額に占める業務主宰役員給与額の年平均額の割合が50%以下

①の適用除外要件について、当初、基準所得金額が年800万円以下であることが規定された。しかし適用2年目となる2007年度税制改正により基準所得金額による適用除外要件が1,600万円以下へと大幅に緩和された。

## 2. 制度の趣旨

この制度の趣旨として、国税庁公表の「特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度に関するQ&A」は、役員が自らに対する役員給与を法人税の課税所得の計算において経費として計上して損金の額に算入する一方で、その役員給与について更に個人の所得税の課税所得の計算において給与所得控除を受けることが可能であることから、「経費の二重控除」になるという考え方のもと、個人事業者との負担の公平をはかるための適正化措置として、導入されたと説明している。また、政府税制調査会の2006年度の税制改正に関する答申においても「法人の設立が容易になる中で、個人形態と法人形態との税負担の差に由来する不公平は是正すべきである」と問題提起しており、2006年5月1日に施行された会社法によって法人の設立要件が緩和されることで節税目的のみの法人成りが増加することを予測し、あらかじめ対策をおこなったことがうかがえる。

## 3. 制度の中小企業に対する影響

この制度の適用を免れるための手続きは技術的には容易である。業務主宰役員とその関連者の株主グループの持ち株比率の変更や、役員構成を変更することで特殊支配同族会社の範囲から外れることができるのである。また、本制度は、基準所得金額に占める役員給与額の年平均割合が50%以下である場合も適用されない。

本来は、株主構成や役員構成そして役員給与額はその会社の実態に応じて決定されるべきである。したがって、故意に本制度の適用を免れるために行った株主構成等の変更は、長期的には、会社運営上のリスクを招くことが懸念される。

特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度が実施された適用1年目（2007年3月決算法人から）に、課税の実態を把握するため東京税理士会では45支部、31,666件を対象としたアンケート調査を実施している。その結果は、下記の表のとおりである。

図表1 東京税理士会実施のアンケート結果

決算期(月)	①申告件数 (件)	②特殊支配 同族会社の 役員給与損 金不算入適 用件数(件)	③適用割合 (%)	④増加所得 金額(千円)	⑤会社法施行 後の設立法人 件数(件)	⑥適用割合 (%)	⑦次年度以 降の課税状 況(件)	⑧適用割合 (%)
3	7,749	920	11.87%	1,959,543	68	0.88%	345	4.5%
4	2,640	330	12.50%	712,759	22	0.83%	123	4.7%
5	2,985	360	12.06%	788,867	18	0.60%	129	4.3%
6	3,004	382	12.72%	823,927	15	0.50%	146	4.9%
7	2,764	395	14.29%	865,154	11	0.40%	145	5.2%
8	2,890	403	13.94%	879,624	10	0.35%	182	6.3%
9	3,087	360	11.66%	669,137	17	0.55%	163	5.3%
10~12	6,547	758	11.58%	1,423,550	30	0.46%	371	5.7%
	31,666	3,908	12.34%	8,122,561	191	0.60%	1,604	5.1%

(出典) 東京税理士会法対策委員会「平成19年度支部法対策統一課題検討結果報告書」より抜粋、一部加筆・修正した。

(注) ①はアンケートの決算期(各月)ごとの申告件数、②は①のうち、特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入が適用された件数、③は①に占める②の割合、④は損金不算入となり増加した所得金額の合計額、⑤は会社法施行後に設立された法人件数、⑥は①に占める⑤の割合、⑦は適用除外要件緩和後の制度適用予測件数、⑧は①に占める⑦の割合。なお、10月決算法人以降は予測による件数である。

①の申告件数に対する損金不算入制度の該当件数の割合は12.34%であり、これを2006年時点の全国の法人数2,853,438件から推計すると352,114件、約35万2千件が対象となる<sup>(12)</sup>(東京税理士会推計値は国税庁発表の会社標本調査をもとに32万件と推計した)。

この数値は適用件数についての衆議院の答弁書による標本調査が全法人数の4.8%、11万7千件であるという回答と比較すると大きく異なる結果となった。ただし、この標本調査は3月決算法人のみを調査対象としていたため、実際の適用件数とは乖離している可能性も考えられる。また、東京税理士会の調査結果についても地域的に都市部でのアンケート結果となるため、全国水準と比較すると平均的な所得が大きくその結果、適用割合が高くなっているということも考えられる。いずれにしても実際の実施件数と増加所得金額等の課税の実態の公表が望まれるところである<sup>(13)</sup>。

本制度の趣旨説明によれば、事業所得者の租税回避目的のみの法人成りの抑制という目的も導入目的の一つとしてあった。アンケートを実施した東京税理士会では「会社法施行後に設立された法人で課税対象となる法人数は全体の0.6%であり、当該法律が、本来予定したであろう、高額所得者の法人成りによる租税回避行為の防止策としては極めて少な

い件数である。全国規模へ引きなおしても15千社程度であり、従前からの同族法人に対する課税強化がなされただけに過ぎない結果を示している。」とコメントしている。これは2006年度設立法人110,699件のうち15.47%が対象となったこととなるが、この割合によって租税回避行為が抑止できたという評価になるのかについては疑問である。仮に抑止効果があったという評価ができるとしても、全法人数に対する新規設立法人への適用の割合はわずか0.6%に過ぎない。このことから、制度導入の主たる目的は、既存の同族法人における「経費の二重控除」を解消することにあったといえる。適用2年目以降の課税状況についても該当社数は減少するが、その影響は依然として大きなものである。

#### 4. 制度の問題点

本制度の立法趣旨およびその内容は、三一年答申の際に提示された「法人企業を個人事業者的に課税する」という考え方に基づいたものであると考えられる。しかし、創設当初から様々な問題点が指摘されている。その主なものとして、①立法過程のあり方、②会社法の理念との矛盾、③税法理論上の矛盾、④前述した中小企業への影響、等が挙げられる。

まず①については、2006年度税制改正大綱決定の直前に具体的な制度案が提示されたが、必ずしも事前の議論が十分になされたとはいえない状態での施行となった。

次に②については、2006年に施行された会社法では創業を支援することを理念としているが、同制度により創業支援を抑止してしまう効果を及ぼす可能性がある。

また③に関しては、国税庁から公表された前記のQ&Aでは、制度の創設に関する前提として「経費の二重控除」について言及している。「経費の二重控除」については、個人形態と法人形態の間の税負担の公平性の観点からこれまでも議論がなされてきた。しかし、法人が役員に支払った経費（給与）は法人が収益を得るためにかかるものであるのに対し、給与所得から控除される給与所得控除は概算経費控除であるとしても給与収入を得るためにかかるものである。これら両者の経費は性質のまったく異なるものである。

そもそも「経費の二重控除」の議論は、法人税法上の損金算入の要件と、所得税法上の給与所得控除制度という異なる税法体系間の問題を同一視することで生じている。これは個人と法人が別人格であるという前提を否定する点で疑問視されている。

#### IV おわりに

1940年に法人税法が所得税法から独立して以来、今日までわが国では原則として、「法人には法人税、個人には所得税」という法人格の有無を基準に課税がなされている。そのため中小法人が法人成りによって形式的に法人課税がなされるので、実態に則した課税が出来ていないという意見があり、この問題は今日に至るまで解決されていない。

みなし法人課税選択制度及び特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度は、どちらも課税の公平性をめざして導入された制度である。しかし、いずれも問題点が多く税負担の不公平感の解消には至っていない。また、みなし法人課税選択制度は時限立法である租税特別措置法上のものであったのに対し、特殊支配同族会社の業務主宰役員

損金不算入制度は、法人税法に規定された法律であるから、この制度の重要度はより大きなものである。

2005年6月に、税制調査会が発表した「個人所得課税に関する論点整理」は、給与所得について雇用形態の多様化を考慮し、「雇用関係の有無だけをもって給与所得者と個人事業者を比較し、その置かれた立場の強弱を一律に論ずることは難しくなりつつある」とし、給与所得者であることを理由として、所得の計算にあたって給与所得控除を適用する必要性は乏しくなっていることを指摘している。その上で、上記の論点整理は、現行の給与所得控除の見直しをはかり、さらには特定支出控除の対象範囲の拡大による実額控除について検討する必要があることを述べている。

オーナー経営者は、自らの給与所得を得るための必要経費に相当するものを同族法人から支出させる傾向が強いので、実額経費はゼロに等しい金額になるだろう。同族法人のオーナー経営者の役員給与について適用される給与所得控除が、一般の給与所得者と同じ割合であることにより、過大な「経費の二重控除」が生じているのであれば、オーナー経営者の給与所得控除を実額控除にすることを検討すべきである。その前提として、給与所得控除の性質については、近年では概算経費控除の意味合いが大きいという説明がなされているものの、いまだに明確なその存在理由を検証出来ていない点を改善しなければならない。その上で、オーナー経営者の給与所得控除を実額控除にすることにより、所得税法上の問題である給与所得控除に起因する「経費の二重控除」は解消される部分が大きいと思われる。そうすると、法人税法35条の実質的な存在意義はなくなるはずである。

<注>

- (1) 本制度の該当社数は、2007年3月決算法人と2008年3月決算法人に関して行った標本調査の結果によるもの。同族会社数に占める同制度の該当法人数の割合は、2007年3月決算法人が約4.8%、2008年3月決算法人が約2.3%で、この割合を基に該当社数が機械的に推計されている。
- (2) 田近栄治＝八塩裕之「税制と事業形態選択―日本のケース」日本財政学会編『グローバル化と現代財政の課題（財政研究第1巻）』177頁（有斐閣、2005年）は、日本の自営業者の節税行動についての問題を扱っている。
- (3) 「三一年答申」については、相原安夫「みなし法人課税選択制度をめぐる諸問題」税務大学校論叢9号49頁以下（1975年）を参考にして記述した。
- (4) 課税所得算定上、「給与所得控除相当額」と「法人税及び住民税相当額」が課税総所得金額の計算上、減額要素となり、みなし法人所得額のうち、配当所得とみなされる金額についても配当控除が適用されるため税負担の減額要素となる。これに対し、みなし法人所得額については所得税の最低税率に比べて高率のみなし法人税相当の所得税率が適用されるので税負担の増額要素となる。これらの関係から、事業所得等の金額と事業主報酬の金額が一致した場合に税負担が最小となる。
- (5) 国税庁編『昭和48年改正税法のすべて』46頁（国税庁、1973年）。
- (6) 相原・前掲注（3）60頁。
- (7) 相原・前掲注（3）76頁。
- (8) 相原・前掲注（3）80頁。
- (9) 特殊支配同族会社とは、内国法人である同族会社の業務主宰役員および業務主宰役員関連者が、その

同族会社の発行済株式または出資の総数または総額の90%以上に相当する数または金額の株式または出資を有する場合、かつ、業務主宰役員および常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超える同族会社のことを指している（法人税法35条1項）。

- (10) 業務主宰役員とは、会社の経営に最も中心的に関わっている役員一人をいい、個人に限られる（法人税法基本通達9-2-53）。なお、国税庁による平成19年3月13日付課法2-3ほか1課共同「法人税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明によれば、「この「業務主宰役員」とは、法人の業務を主宰している役員一人を指す概念であり、個人に限ることとされている（法人税法35条1項）。具体的には、税務上の役員（法人税法2条15号、法人税法施行令7条）のうち、会社の経営に最も中心的に関わっている役員をいうこととなり、通常は、代表取締役や社長といわれる役員がこれに該当することになることが多いと考えられ、その判定に困難が伴うといったことはあまり想定できない。しかしながら、会社における役員の肩書きや給与の金額と実際の業務の主宰者（オーナー）が誰であるかといった点との関係は、その会社により区々であるとも考えられることから、単に肩書きにより判定するのではなく実質的な関わりにより判定する場面も生じよう。この場合の判定に当たっては、例えば、事業計画の策定、多額の融資契約の実行、人事権の行使等に際しての意思決定の状況や役員給与の多寡などもその判断の要素になると考えられる。」ということである。
- (11) その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（基準期間）の所得金額又は欠損金額及び業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額の平均額。
- (12) 「長期時系列データ・法人税」国税庁  
〈<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>〉（2009年7月6日最終アクセス）。
- (13) 筆者が関東信越国税局法人課税課に確認した結果、国会の答弁のために実施した3月決算法人を対象とした標本調査以降、特殊支配同族会社の損金不算入制度の適用状況に関する調査は行っていないとのことだった。

<注に掲げられた以外の参考文献>

- ・佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂、2009年）。
- ・金子宏『租税法』（弘文堂、第14版、2009年）。
- ・注解所得税法研究会編『注解所得税法』（大蔵財務協会、4訂版、2005年）。
- ・八塩祐之『個人自営業者の節税行動—専従者給与によるインカム・シフティング（ディスカッション・ペーパー）』（財務総合政策研究所、2005年）。
- ・太田弘子ほか『所得税における水平的公平性について（経済財政分析ディスカッション・ペーパーシリーズ）』（内閣府、2003年）。
- ・林宏昭『どう臨む、財政危機下の税制改革』（清文社、2002年）。
- ・森信茂樹『わが国所得税課税ベースの研究』（日本租税研究会、2002年）。
- ・小西砂千夫『日本の税制改革—最適課税論によるアプローチ』（有斐閣、1997年）。
- ・鶴田廣巳＝藤岡純一『税制改革への視点—租税民主主義の発展に向けて』（中央経済社、1988年）。
- ・水野正一『財政再建と税制改革』（名古屋大学出版会、1988年）。
- ・河野惟隆『個人所得税の研究』（税務経理協会、1987年）。
- ・宮島洋『租税論の展開と日本の税制』（日本評論社、1986年）。
- ・大島隆夫＝西野襄一『所得税法の考え方・読み方』（税務経理協会、第2版、1986年）。
- ・北野弘久『現代税法の構造』（勁草書房、1972年）。
- ・荒井晴仁「法人成りと国民経済計算—国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について」レファ

- レンス56巻9号31頁（2006年）。
- ・ 金山剛「特殊支配同族会社における役員給与規制の考察」札幌学院法学23巻第1号39頁（2006年）。
  - ・ 蜂屋勝弘「所得税改革の方向性を考える—公正・透明、チャレンジへのサポート、高齢化を乗り切る税制改革」Japan research review（日本総合研究所）144号9号（2002年）。
  - ・ 金子宏「所得課税のあり方」租税研究627号35頁（2002年）。
  - ・ 田近栄治＝古谷泉生「日本の所得税—現状と理論」フィナンシャル・レビュー53号129頁（2000年）。
  - ・ 水野忠恒「2000年から見たシャウプ勧告50年の評価と課題」租税研究605号42頁（2000年）。
  - ・ 跡田直澄ほか「日本の所得課税を振り返る」フィナンシャル・レビュー50号29頁（1999年）。
  - ・ 橋本恭之「直接税中心主義のゆくえ」税研88号27頁（1999年）。
  - ・ 林建久「シャウプ勧告の意味するもの」税研88号20頁（1999年）。
  - ・ 野口悠紀雄「所得税改革のあり方」税研88号26頁（1999年）。
  - ・ 増井良啓「資本所得課税を存続させるための方策」税研83巻45頁（1999年）。
  - ・ 宮口定雄「給与所得控除の意義とあり方」税研79号53頁（1998年）。
  - ・ 田中治「給与所得課税の論点」税研79号46頁（1998年）。
  - ・ 東京税理士会法対策委員会「平成19年度支部法対等統一課題検討結果報告書」（2008年）。
  - ・ 税制調査会基礎問題小委員会「個人所得税に関する論点整理」（2005年）。
  - ・ 臨時税制調査会「最近の諸情勢に即応すべき税制改正の方策に関する諮問に関する答申」（1956年）。